

官報

号外 平成五年十一月五日

○ 第百二十八回 参議院会議録第五号(その一)

平成五年十一月五日(金曜日)

午前十時一分開議

○ 議事日程 第五号

平成五年十一月五日

午前十時開議

第一 みなみまぐろの保存のための条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 航空業務に関する日本国とネバール王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第三 日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第四 水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第五 保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案(厚生委員長提出)

第六 行政手続法案(内閣提出、衆議院送付)

第七 行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第九 特別職の職員の給与に関する法律の一部

を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一〇 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一一 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一二 檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一三、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第一四、日程第一より第一二まで

○ 本日の会議に付した案件

一、日程第一より第一二まで

二、日程第一より第一二まで

三、日程第一より第一二まで

四、日程第一より第一二まで

五、日程第一より第一二まで

六、日程第一より第一二まで

七、日程第一より第一二まで

八、日程第一より第一二まで

九、日程第一より第一二まで

十、日程第一より第一二まで

十一、日程第一より第一二まで

十二、日程第一より第一二まで

(いすれも衆議院送付)
以上三件を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。外務委員長井上章平君。

〔審査報告書及び議案は本号(その一)に掲載〕

〔井上章平君登壇、拍手〕

〔賛成者起立〕

〔井上章平君、ただいま議題となりました条約三件につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。〕

まず、みなみまぐろ保存条約は、ミナミマグロの保存及び最適利用を適当な管理を通じて確保することを目的として、保存委員会の設置、ミナミマグロの保存、管理等に係る措置等について定めるものであります。

次に、ネバールとの航空協定は、我が国とネバールとの間の定期航空業務の開設を目的として、そのための権利の相互許与、業務の開始及び運営についての手続、及び両国の指定航空企業が業務を行なうことができる路線等を定めるものであります。

次に、日中航空協定の改正議定書は、近年の両国間の航空輸送需要の増加等に対応することを目的として、定期航空業務の運営のために、両国が指定する航空企業の数を「以上」とすることができるよう改めるものであります。

委員会におきましては、みなみまぐろ保存条約の締約国の大拡大、カトマンズ空港施設の改善に対する我が国の協力、海外渡航者の増加とその安全対策等の諸問題について質疑が行われましたが、詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、三件はいすれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔審査報告書及び議案は本号(その一)に掲載〕

〔竹村泰子君登壇、拍手〕

〔賛成者起立〕

〔竹村泰子君、ただいま議題となりました法律案につきまして、環境特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。〕

本法律案は、水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の施行状況にかんがみ、環境大臣に対して水俣病に係る認定の申請をすることができる期限を平成八年九月三十日まで延長するところも、同法の適用対象となる公害健康被害の補償等

官報号外

に関する法律による水俣病に係る認定の申請をした者の範囲を昭和六十二年八月三十一日以前に同法による認定の申請をしていた者で当該申請に関する処分を受けていないものまで拡大することにより、水俣病の認定業務の一層の促進を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、水俣病問題の早期解決等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して有効委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○誰長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○誰長(原文兵衛君) 過半数と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

改正の内容は、保健士の名称を用いて保健指導に従事することを業とする男子について、保健婦看護婦法の一部を改正する法律案(厚生委員長提出)

○誰長(原文兵衛君) 日程第五 保健婦看護婦法の一部を改正する法律案(厚生委員長提出)を議題といたします。

まず、提出者の趣旨説明を求めます。厚生委員長会田長栄君。

〔議案は本号(その二)に掲載〕

〔会田長栄君登壇、拍手〕

○会田長栄君 ただいま議題となりました保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案につきまして、厚生委員会を代表して、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国における急速な高齢化の進展、保健医療を取り巻く環境の変化等に伴い、地域における保健指導の業務は重要性が著しく増大しており、これを担う質の高いマンパワーを確保していくことは極めて重要な課題であります。

しかしながら、現状では、この地域保健業務は保健婦として女子にしか開かれていないことから、これを男子にも門戸を開き、地域保健の専門的な扱い手を確保することが求められておりました。

○誰長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○誰長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○誰長(原文兵衛君) 過半数と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

改正の内容は、保健士の名称を用いて保健指導に従事することを業とする男子について、保健婦看護婦法の一部を改正する法律案(厚生委員長提出)

○誰長(原文兵衛君) 日程第五 保健婦看護婦法の一部を改正する法律案(厚生委員長提出)を議題といたします。

なお、この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行することとしております。

以上がこの法律案を提出する理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

〔岡部三郎君登壇、拍手〕

○誰長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○誰長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

行政手続法案は、行政庁の処分、行政指導及び届け出に関する手続に関し、共通する事項を定めます。

まず、行政手続関係二法案について御説明申し上げます。

行政手続法案は、行政庁の処分、行政指導及び届け出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的とするものであります。

第一に、申請に対する処分に関して、審査基準及び標準処理期間の設定・公表、申請に対する審査及び応答、拒否処分の理由提示、公聴会の開催等について定めております。

第二に、不利益処分に関して、処分基準の設

定・公表、聴聞または弁明機会の付与、不利益処分の理由の提示等について定めております。

第三に、行政指導に関して、行政指導の一般原則の明示、行政指導を行う者の責務、行政指導の

趣旨、内容、責任者の明示等について定めており

ます。

官 報 (号) 外

第四に、これらの手続に関する一定のものについての適用除外措置を講ずることとするほか、届け出、地方公共団体の行政手続等に関する必要な規定を整備しようとするものであります。

次に、行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案は、行政手続法が行政庁が処分を行おうとする場合の手続に関する一般法として施行されるのに伴いまして、関係法律三百六十件について必要な規定の整備を行おうとするものであ

りまして、本法の区分によれば、弁明によるところの不利益処分に聽聞を認める特例、行政手続法の規定と重複する手続規定の削除、関係法律に規定されている聽聞等の名称の整理、行政手続法に定める規定の適用除外等に関する必要な措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括して議題とし、規制緩和と行政手続法の関係、適用除外の理由、命令制定手続及び計画策定期間の整備問題等について質疑が行われ、また、参考人から意見を聴取いたしましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わりましたところ、一般職員給与法

規定を整備しようとするとするものであります。

次に、給与関係三法案について御説明申し上げます。

まず、一般職の職員の給与等に関する法律の一

部を改正する法律案は、本年八月の給与についての人事院勧告を完全実施しようとするものであります。

その内容は、一般職の職員の俸給月額、初任給

調整手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当及び期末手当の額の改定を行うとともに、超過勤務

手当及び休日給の支給割合を一定の範囲内で人事院規則で定める割合とすること等を行おうとするものであります。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定にあわせて特別職の職員の給与の額の改定を行おうとするものであります。

次に、防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の職員の例に準じ

質疑を終わりましたところ、行政手続法整備法案に対し、日本共産党の鶴濱委員より、国税通則法及び地方税法に係る申請に対する処分、不利益処分及び行政指導に関する一定の手続の適用除外規定を削除する修正案が提出されました。

次いで、順次採決の結果、行政手続法案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定

し、また、行政手続法整備法案は、鶴濱委員提出の修正案を否決した後、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。次に、給与関係三法案について御説明申し上げます。

まず、一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、本年八月の給与についての人事院勧告を完全実施しようとするものであります。

まず、一般職の職員の給与等に関する法律の一

部を改正する法律案は、鶴濱委員提出の修正案を否決した後、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

本修正案は予算を伴うものでありますので、内閣の意見を聴取いたしましたところ、石田総務庁長官より、政府としては反対である旨の発言があります。

本修正案は予算を伴うものでありますので、内閣の意見を聴取いたしましたところ、石田総務庁長官より、政府としては反対である旨の発言があります。

その内容は、一般職の職員の俸給月額、初任給

調整手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当及び期末手当の額の改定を行うとともに、超過勤務

手当及び休日給の支給割合を一定の範囲内で人事院規則で定める割合とすること等を行おうとするものであります。

その内容は、一般職の職員の俸給月額、初任給

調整手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当及び期末手当の額の改定を行うとともに、超過勤務

手当及び休日給の支給割合を一定の範囲内で人事院規則で定める割合とすること等を行おうとするものであります。

その内容は、一般職の職員の俸給月額、初任給

調整手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当及び期末手当の額の改定を行うとともに、超過勤務

手当及び休日給の支給割合を一定の範囲内で人事院規則で定める割合とすること等を行おうとするものであります。

その内容は、一般職の職員の俸給月額、初任給

調整手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当及び期末手当の額の改定を行うとともに、超過勤務

手当及び休日給の支給割合を一定の範囲内で人事院規則で定める割合とすること等を行おうとするものであります。

その内容は、一般職の職員の俸給月額、初任給

調整手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当及び期末手当の額の改定を行うとともに、超過勤務

質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わりましたところ、一般職職員給与法

改正案に対し、日本共産党の鶴濱委員より、期末手当の支給割合の引き下げに関する規定を削除する修正案が提出されました。

本修正案は予算を伴うものでありますので、内閣の意見を聴取いたしましたところ、石田総務庁長官より、政府としては反対である旨の発言があります。

本修正案は予算を伴うものでありますので、内閣の意見を聴取いたしましたところ、石田総務庁長官より、政府としては反対である旨の発言があります。

その内容は、一般職の職員の俸給月額、初任給

調整手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当及び期末手当の額の改定を行うとともに、超過勤務

手当及び休日給の支給割合を一定の範囲内で人事院規則で定める割合とすること等を行おうとするものであります。

その内容は、一般職の職員の俸給月額、初任給

調整手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当及び期末手当の額の改定を行うとともに、超過勤務

手当及び休日給の支給割合を一定の範囲内で人事院規則で定める割合とすること等を行おうとするものであります。

その内容は、一般職の職員の俸給月額、初任給

調整手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当及び期末手当の額の改定を行うとともに、超過勤務

手当及び休日給の支給割合を一定の範囲内で人事院規則で定める割合とすること等を行おうとするものであります。

その内容は、一般職の職員の俸給月額、初任給

調整手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当及び期末手当の額の改定を行うとともに、超過勤務

手当及び休日給の支給割合を一定の範囲内で人事院規則で定める割合とすること等を行おうとするものであります。

その内容は、一般職の職員の俸給月額、初任給

手当及び休日給の支給割合を一定の範囲内で人事院規則で定める割合とすること等を行おうとするものであります。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び防衛庁の職員の給与等に関する法律案についての内閣提出、衆議院送付

等に関する法律の一部を改正する法律案

両法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、その例に準じて裁判官及び検察官の給与を改定しようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、給与改定早期実施の必要性、期末手当支給割合の引き下げが給与改定率に及ぼす影響、裁判官、検察官の給与改定のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終わり、順次採決した結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより両案を一括して採決いたします。

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よって、両案は全会一致をもって可決されました。

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。議院運営委員長 大森昭君。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時二十四分散会

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲

載〕

〔大森昭君登壇、拍手〕

○大森昭君 ただいま議題となりました国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして御報告申し上げます。

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書に適用されている別表第一及び別表第二の給料表の全部改定等を行おうとするものであり、本年四月から適用することとしたとしております。

委員会におきましては、審査の結果、本法律案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

沢田 一精君 岩崎 純三君

大河原太一郎君 山本 富雄君

吉村剛太郎君 太田 豊秋君

笠原 潤一君 狩野 安君

加藤 紀文君 岡 利定君

上野 公成君 関根 則之君

前島英三郎君 成瀬 守重君

野村 五男君 星野 朋市君

大島 慶久君 堀井 一宇君

松谷蒼一郎君 真島 一男君

矢野 哲朗君 中曾根弘文君

南野知恵子君 清水 達雄君 下稻葉耕吉君

佐藤 泰三君 佐藤 静雄君 志村 哲良君

河本 三郎君 合馬 敬君 浦田 勝君 木宮 和彦君

鹿熊 安正君 片山虎之助君 斎藤 文夫君 小野 清子君

木暮 山人君 尾辻 秀久君 清水嘉与子君 石井 道子君 松浦 孝治君

陣内 孝雄君 石川 弘君 尾辻 秀久君 青木 幹雄君 守住 有信君

野沢 太三君 大浜 方栄君 井上 章平君 清水嘉与子君 石井 道子君 上杉 光弘君

竹山 裕君 大塚清次郎君 二木 秀夫君 久世 公堯君 永田 良雄君

大木 浩君 村上 正邦君 富崎 秀樹君 岩野 裕君 高木 正明君

遠藤 要君 野末 陳平君 田辺 哲夫君 鈴木 省吾君 関部 三郎君 板垣 正君

椎名 素夫君

北 修二君 坂野 重信君

井上 裕君 下条進一郎君 平井 卓志君

井上 孝君 井上 孝君 前田 黙男君

西田 吉宏君 岩崎 昭弥君

森山 真弓君 紀平 勝子君

吉川 芳男君

田沢 智治君

中尾 則幸君 栗原 君子君

大脇 雅子君

官報(号外)

平成五年十一月五日 参議院会議録第五号(その一) 議長の報告事項

薬科 満治君	三重野栄子君	山田 健一君	上山 和人君	中川 嘉美君	猪木 寛至君	勝木 健司君	市川 正一君	猪木 寛至君	通信委員
種田 誠君	肥田 美代子君	岩本 久人君	堀 利和君	細谷 昭雄君	西岡 瑞穂子君	吉岡 吉典君	古川 太三郎君	中尾 則幸君	辻任
櫻井 規順君	三上 隆雄君	堂本 晓子君	片上 公人君	牛嶋 正君	牛嶋 正君	星川 保松君	磯村 修君	荒木 清實君	川橋 幸子君
森 暢子君	森 年子君	深田 銀君	菅野 善君	菅野 善君	菅野 善君	中村 錠一君	井上 計君	鶴岡 洋君	吉田 之久君
國弘 正雄君	篠崎 年子君	大瀬 絹子君	千葉 景子君	大久保直彦君	矢原 秀男君	常松 克安君	村沢 牧君	清水 澄子君	洋君
竹村 泰子君	竹村 泰子君	千葉 景子君	竹村 泰子君	高桑 栄松君	瀬谷 英行君	綱村 稔夫君	立木 洋君	吉田 之久君	猪木 寛至君
一井 淳治君	前畠 幸子君	志苦 裕君	志苦 裕君	山崎 順子君	羽田 改君	中西 珠子君	上田耕一郎君	猪木 寛至君	猪木 寛至君
上野 雄文君	上野 雄文君	小川 仁一君	和田 教美君	西川 潔君	三ヶ月 章君	中西 啓介君	石田幸四郎君	吉田 之久君	吉田 之久君
測上 貞雄君	測上 貞雄君	梶原 敬義君	和田 教美君	寺澤 芳勇君	羽田 改君	羽田 改君	上田耕一郎君	猪木 寛至君	猪木 寛至君
本岡 昭次君	大森 昭君	鈴木 和美君	和田 教美君	河本 英典君	厚生大臣	羽田 改君	石田幸四郎君	吉田 之久君	吉田 之久君
峰崎 直樹君	及川 一夫君	矢田部 理君	和田 教美君	島袋 宗康君	大内 啓伍君	羽田 改君	石田幸四郎君	吉田 之久君	吉田 之久君
青木 新次君	本岡 昭次君	田 英夫君	和田 教美君	武田邦太郎君	大内 啓伍君	羽田 改君	石田幸四郎君	吉田 之久君	吉田 之久君
峰崎 直樹君	大森 昭君	今井 盛君	和田 教美君	釣富 鮎君	國務大臣	羽田 改君	石田幸四郎君	吉田 之久君	吉田 之久君
青木 新次君	及川 一夫君	田 英夫君	和田 教美君	島袋 宗康君	國務大臣	羽田 改君	石田幸四郎君	吉田 之久君	吉田 之久君
峰崎 直樹君	及川 一夫君	今井 盛君	和田 教美君	武田邦太郎君	國務大臣	羽田 改君	石田幸四郎君	吉田 之久君	吉田 之久君
吉田 達男君	吉田 達男君	吉川 春子君	吉川 春子君	釣富 鮎君	國務大臣	羽田 改君	石田幸四郎君	吉田 之久君	吉田 之久君
武田 節子君	武田 節子君	小林 正君	小林 正君	島袋 宗康君	國務大臣	羽田 改君	石田幸四郎君	吉田 之久君	吉田 之久君
会田 長栄君	会田 長栄君	栗森 真君	栗森 真君	高崎 裕子君	國務大臣	羽田 改君	石田幸四郎君	吉田 之久君	吉田 之久君
木庭健太郎君	木庭健太郎君	寺崎 昭久君	寺崎 昭久君	萩野 浩基君	國務大臣	羽田 改君	石田幸四郎君	吉田 之久君	吉田 之久君
松尾 官平君	松尾 官平君	橋本 敦君	橋本 敦君	江本 孟紀君	國務大臣	羽田 改君	石田幸四郎君	吉田 之久君	吉田 之久君
農林水産委員会	農林水産委員会	鶴岡 洋君	鶴岡 洋君	河本 英典君	國務大臣	羽田 改君	石田幸四郎君	吉田 之久君	吉田 之久君
外務委員会	外務委員会	辻任	辻任	島袋 宗康君	國務大臣	羽田 改君	石田幸四郎君	吉田 之久君	吉田 之久君
辻任	辻任	補欠	補欠	高崎 裕子君	國務大臣	羽田 改君	石田幸四郎君	吉田 之久君	吉田 之久君
川橋 幸子君	川橋 幸子君	鶴岡 洋君	鶴岡 洋君	萩野 浩基君	國務大臣	羽田 改君	石田幸四郎君	吉田 之久君	吉田 之久君
中尾 則幸君	中尾 則幸君	荒木 清寛君	荒木 清寛君	江本 孟紀君	國務大臣	羽田 改君	石田幸四郎君	吉田 之久君	吉田 之久君
同日二十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議長において選任した理事は次のとおりである。	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。	同日議長において選任した理事は次のとおりである。	同日議長において選任した理事は次のとおりである。	同日議長において選任した理事は次のとおりである。	同日議長において選任した理事は次のとおりである。	同日議長において選任した理事は次のとおりである。	同日議長において選任した理事は次のとおりである。
環境基本法案(閣法第五号)	環境基本法案(閣法第五号)	理事 潤上 貞雄君 (志苦裕君の補欠)	理事 潤上 貞雄君 (志苦裕君の補欠)	堀 利和君	堀 利和君	栗森 真君	栗森 真君	中尾 則幸君	中尾 則幸君
環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第六号)	環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第六号)	小林 正君	小林 正君	西野 康雄君	西野 康雄君	吉田 之久君	吉田 之久君	川橋 幸子君	川橋 幸子君
民間海外援助事業の推進のための物品の譲与に関する法律案	民間海外援助事業の推進のための物品の譲与に関する法律案	寺崎 昭久君	寺崎 昭久君	寺崎 昭久君	寺崎 昭久君	寺崎 昭久君	寺崎 昭久君	洋君	洋君

官 報 (号 外)

同日委員長から次の報告書が提出された。

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法

一部を改正する法律案(衆第一号)審査報告書

同日本院は、中央社会保険医療協議会委員に工藤敦夫君を任命することに同意した旨内閣に通知し

た。

片山虎之助君
同日議長は、國土審議会特別委員（中國地方開港等特別委員会）に次の本院議員を推薦する旨内閣に通知した。

內閣委員

		外務委員
田村 秀昭君	永野 茂門君	補欠
辞任	補欠	
永野 茂門君	田村 秀昭君	補欠
去る一日議長において、次のとおり常任委員の選任を許可し、その補欠を指名した。		

久保田真田君
国会法第四十二
条第二項ただし
書の規定による

大脇 雅子君

に関する法律

官報(号外)

防衛厅の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二二二号)審査報告書
同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

記

異動前の 官職名	氏名	官職名	異動後 年月日
水産庁長 官事務代理	島 一雄 (解職) 平三〇一・四		

同日内閣総理大臣から議長宛、同日外務省欧亜局長野村一成君及び外務省經濟協力局長平林博君の第百二十八回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。
同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の方を、第百二十八回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省欧亜局長事務代理 津守 澄君

外務省經濟協力局長事務代理 上田 秀明君

水産庁長官 鎮西 迪雄君

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省欧亜局長事務代理津守滋君外二名(同日議長承認)を、第百二十八回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

官 報 (号 外)

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

平成五年十一月五日 参議院会議録第五号(その一)

官報

号外 平成五年十一月五日

○ 第百二十八回 参議院会議録第五号(その二)

〔本号(その一)参照〕

審査報告書

みなみまぐろの保存のための条約の締結について承認を求める件
右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成五年十一月四日

外務委員長 井上 章平
参議院議長 原 文兵衛殿

みなみまぐろの保存のための条約の締結について承認を求める件
右は本院において承認することを議決した。よって国会法第八十三条により送付する。
平成五年十月二十六日

参議院議長 原 文兵衛殿
衆議院議長 土井たか子

みなみまぐろの保存のための条約の締結について承認を求める件
日本国憲法第七十三条规定の規定に基づき、国会の承認を求める。

要領書

一、委員会の決定の理由
この条約は、みなみまぐろの保存及び最適利用を適切な管理を通じて確保するため、みなみまぐろ保存委員会を設置し、みなみまぐろの保存、管理等に係る措置を決定すること等について定めたものである。我が国がこの条約を締結することは、関係国による国際的な管理体制の下で、みなみまぐろの保存及び最適利用を一層効果的に確保するものと期待されるほか、我が國漁業者によるみなみまぐろ漁業の安定的操業の維持に資する観点から有意義であるので、妥当な措置と認める。

一、費用

この条約により設置されるみなみまぐろ保存委員会の運営のための分担金を支出することとなる。

諸国が排他的経済水域又は漁業水域を設定し、かつ、これらの水域内において生物資源の探査、開発、保存及び管理のための主権的権利又は管轄権を国際法に従って行使していることに留意し、みなみまぐろがこれらの水域を通過して回遊す

る高度回遊性の種であることを認め、

みなみまぐろが自国の排他的経済水域又は漁業水域を通過して回遊する沿岸国が、これらの水域内においてみなみまぐろを含む生物資源の探査、開発、保存及び管理のための主権的権利を行使していることに留意し、

みなみまぐろの保存及び管理のための科学的情報の収集の重要性

に因連する種に関する科学的情報の収集の重要性並びにみなみまぐろ及び生態学上これ

を認め、

みなみまぐろの保存及び最適利用を確保するため、協力することを認め、

みなみまぐろの保存委員会に対し、

規定により拘束力を有することとなる措置の遵守を確保するため、すべての必要な行動をとらね。

第五条

1 各締約国は、この条約の実施及び第八条の規定により拘束力を有することとなる措置の遵守を確保するため、すべての必要な行動をとらね。

2 締約国は、みなみまぐろ保存委員会に対し、規定により拘束力を有することとなる措置の遵守を確保するため、すべての必要な行動をとらね。

3 締約国は、適当な場合には、みなみまぐろ及び生態学上関連する種の科学的調査に關係のある種の保存に關係のある科学的情報、漁獲量及び漁獲努力に係る統計その他の資料を速やかに提供する。

4 締約国は、この条約の締約国でない国又は団体の国民、住民又は船舶によるみなみまぐろの漁獲に関する情報の交換について協力する。

5 委員会は、委員会を維持することに合意する。

6 委員会は、毎年八月一日の前に又は委員会が決定する他の時期に年次会合を開催する。

7 委員会は、各年次会合において、代表のうち後任者がその次の年次会合において選出されるまでの間を在任する。代表は、議長として行動する場合には、投票権を有しない。

8 委員会の特別会合は、いずれかの締約国の要請により、かつ、その要請が少なくとも他の二の締約国が支持を得た場合に、議長が招集す

る。

第六条

1 締約国は、この条約によりみなみまぐろ保存委員会は、委員会において三人以下の代表により代表されるものとする。これらの代表は、専門家及び顧問を同様することができる。

2 各締約国は、委員会において三人以下の代表により代表されるものとする。これらの代表は、専門家及び顧問を同様することができる。

3 委員会は、毎年八月一日の前に又は委員会が決定する他の時期に年次会合を開催する。

4 委員会は、各年次会合において、代表のうち後任者がその次の年次会合において選出されるまでの間を在任する。代表は、議長として行動する場合には、投票権を有しない。

5 委員会の特別会合は、いずれかの締約国の要請により、かつ、その要請が少なくとも他の二の締約国が支持を得た場合に、議長が招集す

6 特別会合は、この条約に関連するすべての事項を審議することができる。	(c) みなみまぐろに関するその他の情報
7 委員会の会合の定足数は、締約国の総数の三分の一とする。	2 委員会は、次に掲げる事項について審議する。 (a) この条約及びこの条約の規定に基づいて採択する措置の解釈及び実施 (b) みなみまぐろの保存、管理及び最適利用のための規制措置
8 委員会は、その第一回会合において委員会の任務の遂行に必要な手続規則その他の運営上の内部規則を決定する。委員会は、必要な場合には、これらの規則を改正することができる。	(c) 次条に定める科学委員会によって報告される事項 (d) 次条に定める科学委員会に委託する事項 (e) 第十条に定める事務局に委託する事項 (f) この条約の規定を実施するために必要なその他の活動
9 委員会は、法人格を有するものとし、他の国際機関との関係において及び締約国の領域において、その任務の遂行及びその目的の達成のために必要な法律上の能力を有する。締約国の領域における委員会及びその職員の特権及び免除は、委員会と関係締約国との間で合意するところによる。	3 みなみまぐろの保存、管理及び最適利用のため、 (a) 委員会は、次条2(c)及び(d)に規定する科学委員会の報告及び勧告に基づき他の適切な措置を決定しない限り、総漁獲可能量及び締約国に対する割当量を決定する。
10 委員会は、第十一条の規定に基づき事務局を設置する時に委員会の本部の所在地を決定する。	4 委員会は、3の規定に基づき締約国に対する割当量を決定する際に、次の事項を考慮する。 (a) 関連する科学的な証拠 (b) みなみまぐろ漁業の秩序ある持続的発展の必要性
11 委員会は、第十一条の規定に基づき事務局を設置する時に委員会の本部の所在地を決定する。	5 委員会は、3の規定に基づく措置及び勧告をすべての締約国に速やかに通告する。
12 委員会は、委員会の公用語は、日本語及び英語とする。	6 委員会は、3の規定に基づいて決定されるすべての措置は、締約国を拘束する。
13 委員会は、委員会の公用語は、日本語及び英語とする。	7 委員会は、3の規定に基づいて採択する措置の実効的な実施を達成するため、できる限り早期にかつ国際法に反することなく、みなみまぐろに関連するすべての漁獲の活動の状況を把握する制度を開発する。
第七条 各締約国は、委員会において一の票を有する。	8 委員会は、その任務の遂行上望ましいと認められる補助機関を設置することができる。
14 委員会の決定は、委員会の会合に出席する締約国全会一致の投票によって行う。	9 委員会は、みなみまぐろの保存及び管理に必要な科学的知識を増進するため並びにこの条約及びこの条約の規定に基づいて採択する措置の効果的な実施を達成するため、できる限り早期にかつ国際法に反することなく、みなみまぐろに関連するすべての漁獲の活動の状況を把握する制度を開発する。
第八条 1 委員会は、次に掲げる情報を収集し、及び蓄積する。 (a) みなみまぐろ及び生態学上関連する種に関する科学的情報、統計資料その他の情報 (b) みなみまぐろ漁業に係る法令及び行政措置に関する情報	10 委員会は、その任務の遂行上望ましいと認められる補助機関を設置することができる。
第九条 第八条	1 締約国は、この条約により委員会の諮問機関として科学委員会を設置する。
第十条	2 科学委員会は、次のことを行う。 (a) みなみまぐろの個体群の状態及び傾向を評価し及び分析すること。 (b) みなみまぐろに関する調査及び研究を調整すること。 (c) みなみまぐろ資源の状態及び適切な場合に
11	1 委員会は、その決定する条件に基づき、委員会が任命する事務局長及び適切な職員から成る事務局を設置することができる。職員は、事務局長が任命する。
12	2 事務局が設置されるまでの間、委員会の議長は、その所属する政府の中から委員会の書記として行動する職員を指名する。書記は、3に規

は生態学上関連する種の状態についての所見又は結論(科学委員会における一致した意見、多数の意見及び少数の意見を含む。)を委員会に報告すること。

は生態学上関連する種の状態についての所見又は結論(科学委員会における一致した意見、多数の意見及び少数の意見を含む。)を委員会に報告すること。

(e) みなみまぐろの保存、増殖及び科学的調査に対する各締約国の寄与
 (f) 委員会が適切と認めるその他の事項

(g) 委員会は、この条約の目的の達成を促進するため、締約国に対する勧告を決定することがでため、締約国に対する勧告を決定する

ため、締約国が適切と認めるその他の事項

の一致により委員会に報告すること。

(d) 適切な場合には、みなみまぐろの保存、管

理及び最適利用に関する事項について、意見

の一致により委員会に報告すること。

(e) 委員会によって付託された事項を審議する

こと。

(f) 委員会によって支持されることを条件とする。

(g) 委員会によって開催される。科学委員会の特別会合は、

いずれかの締約国の要請によって隨時招集され

る。ただし、その要請が少なくとも他の二の締

約国によって支持されることを条件とする。

定する事務局の任務を一年の任期で遂行するものとする。委員会の議長は、委員会の各年次会合において、書記の氏名及び連絡先を締約国に通告する。

3 事務局の任務は、委員会が定めるものとし、次のことを含む。

- 委員会の公用通信を発受すること。
- この条約の目的の達成に必要な資料の収集を容易にすること。

- 委員会及び科学委員会のために管理関係の報告その他の報告を作成すること。

- 委員会は、年次予算を決定する。

2 年次予算に係る各締約国の分担金は、次の方式により算定する。

- 予算の三十九パーセントの額は、すべての締約国に均等に割り当てる。
- 予算の七十九パーセントの額は、みなまぐろの漁獲量に比例してすべての締約国間に割り当てる。

3 第七条の規定にかかわらず、連続した二年の間分担金を支払わない締約国は、委員会が別段の決定をしない限り、その義務を履行するまでの間委員会における決定の手続に参加する権利を有しない。

4 委員会は、その運営及びその任務の遂行に関する会計規則を決定し、及び必要に応じて改正する。

- 各締約国は、委員会及び科学委員会の会合への出席に係る自國の経費を負担する。

第十二条

委員会は、この条約の目的の達成を促進するため、特に、科学的情報を含む入手可能な最善の情報を取得することにつき、関連する目的を有する他の政府間機関と協力するものとし、また、これらの政府間機関の業務との重複を避けるよう努力する。委員会は、このため、これらの政府間機関と取決めを行うことができる。

第十三条

締約国は、委員会が望ましいと認める場合には、この条約の目的の達成を促進するため、いすれかの国この条約への加入を奨励することにつき、相互に協力する。

第十四条

1 委員会は、この条約の締約国でない国又は団体であつてその国民、住民又は漁船がみなまぐろを採捕しているもの及びみなまぐろが自國の排他的経済水域又は漁業水域を通過して回遊する沿岸国に対し、委員会及び科学委員会の会合にオブザーバーを出席させるよう招請することができる。

2 委員会は、政府間機関又は要請がある場合に非政府機関であつてみなまぐろに関し特別の能力を有するものに對して、委員会の会合にオブザーバーを出席させるよう招請することができる。

- 締約国は、この条約の締約国でない国又は団体の国民、住民又は船舶による漁獲の活動に関する事項であつてこの条約の目的の達成に影響を与える可能性があるものについて、当該国又は団体の注意を喚起することに同意する。

2 各締約国は、自国民がこの条約の締約国でない国又は団体によるみなまぐろ漁業に関与することがこの条約の目的の達成に不利な影響を与える可能性がある場合には、自国民に対しそのようなみなまぐろ漁業に関与しないよう奨励する。

3 締約国は、自國の法令の下で登録された船舶がこの条約の規定又はこの条約の規定に基づいて採択される措置の遵守を回避する目的で登録を移転することを防止するため、適切な手段をとる。

4 締約国は、この条約の締約国でない国又は団体の国民、住民又は船舶によるみなまぐろの漁獲の活動がこの条約の目的の達成に不利な影響を与える可能性がある場合には、そのような活動を抑止するため、国際法及びそれぞの国内法に合致する適切な手段をとることについて協力する。

第十五条

1 委員会は、前記の三箇国により各自の国内法上の手続に従い批准され、受諾され又は承認されなければならず、三番目の批准書、受諾書又は承認書が寄託された日に効力を生ずる。

- この条約は、前記の三箇国により各自の国内法上の手續に従い批准され、受諾され又は承認されなければならず、三番目の批准書、受諾書又は承認書が寄託された日に効力を生ずる。
- この条約は、前記の三箇国により各自の国内法上の手續に従い批准され、受諾され又は承認されなければならず、三番目の批准書、受諾書又は承認書が寄託された日に効力を生ずる。

第十六条

1 この条約の解釈又は実施に關して二以上の締約国間に紛争が生じたときは、これらの締約国は、交渉、審査、仲介、調停、仲裁、司法的解決又はこれらの締約国が選択するその他の平和的手段により紛争を解決するため、これらの締約国間で協議する。

2 1に規定する紛争で1の規定によつて解決されなかつたものは、それその場合にすべての紛争当事国の同意を得て、解決のため国際司法裁判所又は仲裁に付託する。もつとも、紛争当事国は、国際司法裁判所又は仲裁に付託する」とについて合意に達することができなかつた場合においても、1に規定する各種の平和的手段

のいずれかにより紛争を解決するため引き続き努力する責任を免れない。

3 紛争が仲裁に付託される場合には、仲裁裁判所は、この条約の附屬書の定めるところにより構成する。附屬書は、この条約の不可分の一部を成す。

第十七条

1 この条約は、オーストラリア、日本国及びニュージーランドによる署名のために開放しておくる。

2 この条約は、前記の三箇国により各自の国内法上の手續に従い批准され、受諾され又は承認されなければならず、三番目の批准書、受諾書又は承認書が寄託された日に効力を生ずる。

第十八条

1 この条約の効力発生後、自國の船舶がみなまぐろの漁獲に從事する他の国又はみなまぐろが自國の排他的経済水域若しくは漁業水域を通過して回遊する他の沿岸国は、この条約に加入することができる。この条約は、当該他の国又は当該他の沿岸国に對しては、その国の加入書の寄託の日

に効力を生ずる。

第十九条

1 いすれの締約国も、この条約から脱退する意図を寄託政府に公式に通告した日の後十二箇月でこの条約から脱退することができる。

第二十条

1 いすれの締約国も、この条約の改正をいつでも提案することができる。

第二十一条

2 三分の一以上の締約国が提案された改正につき協議するための会合を要請する場合には、寄託政府は、会合を招集する。

3 改正は、寄託政府がすべての締約国から改正の批准書、受諾書又は承認書を受領した時に、効力を生ずる。

第二十二条

1 この条約の原本は、寄託政府であるオーストラリア政府に寄託する。寄託政府は、その認証謄本を他のすべての署名国及び加入国に送付する。

2 この条約は、寄託政府が国際連合憲章第百二一条の規定により登録する。

3 以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けたこの条約に署名した。

千九百九十三年五月十日にキャンベラで、ひとしく正文である英語及び日本語により原本一通を作成した。

仲裁裁判所に関する附屬書

1 第十六条3にいう仲裁裁判所は、次のとおり任命される三人の仲裁人により構成する。

(a) 仲裁手続を開始する紛争当事国は、他の紛争当事国に仲裁人の氏名を通報するものとし、他の紛争当事国は、その通報を受けた後四十日以内に第二の仲裁人の氏名を通報する。紛争当事国は、第二の仲裁人が任命された後六十日以内に、いずれの紛争当事国の国民でもなく、かつ、最初の二人の仲裁人の有している国籍のいずれをも有していない第三

の仲裁人を任命する。第三の仲裁人が、仲裁裁判所を主宰する。

(b) 第二の仲裁人が所定の期間内に任命されなかつた場合又は第三の仲裁人の任命について紛争当事国が所定の期間内に合意に達しなかつた場合には、当該第二又は第三の仲裁人は、いずれかの紛争当事国の要請により、この条約の締約国である国の国籍を有していない国際的に名声のある者のうちから常設仲裁裁判所事務総長が任命する。

2 仲裁裁判所は、その本部の場所を決定するものとし、また、その手続規則を採択する。

3 仲裁裁判所の判断は、その構成員の多数決により行われるものとし、構成員は、投票に際し棄権することができない。

4 紛争当事国でないいずれの締約国も、仲裁裁判所の同意を得て仲裁手続に参加することができる。

5 仲裁裁判所の判断は、最終的なものとし、すべての紛争当事国及び仲裁手続に参加するいずれの国も拘束する。これらの国は、直ちにその判断に従うものとする。仲裁裁判所は、一の紛争当事国又は仲裁手続に参加するいずれの国の要請により、判断について解釈を行う。

一、委員会の決定の理由

この協定は、我が国とネパールとの間の定期航空業務の開設を目的として、そのための権利の相互許与、業務の開始及び運営についての手続及び条件等を規定するとともに、両国の指定航空企業が業務を行うことができる路線を定めることである。この協定を締結することは、我が国とネパールとの間の人との間の交流及び経済的交流の増進、友好関係の一層の強化に資するものと期待されるので、妥当な措置と認める。

第一条

1 この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、

一、費用

航空業務に関する日本国とネパール王国との間の協定の締結について承認を求めるの件右は本院において承認することを議決した。

日本国のために
長谷川和年

よって国会法第八十三条により送付する。
平成五年十月二十六日

ニュー・ジーランドのために
E・A・ウッドフィールド

審査報告書
参議院議長 原 文兵衛殿

衆議院議長 土井たか子
参議院議長 原 文兵衛殿

航空業務に関する日本国とネパール王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とネパール王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とネパール王国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

平成五年十一月四日

外務委員長 井上 章平
参議院議長 原 文兵衛殿

航空業務に関する日本国とネパール王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国政府及びネパール王国政府は、

両国の領域の間及び両国の領域を越えての航空業務を開設しつつ運営するために協定を締結することを希望し、

両国が千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約の締約国であるので、

第一条

1 この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、

一、費用

(a) 「条約」とは、千九百四十四年十一月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約(同条約第九十条の規定に基づいて採択される附屬書並びに同条約第九十条又は第九十四条の規定に基づいて行われる同条約及び附屬書の改正を含む。)をいう。

- (b) 「航空立局」とは、日本国にあっては運輸大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与える人又は機関をいい、ネパール王国にあっては觀光民間航空大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与える人又は機関をいう。
- (c) 「指定航空企業」とは、第三条の規定に従い、一方の締約国が他方の締約国に対する通告書により当該通告書に定める路線における航空業務の運営のために指定し、かつ、当該他方の締約国が適当な運営許可を与えた航空企業をいう。
- (d) 「領域」とは、国に関連する場合には、その国の主権の下にある陸地及びこれに隣接する領水をいう。
- (e) 「航空業務」、「國際航空業務」、「航空企業」及び「運輸以外の目的での着陸」という語は、条約第九十六条にそれぞれ定める意味を有する。
- (f) 「付表」とは、この協定の付表又は第十六条の規定による改正後の付表をいう。
- (g) 「特定路線」とは、付表に定める路線をいう。
- (h) 「協定業務」とは、特定路線において運営される航空業務をいう。
- 2 付表は、この協定の不可分の一部を成すものとし、「協定」というときは、別段の定めがある場合を除くほか、付表を含むものとする。

第二条 各締約国は、特に、他方の締約国の指定航空企業が協定業務を開設しきつ運営することができる

- ようとするため、当該他方の締約国に対しこの協定に定める権利を許与する。
- 第三条**
- いずれの特定路線における協定業務も、前条の規定に基づいて権利を許与された締約国の選択により直ちに又は後日開始することができる。ただし、第十一条の規定に従うことを条件とし、かつ、次のことが行われた後でなければならない。
 - 権利を許与された締約国が当該路線について又は二以上の航空企業を指定すること。
 - 権利を許与する締約国が自國の法令に従いて一方は二以上の航空企業を指定すること。

一方の締約国がその管理の下にある空港その他施設の使用につき他方の締約国の指定航空企業に対して課し又は課することを認める料金は、公正かつ合理的なものでなければならず、また、最恵国待遇を与えられた国の航空企業又は國際航空業務に従事する自國の航空企業が当該空港その他の施設の使用について支払う料金よりも高額のものであつてはならない。

- 第六条**
- 各締約国の航空企業は、その國際航空業務に関する特權を享有する。
 - 他方の締約国の領域を無着陸で横断飛行する特權

- 1 各締約国の航空企業は、その國際航空業務に従事する航空機に積載されている燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、他方の締約国の領域の上空の飛行中に消費され又は使用される場合を含め、当該領域内において閏税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除され得る。
- 2 一方の締約国の指定航空企業の航空機に他方の締約国において積み込まれ、かつ、協定業務において使用される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国の規制に従うことを条件とし、
- て、閏税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。
- 3 一方の締約国が指定した航空企業のために持ち込まれ、かつ、当該指定航空企業の航空機の用に供するため他方の締約国が指揮する燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国が規定に従うことを条件として、閏税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。
- 第七条**
- 各締約国は、他方の締約国が指定した航空企業の実質的な所有及び実効的な支配が当該他方の締約国又は当該他方の締約国に属していることが立証されない場合には、当該航空企業につき第四条の1及び2に定める特權を与える。若しくはこれらの特權を取り消す権利又は当該航空企業によるこれらの特權の行使につき必要と認める条件を付する権利を留保する。
 - 各締約国は、他方の締約国が指揮する航空企業が1の特權を許与する締約国が規定に従うことを条件とし、かつた場合又はこの協定に定める条件に従った運営をしなかつた場合には、当該航空企業によるこれらの特權の行使を停止し又は当該航空企業によるこれらの特權の行使につき必要と認める条件を付する権利を留保する。ただし、この権利は、直ちに特權の行使を停止し又は直ちにその行使につき条件を付することが当該法令に重ねて違反することを防止するため又は航行の安全上の理由により必要である場合を除くほか、当該他方の締約国と協議した後でなければ行使することができない。

官報(号外)

第八条
両締約国の指定航空企業は、両締約国の領域の間の特定路線において協定業務を運営する公平かつ均等な機会を有する。

第九条
一方の締約国による協定業務の運営に当たっては、他方の締約国が同一路線の全部又は一部において提供する業務に不当な影響を及ぼさないよう、当該他方の締約国による協定航空企業の利益が考慮されるものとする。

第十条
1 両締約国が提供する協定業務は、公衆の協定業務に対する要求に直接関連を有するものでなければならぬ。

2 指定航空企業が提供する協定業務は、当該航空企業を指定した締約国から発し又は当該締約国へ向かう旅客、貨物及び郵便物の運送に対するその時期の需要及び合理的に予測されるその後の需要に適合する輸送力を合理的な利用率で供給することを第一の目的とする。当該航空企業を指定した締約国外の国領内の特定路線上の地点において積み込みかつ積み卸す旅客、貨物及び郵便物の運送については、輸送力が次の事項に関連を有するものでなければならぬ、といふ一般原則に従つて行う。

(a) 航空企業を指定した締約国への及び当該締約国への運輸の要求
(b) 直通航空路運営の要求
(c) 航空企業の路線が経由する地域の地方的及び地域的業務を考慮した上で、当該地域の運輸需要

3 両締約国が提供する協定業務に係る輸送力については、前二条並びにこの条の1及び2に定める原則に従い、両締約国の航空当局の間の協議を通じて合意する。

第十二条

1 いずれの協定業務に対する運賃も、運営の経費、合理的な利潤、業務の特性(例えば、速力及び設備の程度)、当該特定路線のいずれかの区間に於いて適用される他の航空企業の運賃その他すべての関係要素を十分に考慮して、合理的な水準に定める。

2 1の運賃は、次の規定に従つて決定するものとし、また、各締約国の航空当局は、指定航空企業が決定された運賃を遵守することを自国の手続の適用を通じて確保する。

(a) 運賃に関する合意は、可能なときは、関係指定航空企業が国際航空運送協会の運賃決定機関を通じて行う。それが不可能なときは、各特定路線及びその各区間に於いて適用される運賃は、関係指定航空企業の間で合意する。

運賃は、いかなる場合にも、認可を受けるため両締約国の航空当局に対し各締約国の関係手続に従つて提出される。

(b) 関係指定航空企業が運賃に関して(1)の合意をすることができなかつた場合又はいずれか一方の締約国の航空当局が提出された運賃について(2)の認可をしなかつた場合には、両締約国は、適當な運賃について合意するよう努める。

(c) 空港当局の間での合意をすることができなかつた場合には、紛争は、第十五条の規定に従つて解決する。

2

両締約国は、民間航空機の不法な奪取行為、

(d) 新たな運賃は、いかが一方の締約国の航空当局が当該運賃について満足しない場合にのみ、第十五条の規定が適用される場合を除くほか、実施してはならない。この条の規定に従い運賃が定められるまでの間は、既に実施されている運賃が適用される。

第十三条

一方の締約国の航空当局は、他方の締約国の航空当局に対し、要請により、自国の指定航空企業が協定業務において当該他方の締約国領域へ及び当該他方の締約国領域から運送する貨客に関する追加の統計資料について、要請により、両締約国の航空当局に於いて通常自国の指定航空企業が公表のため作成して自己に提出するものを提供する。一方の締約国の航空当局が他方の締約国領域に於いて要請するところのある貨客に関する情報及び統計であつて通常自国の指定航空企業が公表のため作成して自己に提出するものを提供する。一方の締約国の航空当局が他方の締約国領域に於いて要請するところのある貨客に関する情報及び統計であつて通常自国の指定航空企業が公表のため作成して自己に提出するものを提供する。

3 両締約国は、相互の関係において、国際民間航空機関により作成されかつ条約の附屬書に記載される航空保安規定が両締約国に適用される範囲内で、当該航空保安規定に従つて行動するものとし、自国の航空企業及び自国の領域内の空港の運営者が、当該航空保安規定に従つて行動することを要求するものとする。

4 各締約国は、他方の締約国領域への入国、当該領域からの出国又は当該領域における滞在について、当該他方の締約国が実施する3の航空保安規定の遵守を自国の航空企業が要求されることに同意する。各締約国は、航空機を保護することに同意する。各締約国は、航空機を保護し、旅客、乗組員、機内持込手荷物、手荷物、貨物及び航空機内蔵品を搭乗又は積込みの前及び搭乗又は積込みの間に検査するため、自国の

5 民間航空機の不法な奪取若しくはそのおそれ又は民間航空機、旅客、乗組員、空港若しくは航空保安施設の安全に対する他の不法な行為若しくはそのおそれが生じた場合には、両締約国は、これらの行為又はそのおそれを迅速かつ安

全に終結させるための連絡を円滑にすることその他の適切な措置により、相互に援助する。

第十四条

両締約国の航空当局がこの協定の実施に関するあらゆる事項について緊密な協力を確保するため定期的にしばしば協議することは、両締約国の意図するところである。

第十五条

1 この協定の解釈又は適用に関して両締約国間に紛争が生じた場合には、両締約国は、まず、両締約国間の交渉による紛争の解決に努める。

2 両締約国が交渉により紛争を解決することができなかつた場合には、紛争は、いずれか一方の締約国の要請により、各締約国が指名する各一人の仲裁人(このようにして選定された二人の仲裁人が合意する第三の仲裁人(締約国の国民でない者に限る。)との三人の仲裁人から成る仲裁裁判所に決定のため付託することができる。各締約国は、紛争の仲裁を要請する外交上の公文を一方の締約国が他方の締約国から受領した日から六十日の期間内に仲裁人を指名するものとし、第三の仲裁人は、その後の六十日の期間内に合意されるものとする。いずれか一方の締約国が六十日の期間内に自國の仲裁人を指名しなかつた場合又は第三の仲裁人に付定の仲裁裁判所に決定のため付託することができる。

3 両締約国は、2の規定に基づいて行われた仲裁裁判所の決定に従うことを約束する。

1 いすれの一方の締約国も、この協定を改正するため、いつでも他方の締約国との協議を要請することができる。この協議は、要請の受領の日から六十日の期間内に開始する。

2 改正がこの協定(付表を除く。)の規定について行われる場合には、当該改正是、各締約国によりその国内法上の手続に従つて承認されるものとし、その承認を通知することができる。この協議は、要請の受領の日から六十日の期間内に開始する。

3 改正が付表についてのみ行われる場合には、協議は、両締約国(付表を除く。)の航空当局の間で行う。両締約国(付表を除く。)の航空当局が新たに修正された付表について合意したときは、その合意された改正は、外交上の公文の交換によって確認された後に効力を生ずる。

第十七条

航空運送に関する一般的な多數国間条約が両締約国について効力を生じた場合には、この協定は、当該多數国間条約に適合するよう改定する。

第十八条

いすれの一方の締約国も、他方の締約国に対し、この協定を終了させる意思をいつでも文書により通告することができる。通告の写しは、国際民間航空機関に対して同時に送付する。通告があつたときは、この協定は、当該他方の締約国が通告を受領した日の後一年で終了する。ただし、通告が両締約国(付表を除く。)の間の合意により当該一年の期間満了前に取り消された場合は、この限りでない。

がった場合には、国際民間航空機関がその写しを受領した日の後十四日を経過した時に受領されたものとみなす。

2 ネパール王国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線が両方向に運営する路線を除く。ネパール内(付表を除く。)の地点―香港及び(又は)上海―大阪―後に特定される以遠の二地点(アメリカ合衆国内の地点を除く。)

注1 ネパール王国の一又は二以上の指定航空企業は、国際民間航空機関がその写しを受領した日の後十四日を経過した時に受領されたものとみなす。

注2 ネパール王国の一又は二以上の指定航空企業は、上海と大阪との間及び上海と当該以遠の二地点との間に、大阪への業務を行うことができる。

注3 ネパール王国の一又は二以上の指定航空企業は、自らが運送する途中における旅客についてのみ、大阪と当該以遠の二地点との間に、運輸権(途中降機に係る運輸権を含む。)を行使することができる。

3 この協定及びその改正は、国際民間航空機関に登録する。

第二十条

この協定は、各締約国によりその国内法上の手続に従つて承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

千九百九十三年一月十七日にカトマンドゥで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

伊藤忠一

ネパール王国政府のために

ラーム・ハリ・ジ・シ

付表

1 日本国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

日本国内の地点―後に特定される中間の二地点―カトマンドゥ―後に特定される以遠の二地点

注3 ネパール王国の一又は二以上の指定航空企業が提供する協定業務も、当該締約国の領域内の一地点をその起点としなければならないが、特定路線上の他の地点は、いすれかの又はすべての飛行に当たり当該指定航空企業の選択によって省略することができる。

業は、自己が運送する途中降機の旅客

審査報告書

日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成五年十一月四日

外務委員長 井上 章平

参議院議長 原 文兵衛殿

一、委員会の決定の理由
この議定書は、近年の中間の航空運送需要の増加等に対応して、中国との航空運送協定を改正し、定期航空業務の運営のため、両国が指定できる航空企業の数を現行の「一又は二」から「一又は二以上」に改めるものである。この議定書を締結することは、日中間の人的交流及び経済的交流の促進に資するものと期待されるので、妥当な措置と認める。

一、費用
日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成五年十月二十六日

衆議院議長 土井たか子

日本国政府のために
國廣道彦

日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定を改正する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国政府及び中華人民共和国政府は、

千九百七十四年四月二十日に北京で署名された日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定(以下「協定」といふ)を改正することを希望して、次とおり協定した。

第一條

協定第三条1を次のように改める。

1 一方の締約国は、協定業務の運営のため、他方の締約国に対し一又は二以上の航空企業を文書による通告によって指定する権利を有する。

第二条
1 この議定書は、両締約国が、この議定書の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続を完了した旨を確認する外交上の公文を交換した日に効力を生ずる。

2 この議定書は、協定が有効である限り効力を有する。

日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成五年十一月四日

衆議院議長 土井たか子

日本国政府のために
錢其琛

日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定を改正する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国政府及び中華人民共和国政府は、

千九百七十四年四月二十日に北京で署名された日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定(以下「協定」といふ)を改正することを希望して、次とおり協定した。

第一條

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成五年十月二十九日

環境特別委員長 竹村 泰子

参議院議長 原 文兵衛殿

一、委員会の決定の理由
本法律案は、水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の施行状況にかんがみ、環境大臣官に対する水俣病に係る認定の申請をすることができる期限を平成八年九月三十日まで延長するとともに、同法の適用対象となる公害健康被害の補償等に関する法律による水俣病に係る認定の申請をした者の範囲を昭和六十二年八月三十一日以前に同法による認定の申請をしていた者で当該申請に関する処分を受けていないものまで拡大しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成五年十一月四日

厚生委員長 会田 長栄

提出者

1 この議定書は、両締約国が、この議定書の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続を完了した旨を確認する外交上の公文を交換した日に効力を生ずる。

2 この議定書は、協定が有効である限り効力を有する。

日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成五年十一月四日

衆議院議長 土井たか子

日本国政府のために
錢其琛

日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定を改正する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国政府及び中華人民共和国政府は、

千九百九十三年二月十七日北京で、ひとしく正文である日本語及び中国語により本書二通を作成した。

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

本法律案は、水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

律

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案

本法律案は、保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三号)の一部を次のよう改定する。

第五十九条の次に次の第一条を加える。

第五十九条の二 保健士の名称を用いて保健指導に従事することを業とする男子については、この法律中保健婦に関する規定を準用する。

附 則

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

(経過措置) 第二条 この法律の施行の際現に保健婦助産婦看護婦法第十九条第一号又は第二号の規定による指定を受けている学校又は保健婦養成所は、この法律による改正後の第五十九条の二の規定により準用する第十九条第一号又は第二号の規定による指定を受けたものとみなす。

第三条 保健婦助産婦看護婦法第十九条第一号の規定による指定を受けている学校において、この法律の施行の際現に保健士として必要な知識及び技能の修得を終えている者又はこの法律の施行の際現に保健士として必要な知識及び技能を修得中であり、その修得をこの法律の施行後に終えた者は、保健士になるための国家試験を受けることができる。

(登録免許税法の一部改正)

第四条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一十三号(イ3)中「保健婦」の下に「保健士」を加える。

(看護婦等の人材確保の促進に関する法律の一
部改正)

第五条 看護婦等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「保健婦」の下に「保健士」を 加える。	
第十二条第三項中「保健婦」の下に「保健士」を 加える。	
右は全会一致をもって可決すべきものと議決し た。よつて要領書を添えて報告する。	
平成五年十一月四日	
参議院議長 原 文兵衛殿	
内閣委員長 国部 三郎	
審査報告書	
行政手続法案	

行政手続法案
行政手続法

目次

第一章 総則(第一条—第四条)
第二節 通則(第十二条—第十四条)

第三節 弁明の機会の付与(第二十九条—第三十一条)

第四章 行政指導(第三十二条—第三十六条)
第五章 届出(第三十七条)

第六章 惩則(第三十八条)

一 不利益処分 行政庁が、法令に基づき、特定の者を名めて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
イ 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために法令上必要とされている手続としての処分

ロ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者が名めて人としてされる処分

ハ 名めて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

ニ 許認可等の効力を失わせる処分であつて、当該許認可等の基礎となつた事実が消滅した旨の届出があつたことを理由としてされるもの

五 行政機関 次に掲げる機関をいう。
イ 國家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)第三条第二項に規定する國の行政機関として置かれる機関、法律の規定に基づく命令(告示を含

む。)条例及び地方公共団体の執行機関の規則(規程を含む。以下同じ。)をいう。

二 処分 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。

三 申請 法令に基づき、行政庁の許可、認

可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分(以下「許認可等」という。)を求める行為であつて、当該行為に対し行政庁が諾否の応答をすべきこととされているもの

をいう。

づき内閣の所轄の下に置かれる機関若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法律上独立に権限を行使することを認められた職員。

四

地方公共団体の機関(議会を除く。)

六 行政指導 行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であつて処分に該当しないものをいう。

七 届出 行政府に対し一定の事項の通知をする行為(申請に該当するものを除く。)であつて、法令により直接に当該通知が義務付けられているもの(自己の期待する一定の法律上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。)をいう。

(適用除外)

第三条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第四章までの規定は、適用しない。

一 国会の両院若しくは一院又は議会の議決によつてされる処分

二 裁判所若しくは裁判官の裁判により、又は裁判の執行としてされる処分

三 国会の両院若しくは一院若しくは議会の議決を経て、又はこれらの同意若しくは承認を得た上でされるべきものとされている処分

四 検査官会議で決すべきものとされている処分

五 刑事事件に関する法令に基づいて検察官、検察事務官又は司法警察職員がする処分及び行政指導

六 国税又は地方税の犯則事件に関する法令

(他の法令において準用する場合を含む。)に基づいて国税庁長官、国税局長、税務署長、

収税官吏、税關長、税關職員又は徵稅吏員(他の法令の規定に基づいてこれらの職員の職務を行う者を含む。)がする処分及び行政指

導並びに証券取引又は金融先物取引の犯則事

件に関する法令に基づいて証券取引等監視委員会、その職員(当該法令においてその職員とみなされる者を含む。)、財務局長又は財務支局長がする処分及び行政指導

七 学校、講習所、訓練所又は研修所において、教育、講習、訓練又は研修の目的を達成するために、学生、生徒、児童若しくは幼児若しくはこれらの保護者、講習生、訓練生又は研修生に対する処分及び行政指導

八 刑務所、少年刑務所、拘置所、留置場(警視庁、道府県警察本部(方面本部を含む。)又は警察署に置かれる人を留置するための施設をいう。)、海上保安庁の留置場(管区海上保安本部、海上保安監部その他管区海上保安本部の事務所又は海上保安庁の船舶に置かれる人を留置するための施設をいう。)、少年院、少年鑑別所又は婦人補導院において、収容の目的を達成するためにされた処分及び行政指導

九 公務員(國家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第二条第一項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二条第一項に規定する地方公務員をいう。以下同じ。)又は公務員であった者に対してその職務又は身分に関する処分及び行政指導

十 外国人の出入国、難民の認定又は帰化に関する処分及び行政指導

十一 専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分

十二 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分(その双方を名めて人とするものに限る。)及び行政指導

十三 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益にかかる事象が発生し又は発生する可能性のある現場において警察官若しくは海上保安官又はこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法律上直接に与えられたその他の職員によってされる処分及び行政指導

十四 報告又は物件の提出を命ずる処分その他その職務の遂行上必要な情報の収集を直接の目的としてされる処分及び行政指導

十五 審査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の処分

十六 前号に規定する処分の手続又は第三章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法律に基づいてされる処分及び行政指導

十七 前各号に掲げるもののほか、地方公共団体の機関がする処分(その根拠となる規定が条例又は規則に置かれているものに限る。)及び行政指導並びに地方公共団体の機関に対する届出(前条第七号の通知の根拠となる規定が条例又は規則に置かれているものに限る。)について

は、次章から第五章までの規定は、適用しない。

(国の機関等に対する処分等の適用除外)
第四条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分(これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名めて人とするものに限る。)及び行政指導並びにこれらの機

関又は団体がする届出(これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。)については、この法律の規定

がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。)については、この法律の規定

がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。)については、この法律の規定

がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。)については、この法律の規定

がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。)については、この法律の規定

がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。)については、この法律の規定

がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。)については、この法律の規定

がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。)については、この法律の規定

がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。)については、この法律の規定

がその固有の資格においてるべきこととされてい

る。)については、この法律の規定

は、その指定を受けた者に対し当該法律に基づいて当該事務に關し監督上される処分（当該指定を取り消す処分、その指定を受けた者が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる処分又はその指定を受けた者の当該事務に従事する者の解任を命ずる処分を除く。）については、次章及び第三章の規定は、適用しない。

第二章 申請に対する処分

(審査基準)

第五条 行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するため必要とされる基準（以下「審査基準」という。）を定めるものとする。

2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならぬ。

(権利処理期間)

第六条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定めるよう努めることと定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適

当な方法により公にしておかなければならぬ。

(申請に対する審査応答)

第七条 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならず、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（以下「申請者」という。）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

(理由の提示)

第八条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対して、同時に、当該処分の理由を示さなければならぬ。ただし、法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であつて、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類から明らかであるときは、申請者の求めがあつたときにこれを示せば足りる。

2 前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならぬ。

(情報の提供)

第九条 行政庁は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならない。

らない。

2 行政庁は、申請をしようとする者又は申請者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の中請に必要な情報の提供に努めなければならない。

2 行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、当該不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

(公聴会の開催等)

第十条 行政庁は、申請に対する処分であつて、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該法令において許認可等の要件とされているものを行う場合には、必要に応じ、公聴会の開催その他適当な方法により当該申請者以外の者の意見を聞く機会を設けるよう努めなければならない。

(複数の行政庁が関与する処分)

第十一條 行政庁は、申請の処理をするに当たり、他の行政庁において同一の申請者からされた関連する申請が審査中であることをもつて自らすべき許認可等をするかどうかについての審査又は判断を殊更に遅延させるようなことをしてはならない。

(複数の行政庁が関与する処分)

2 一の申請又は同一の申請者からされた相互に関連する複数の申請に対する処分について複数の行政庁が関与する場合においては、当該複数の行政庁は、必要に応じ、相互に連絡をとり、当該申請者からの説明の聴取を共同して行う等により審査の促進に努めるものとする。

(不利益処分をしようとする場合の手続)

2 行政庁は、申請するもののか、名あて人の資格又は地位を直接にはぐ奪する不利益処分をしようとするとき。

ロ イに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはぐ奪する不利益処分をしようとするとき。

ハ 名あて人が法人である場合におけるその業務に従事する者の解任を命ずる不利益

処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。

ニ イからハまでに掲げる場合以外の場合であつて行政庁が相当と認めるとき。

2 前号イからニまでのいずれにも該当しないとき弁明の機会の付与

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(処分の基準)

第十二条 行政庁は、不利益処分をするかどうか又はどのようない利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するため必要とさ

れる基準（次項において「処分基準」という。）を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。

2 行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、当該不利益処分の性質に照らしてできる限り具體的なものとしなければならない。

2 行政庁は、不利益処分をしようとする場合の手続には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(第一次のいずれかに該当するとき 聽聞)

イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

ロ イに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはぐ奪する不利益処分をしようとするとき。

ハ 名あて人が法人である場合におけるその業務に従事する者の解任を命ずる不利益

処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。

ニ イからハまでに掲げる場合以外の場合であつて行政庁が相当と認めるとき。

2 前号イからニまでのいずれにも該当しないとき弁明の機会の付与

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

一 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。

二 法令上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であつて、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。

三 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が法令において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であつてその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によつて確認されたものをしようとするとき。

四 納付すべき金額の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。

五 当該不利益処分の性質上、それによつて課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見をあらかじめ聞くことを要しないものとして政令で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第十四条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に對し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならぬ。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫つた必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなつたときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

3 不利益処分を書面するときは、前二項の理由は、書面により示さなければならぬ。

第二節 聽聞

(聴聞の通知の方式)

第十五条 行政庁は、聴聞を行うに當つたては、聴聞を行つべき期日までに相当な期間をおいて、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項

二 不利益処分の原因となる事実

三 聽聞の期日及び場所

四 聽聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

五 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

一 聽聞の期日に出頭して意見述べ、及び證拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

二 聽聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

三 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項

の規定による通知を、その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができるものとみなす。

二週間を経過したとき、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代り人)

(以下この条及び第二十四条第三項において「当事者等」という。)は、聴聞の通知があつた時から聴聞が終結するまでの間、行政庁に對し、当該事案についてした調査の結果に係る調査その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

4 代理人がその資格を失つたときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を行政庁に届け出なければならない。

2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失つたときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を行政庁に届け出なければならない。

(参加人)

第十七条 第十九条の規定により聴聞を主宰する者(以下「主宰者」という。)は、必要があると認めるとときは、当事者以外の者であつて当該不利益処分の根拠となる法令に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者(同条第二項第六号において「関係人」という。)に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。

2 前項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者(以下「参加人」という。)は、代理人を

選任することができる。

3 前条第一項から第四項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条第二項及び第四項中「当事者」とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。

(文書等の閲覧)

第十八条 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自らの利益を害されることとなる参加人(以下この条及び第二十四条第三項において「当事者等」という。)は、聴聞の通知があつた時から聴聞が終結するまでの間、行政庁に對し、当該事案についてした調査の結果に係る調査その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となつた資料の閲覧を更に求めることを妨げない。

3 行政庁は、前二項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。

(聴聞の主宰)

第十九条 聽聞は、行政庁が指名する職員その他政令で定める者が主宰する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

一 当該聴聞の当事者又は参加人

二 前号に規定する者の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族

三 第一号に規定する者の代理人又は次条第三項に規定する補佐人

官報号外

四 前二号に規定する者であつたことのある者	五 第一号に規定する者の後見人、後見監督人
六 参加人以外の関係人	(聴聞の期日における審理の方式)
第二十条 主宰者は、最初の聴聞の期日に出頭において、行政庁の職員に、予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実を聴聞の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。	第二十一条 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者に対し、て、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て行政庁の職員に対し質問を発することができる。
第三条 前項の場合において、当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。	第四条 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に對し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は行政庁の職員に対し説明を求めることができる。
第五条 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであつても、聴聞の期日における審理を行うことができる。	第六条 聽聞の期日における審理は、行政庁が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。
(陳述書等の提出)	(陳述書等の提出)
第二十一条 当事者又は参加人は、聴聞の期日までの出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日ま	

でに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。	2 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び証拠書類等を示すことができる。
(続行期日の指定)	(続行期日の指定)
第二十二条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるとときは、さらに新たな期日を定めることができること。	第二十三条 主宰者は、聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することとすることができる。
3 前項の場合においては、当事者及び参加人に對しては、当該聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に對しては、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただされば足りる。	4 第十五条第三項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第三項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から二週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から二週間を経過したとき」とある。
5 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであつても、聴聞の期日における審理を行うことができる。	5 第十五条第三項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第三項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から二週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から二週間を経過したとき」とある。
6 聽聞の期日における審理は、行政庁が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。	6 聽聞の期日における審理は、行政庁が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

でに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。	2 主宰者は、聴聞の期日に出頭せず、かく、聴聞を終結することができる。
(続行期日の指定)	(続行期日の指定)
第二十二条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるとときは、さらに新たな期日を定めることができること。	第二十三条 主宰者は、聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することとすることができる。
3 前項の場合においては、当事者及び参加人に對しては、当該聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に對しては、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただされば足りる。	4 第十五条第三項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第三項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から二週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から二週間を経過したとき」とある。
5 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであつても、聴聞の期日における審理を行うことができる。	5 第十五条第三項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第三項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から二週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から二週間を経過したとき」とある。
6 聽聞の期日における審理は、行政庁が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。	6 聽聞の期日における審理は、行政庁が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

でに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。	2 主宰者は、聴聞の期日に出頭せず、かく、聴聞を終結することができる。
(続行期日の指定)	(続行期日の指定)
第二十二条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるとときは、さらに新たな期日を定めなければならない。	第二十三条 主宰者は、聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することとすることができる。
3 前項の場合においては、当事者及び参加人に對しては、当該聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に對しては、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただされば足りる。	4 第十五条第三項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第三項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から二週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から二週間を経過したとき」とある。
5 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであつても、聴聞の期日における審理を行うことができる。	5 第十五条第三項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第三項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から二週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から二週間を経過したとき」とある。
6 聽聞の期日における審理は、行政庁が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。	6 聽聞の期日における審理は、行政庁が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

べきこととされている者に限る。)は、同項の通知を受けた者とみなす。

2 前項の不利益処分のうち名あて人である法人の役員又は名あて人の業務に従事する者(以下この項において「役員等」という。)の解任を命ずるものに係る聴聞が行われた場合においては、当該処分にその名あて人が従わないと理由として法令の規定によりされた当該役員等を解任する不利益処分については、第十三条第一項の規定にかかわらず、行政庁は、当該役員等について聴聞を行うことを要しない。

第三節 弁明の機会の付与

(弁明の機会の付与の方式)

第二十九条 弁明は、行政庁が口頭ですることを認めめたときを除き、弁明を記載した書面(以下「弁明書」という。)を提出してするものとする。2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

第三十条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与の通知の方式)

第三十一条 行政庁は、その日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項
二 不利益処分の原因となる事実
三 弁明書の提出先及び提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)

(聴聞に関する手続の準用)
第三十一条 第十五条第三項及び第十六条の規定

は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第十五条第三項中「第一項」とあるのは「第三十条」と、「同項第三号及び第四号」とあるのは「同条第三号」と、第六条第一項中「前条第一項」とあるのは「第三十条」と、「同条第三項後段」とあるのは「第三十一条において準用する第十五条第三項後段」と読み替えるものとする。

第四章 行政指導

(行政指導の一般原則)

第三十二条 行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、いやしくも当該行政機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。

2 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

3 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。

一 相手方に對しその場において完了する行為を求めるもの

(申請に関連する行政指導)

一 既に文書(前項の書面を含む。)によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの

(複数の者を対象とする行政指導)

第三十六条 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、行政機関は、あらかじめ、事案に応じ、これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。

(経過措置)

2 この法律の施行前に第十五条第一項又は第三十条の規定による通知に相当する行為がされた場合は、当該通知に相当する行為に係る不利益処分の手続に関しては、第三章の規定による行為(以下「届出等」という。)がされた後一定の期間内に限りすることができる。この法律の施行前に、届出その他の政令で定められた不利益処分に係る当該届出等がされた場合においては、当該不利益処分に係る手続に関する

あつては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。

第三十五条 行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。

2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

3 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。

(地方公共団体の措置)

第三十八条 地方公共団体は、第三条第二項において第二章から前章までの規定を適用しないこととされた処分、行政指導及び届出の手続について、この法律の規定の趣旨にのつとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第六章 條則
(地方公共団体の措置)
第三十九条 地方公共団体は、第三条第二項において第二章から前章までの規定を適用しないこととされた処分、行政指導及び届出の手続について、この法律の規定の趣旨にのつとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(届出)

第五章 届出

第三十七条 届出が届出書の記載事項に不備がな

いこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の法令に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が法令により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。

は、第三章の規定にかかわらず、なお從前の例による。

4 前二項に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

審査報告書

行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成五年十一月四日

内閣委員長 岡部 三郎
参議院議長 原 文兵衛殿

目次

行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案
行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

第一章 総理府関係(第一条—第二十六条)
第二章 法務省関係(第二十七条—第四十四条)
第三章 外務省関係(第四十五条)
第四章 大蔵省関係(第四十六条—第七十四条)
第五章 文部省関係(第七十五条—第八十四条)
第六章 厚生省関係(第八十五条—第八十八条)
第七章 農林水産省関係(第一百四十九条—第一百九十二条)
第八章 通商産業省関係(第一百九十二条—第一百九十六条)
第九章 運輸省関係(第二百五十五条—第二百九十六条)
第十章 郵政省関係(第二百九十七条—第三百三十三条)
第十一章 労働省関係(第三百四十四条—第三百九十六条)
第十二章 建設省関係(第三百二十一条—第三百五十条)
第十三章 自治省関係(第三百五十五条—第三百六十六条)

第一、委員会の決定の理由
本法律案は、行政手続法の施行に伴い私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律その他の関係法律の規定を整備しようとするものであって、妥当な措置と認める。
二、費用
本法律施行のため、別に費用を要しない。
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案
よって国会法第八十三条により送付する。
平成五年十月二十六日
衆議院議長 十井たか子

附則 第一章 総理府関係
(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)
第一条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部
する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部
止を命じ、又は第三十条第二項の規定により

営業の廃止を命じようとするときは、行政手続法(平成五年法律第二号)第十三条第一

項

の規定による意見陳述のための手続の区分

にかかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

い。

第十四条の三第七項中「聴聞を行なわなければ」を「意見の聴取を行なわなければ」に改める。

第八章第二節中第七十条の二を第七十条の三

とし、第七十条の次に次の二条を加える。

第七十条の二 公正取引委員会がする第六十五

条第一項に規定する認可又は承認の申請に係

る処分その他この節の規定による審決その他の処分(第四十六条第二項の規定によつて審

査官がする処分及び第五十一条の二の規定によつて審判官がする処分を含む。)について

は、行政手続法(平成五年法律第

号)第

二章及び第三章の規定は、適用しない。

(不当景品類及び不当表示防止法の一部改正)

第一条 不当景品類及び不当表示防止法(昭和三

十七年法律第二百三十四条)の一部を次のように

改正する。

第六条第一項を削り、同条第三項中「排除命令」を「前項の規定による命令(以下「排除命令」という。)」に改め、同項を同条第二項とする。

第十条第三項後段を削る。

3 前項の通知を行政手続法第十五条第三項に

規定する方法によつて行う場合においては、

同条第一項の規定により聴聞の期日までにお

くべき相当な期間は、二週間を下回つてはな

らない。

4 第八条、第二十六条、第三十条、第三十四

条第二項、第三十五条又は第三十九条第四項

(前条第三項において準用する場合を含む。)

の規定による処分に係る聴聞の期日における

審理は、公開により行わなければならない。

第四十一条の次に次の二条を加える。

(行政手続法の適用除外)

第四十一条の二 公安委員会がそのあらかじめ

指定する医師の診断に基づき第四条第一項第

四号に該当すると認めた者について行う第

八条の規定による処分については、行政手続法

第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規

による免許の取消し又は効力の停止（同条第二項第一号に係るものに限る。）をする」とあるのは「第百七条第六項において準用する」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「聽聞」を「意見の聴取」に改め、同項を同条第五項とする。

第一百四条の二第三項中「第六項の聴聞」を「第六項において準用する第百四条の意見の聴取」に改め、同条第六項を次のように改める。

6 第百四条（第三項を除く。）の規定は、第二項又は第四項の規定により免許を取り消す場合について準用する。

第一百四条の二第七項を削り、同条第八項を同条第七項とし、同条を第一百四条の一の二とす

る。

第一百四条の次に次の一条を加える。

（聴聞の特例）

第一百四条の一 公安委員会は、第一百三十二条第一項又は第四項の規定により免許の効力を九十日以上停止しようとするとき（同条第二項第二号に係る場合を除く。）は、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 公安委員会は、前項の聴聞又は第一百三十二条第一項による免許の取消し若しくは同条第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し（同条第一号に係るものに限る。）をする」とあるのは「第百七条第六項において準用する」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「聽聞」を「意見の聴取」に改め、同項を同条第五項とする。

3 前項の通知を行政手続法第十五条第三項に規定する方法によつて行う場合においては、同条第一項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、二週間を下回つてはならない。

4 第二項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

5 第二項の聴聞の主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、道路交通に関する事項に關し専門的知識を有する参考人又は当該事案の関係人の出頭を求める。これら者のからその意見又は事情を聴くことができるとする。

6 第百六条及び第一百七条第一項中「第百四条の二第一項」を「第一百四条の一の二第一項」に改める。

7 第百七条の五第三項中「公安委員会が、第一項」を「公安委員会が第一項第一号に該当して同項」に改め、「その期間」の下に「以下この項において同じ。」を、「含む」の下に「以下この項において同じ。」を、「同じ」を、「処分移送通知書」の下に「（第一項第一号に係るものに限る。）」を、「場合についての下に」第一百四条の二の規定は、公安委員会が第一項第一号に該当して同項の規定により自動車等の運転を九十日以上禁止しようとする場合及び第八項において準用する第一百三十二条第三項の处分移送通知書（第一項第一号に係るものに限る。）の送付を受けた場合について」を加え、後段を次のように改める。

8 この場合において、第一百四条第四項中「第一項第一号に係るものに限る。）」を「（昭和三十七年法律第百四十五号）」の一部を次の規定による改正する。

9 第百三十三条の二 第七十七条第四項の規定による条件の変更及び新たな条件の付加並びに同条第五項の規定による許可の取消し及び効力の停止、第九十条第三項の規定による免許の取消し及び効力の停止並びに同条第四項の規定による免許を受けることができない期間の指定、九十七条の三第三項の規定による運転免許試験を受けることができないものとする措置（同条第一項の合格の決定の取消しに係るものに限る。）第一百三十二条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（公安委員会がそのあらかじめ指定する医師の診断に基づき第八十八条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当すると認定した者に係るものに限る。）第一百三十二条第一項又は第四項の規定による免許の取消し及び効力の停止（同条第一号に該当すると認定した者に係るものに限る。）第一百三十二条第一項又は第四項の規定による免許の取消し及び効力の停止（同条第一号に該当すると認定した者に係るものに限る。）第一百三十二条第一項又は第四項の規定による免許の取消し及び効力の停止（同条第一号に該当すると認定した者に係るものに限る。）

10 第十条 公安委員会は、前条第一項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかると認定した者に係るものに限る。第一百三十二条第一項又は第四項の規定による免許の取消し及び効力の停止（同条第一号に該当すると認定した者に係るものに限る。）第一百三十二条第一項又は第四項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかると認定した者に係るものに限る。第一百三十二条第一項又は第四項の規定による免許の取消し及び効力の停止（同条第一号に該当すると認定した者に係るものに限る。）

平成五年十一月五日 参議院会議録第五号(その一) 行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

二一六

項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日

及び場所を公示しなければならない。

3 前項の通知を行政手続法第十五条第三項に

規定する方法によつて行う場合においては、

同条第一項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、二週間を下回つてはなら

ない。

4 第一項の聴聞の期日における審理は、公開

により行わなければならぬ。

(警備業法の一部改正)

第九条 警備業法(昭和四十七年法律第二百七十九号)

の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条」を「第十六条の二」と、「第

十六条の二」を「第十六条の三」と改める。

第十六条を次のように改める。

(聴聞の特例)

第十六条 公安委員会は、前条の規定による処

分(同条第二項第二号に掲げる者に係る同項

の規定による処分を除く。以下この条におい

て同じ。)をしようとするときは、行政手続法

(平成五年法律第二百七十九号)第十三条第一項の

規定による意見陳述のための手続の区分にか

かわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第四条の五、第十一条の三第四項(第十一

条の大第三項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。)又は前条

の規定による処分に係る聴聞を行うに当たつては、その期日の一週間前までに、行政手続

法第十五条第一項の規定による通知をし、か
つ、聴聞の期日及び場所を公示しなければな
らない。

3 前項の通知を行政手続法第十五条第三項に

規定する方法によつて行う場合においては、

同条第一項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、二週間を下回つてはなら

ない。

4 第四条の五、第十二条の三第四項又は前条

の規定による処分に係る聴聞の期日における

審理は、公開により行わなければならない。

5 第四条の五、第十二条の三第四項又は前条

の規定による処分に係る聴聞の主率者は、聴

聞の期日において必要があると認めるとき

は、警備業務に関する事項に關し専門的知識

を有する参考人又は当該事案の関係人の出頭

を求めて意見を聴取することができる。

第十六条の二を第十六条の三とし、第六章中

第十六条の次に次の二条を加える。

(行政手続法の適用除外)

第十六条の二 公安委員会がそのあらかじめ指

定する医師の診断に基づき第三条第五号に該

当すると認めた者について行う第四条の五、

第十二条の三第四項又は第十五条の規定によ

る処分及び同条第二項に掲げる者に係

る同項の規定による処分については、行政手

続法第三章(第十二条及び第十四条を除く。)

の規定は、適用しない。

(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正)

第十二条 第二章から第四章まで及び第六章

の規定による命令については、行政手続法

第五章から第四十八条までを一条ずつ繰り下げ、

第六章中第四十四条を第四十五条とし、第四十

三条を第四十四条とし、第四十二条の次に次の

一条を加える。

(行政手続法の適用除外)

十九条」を「(第四十六条—第五十条)」に改め

る。

第五条(見出しを含む。)中「聴聞」を「意見聴

取」に改める。

第六条第一項中「聴聞」を「意見聴取」に、「聴

聞調書」を「意見聴取調書」に改める。

第三十四条(見出しを含む。)、第三十五条第

一項、第三項から第六項まで、第八項及び第九

項、第三十九条第一号から第三号まで、第五号

及び第九号並びに第四十一号第二号中「聴聞」を

「意見聴取」に改める。

第七章中第四十九条を第五十条とし、第四十

五条から第四十八条までを一条ずつ繰り下げ、

第六章中第四十四条を第四十五条とし、第四十

三条を第四十四条とし、第四十二条の次に次の

一条を加える。

(行政手続法の適用除外)

第四十三条 第二章から第四章まで及び第六章

の規定による命令については、行政手続法

第二章(第十二条及び第十四条を除く。)

の規定は、適用しない。

(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の一部改正)

第十四条 職員団体等に対する法人格の付与に關

する法律(昭和五十三年法律第八十号)の一部を

次のように改正する。

2 前項の規定による認証の取消しに係る聴聞

の期日における審理は、当該職員団体等から

請求があつたときは、公開により行わなければ

ならない。

(第八条第四項を削る。)

(公害等調整委員会設置法の一部改正)

第十二条 公害等調整委員会設置法(昭和四十七

第十四条の見出しを「(公聽会)」に改め、同條

中「聴聞会」を「公聽会」と、「あへ」を「聴く」に改める。

第十三条 国家公務員法(昭和二十一年法律第二百

二十号)の一部を次のように改正する。

第一百八条の三第六項中「第八項」を「第九項」に

改め、後段を削り、同条第七項中「前項」を「第

六項」に改め、同条第十項を削り、同条第六項

の次に次の二項を加える。

前項の規定による登録の取消しに係る聴聞

の期日における審理は、当該職員団体から請

求があつたときは、公開により行わなければ

ならない。

(職員団体等に対する法人格の付与に關する法

律の一部改正)

第十四条 職員団体等に対する法人格の付与に關

する法律(昭和五十三年法律第八十号)の一部を

次のように改正する。

2 前項の規定による認証の取消しに係る聴聞

の期日における審理は、当該職員団体等から

請求があつたときは、公開により行わなければ

ならない。

(第八条第四項を削る。)

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に

関する法律(昭和三十二年法律第二百六十

六号)の一部を次のように改正する。

(第十五条)

第十五条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に

関する法律(昭和三十二年法律第二百六十

六号)の一部を次のように改正する。

(第十二条)

第十二条 公害等調整委員会設置法(昭和四十七

年法律第五十二号)の一部を次のように改正す

る。

第六十九条を次のように改める。

(聴聞の特例)

第六十九条 内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣（内閣総理大臣については、第七十一条の二第一項の規定により委任された場合には、科学技術庁長官。次条から第七十二条までにおいて同じ。）は、第十条第二項、第二十条第二項、第三十三条第二項、第四十六条の七第二項、第五十一条の十四第二項、第五十六条

十六条 第六十一条の六又は第六十一条の二十一の規定による事業の停止、原子炉の運転の停止、核燃料物質若しくは国際規制物質の使用の停止又は情報処理業務の全部若しくは一部の停止の命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第号）第十三条规定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

保人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。
第七十条に次の二項を加える。
3 この法律の規定による処分については、行政手続法第二十七条第二項の規定は、適用しない。

(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部改正)

第十六条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第四十四条を次のように改める。

（聴聞の特例）
第十七条 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十六条を次のように改める。

（聴聞の方法の特例）
第二十六条 第二十四条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。

2 前項の聴聞の主査者は、行政手続法（平成五年法律第号）第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

第三十七条第二項を次のように改める。

2 科学技術庁長官は、前条第一項第一号又は

第五条（第八条第二項において準用する場合を含む。）、第六条（第八条第二項において準用する場合を含む。）、第九条第一項又は第

四十二条（第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

2 第五条（第八条第二項において準用する場合を含む。）、第六条（第八条第二項において準用する場合を含む。）、第九条第一項又は第

四十二条（第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

を求めたときは、これを許可しなければならない。
第十四条第十二項後段を削る。
（温泉法の一部改正）
第十九条 温泉法（昭和二十三年法律第百一十五号）の一部を次のように改正する。
3 この法律の規定による処分については、行政手続法第二十七条第二項の規定は、適用しない。
第十八条の二第一項中「第二十一条」を「第二十二条第一項」に改める。

第八条第三項及び第五項中「聴聞」を「意見」に改める。

第十四条第十二項後段を削る。

（温泉法の一部改正）
第十九条 温泉法（昭和二十三年法律第百一十五号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二第一項中「第二十一条」を「第二十二条第一項」に改める。

第十四条第十二項後段を削る。

（建築物用地下水の採取の規制に関する法律の一部改正）
第二十条 建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和三十七年法律第百号）の一部を次のように改正する。

（鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部改正）
第十八条 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第十七条第二項中「第四項」を「第三項」に改め

3 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加すること

3 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加すること

3 前項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

3 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加すること

3 前項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

3 前項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部改正)

第二十一条 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成四年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第十八条の見出し並びに同条第一項及び第三項中「聴聞」を「意見の聴取」に改める。

(首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部改正)

第二十二条 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律(昭和三十四年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条 知事等は、第十一条の規定による処分をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかるべき、聴聞を行わなければならない。

第十四条 又は第十一条の規定による処分に係る聴聞を行わなければならぬ。

第十五条 知事等は、第十一条の規定による処分をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかるべき、聴聞を行わなければならない。

第十六条 知事等は、第十一条の規定による処分をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかるべき、聴聞を行わなければならない。

第十七条 第二項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 第四十条又は第四十一条の規定による処分に係る聴聞の主宰者は、必要があると認めるときは、参考人の意見を聴かなければならぬ。

(近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律の一部改正)

第二十五条 近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律(昭和三十九年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条を次のように改める。

(聴聞の特例)

第十二条 知事等は、第十条の規定による処分をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

第二十三条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第十七条第三項中「及び第十三条」を「から第十三まで」と改める。

(不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正)

第二十四条 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項を次のように改める。

国土庁長官又は都道府県知事は、第四十条の規定による不動産の鑑定評価の禁止をしようとするとき、又は第四十一条の規定による業務の停止を命じようとするときは、行政手続法(平成五年法律第号)第十三条第一項の規定による処分にかかるべき、聴聞を行わなければならぬ。

(農住組合法の一部改正)

第二十六条 農住組合法(昭和五十五年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第七十一条第一項第五号中「第八十四条第一項」を「第八十四条」に改める。

第八十四条第二項を削る。

第八十五条に次の二項を加える。

3 前二項の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

(民法施行法の一部改正)

第二十七条 民法施行法(明治三十一年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「理事」を「民法第七十一条又は第二十三条ノ二依ル処分ヲ為すべき場合ニ於テ理事」に、「主務官厅へ前条ノ二」を「主務官厅(其権限ノ委任ヲ受ケタル行政官厅ヲ含ム次条ニ於テ之ニ同ジ)ハ其ノに改め、同条第二項中「前条」を「同項」に改め、同条を第二十五

より意見陳述のための手続の区分にかかるべき、聴聞を行わなければならない。

第二十五条ノ三中「第二十五条」を「前条第一項」に改め、同条を第二十五条ノ二とする。

(供託法の一部改正)

第二十八条 供託法(明治三十二年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第一条ノ七を第一条ノ八とし、第一条ノ三から第一条ノ六までを一条ずつ繰り下げ、第一条を二の次に次の二条を加える。

第一条ノ三 供託官ノ処分ニ付テハ行政手続法(平成五年法律第号)第二章ノ規定ハ之

(不動産登記法の一部改正)

第二十九条 不動産登記法(明治三十二年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四章ノ二の次の一章を加える。

第五章 略

百五十七条ノ二」を「第四章ノ三 行政手続法第五章 略」に改める。

五百二十二条ノ一(百五十七条ノ二)に改める。

(民法施行法の一部改正)

第二十七条 民法施行法(明治三十一年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第二十五条ノ二第一項中「理事」を「民法第七十一条又は第二十三条ノ二依ル処分ヲ為すべき場合ニ於テ理事」に、「主務官厅へ前条ノ二」を「主務官厅(其権限ノ委任ヲ受ケタル行政官厅ヲ含ム次条ニ於テ之ニ同ジ)ハ其ノに改め、同条を第二十五

条とする。

第二十五条ノ三中「第二十五条」を「前条第一項」に改め、同条を第二十五条ノ二とする。

(供託法の一部改正)

第二十八条 供託法(明治三十二年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

官ノ処分ニ付テハ之ヲ適用セズ

第四十二条 行政手続法(平成五年法律第号)第二章ノ規定ハ本法ノ規定ニ依ル登記

第三十条 抵当証券法(昭和六年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第四十二条 行政手続法(平成五年法律第号)第二章ノ規定ハ本法ノ規定ニ依ル登記

三百五十九条ノ九 登記官ノ処分ニ付テハ行政手続法(平成五年法律第号)第二章及び第三章ノ規定ハ之ヲ適用セズ

(抵当証券法の一部改正)

五百五十九条ノ九 登記官ノ処分ニ付テハ行政手続法(平成五年法律第号)第二章及び第三章ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第三十条 抵当証券法(昭和六年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第四十二条 行政手続法(平成五年法律第号)第二章ノ規定ハ本法ノ規定ニ依ル登記

三百五十九条ノ九 登記官ノ処分ニ付テハ行政手続法(平成五年法律第号)第二章及び第三章ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第四十二条 行政手続法(平成五年法律第号)第二章ノ規定ハ本法ノ規定ニ依ル登記

官ノ処分ニ付テハ之ヲ適用セズ

(戸籍法の一部改正)

第三十一条 戸籍法(昭和二十二年法律第二百一十四号)の一部を次のように改正する。

第六章中第百八条の前に次の二条を加える。

第一百七条の二 戸籍事件に関する市町村長の処分については、行政手続法(平成五年法律第二百一号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(犯罪者予防更生法の一部改正)

第三十二条 犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 保護觀察の終了等(第四十三条第一項)」を「第三節 保護觀察の終了等(第四十九条第一項)」に改める。

(行政手続法の適用除外)

第三十三条 犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 保護觀察の終了等(第四十三条第一項)」を「第三節 保護觀察の終了等(第四十九条第一項)」に改める。

(行政手続法の適用除外)

第三十四条 犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 保護觀察の終了等(第四十三条第一項)」を「第三節 保護觀察の終了等(第四十九条第一項)」に改める。

(行政手続法の適用除外)

第三十五条 犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 保護觀察の終了等(第四十三条第一項)」を「第三節 保護觀察の終了等(第四十九条第一項)」に改める。

(行政手續法の適用除外)

第三十六条 犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 保護觀察の終了等(第四十三条第一項)」を「第三節 保護觀察の終了等(第四十九条第一項)」に改める。

(行政手續法の適用除外)

第三十七条 犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 保護觀察の終了等(第四十三条第一項)」を「第三節 保護觀察の終了等(第四十九条第一項)」に改める。

(行政手續法の適用除外)

第三十八条 犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 保護觀察の終了等(第四十三条第一項)」を「第三節 保護觀察の終了等(第四十九条第一項)」に改める。

(行政手續法の適用除外)

第十五条第一項中「登録換」を「登録換え」に、

「すみやかに、その旨を」を「速やかに、その旨及びその理由を書面により」に改める。

第四十三条の次に次の二条を加える。

(行政手續法の適用除外)

第四十三条の二 弁護士会がこの法律に基づいて行う処分については、行政手續法(平成五年法律第二百一号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(行政手續法の適用除外)

第四十四条の二 第四十九条の三とし、第四十九条の次に次の二条を加える。

(行政手續法の適用除外)

第四十五条の二 第四十九条の二を第四十九条の三とし、第四十九条の次に次の二条を加える。

(行政手續法の適用除外)

第四十六条の二 日本弁護士連合会がこの法律に基づいて行う処分については、行政手續法(平成五年法律第二百一号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(行政手續法の適用除外)

第四十七条の二 行政手續法(平成五年法律第二百一号)第二章から第四章までの適用除外

(行政手續法の適用除外)

第四十八条の二 この法律の規定による処分及び適用除外(第四十八条の二)に改める。

(行政手續法の適用除外)

第四十九条の二 第四十九条の三とし、第四十九条の次に次の二条を加える。

(行政手續法の適用除外)

第五十条の二 第四十九条の二を第四十九条の三とし、第四十九条の次に次の二条を加える。

(行政手續法の適用除外)

第五十一条の二 第四十九条の二を第四十九条の三とし、第四十九条の次に次の二条を加える。

(行政手續法の適用除外)

第五十二条の二 第四十九条の二を第四十九条の三とし、第四十九条の次に次の二条を加える。

(行政手續法の適用除外)

第五十三条の二 第四十九条の二を第四十九条の三とし、第四十九条の次に次の二条を加える。

(行政手續法の適用除外)

かわらず、聴聞を行わなければならない。

第三条第一号又は第三号の処分に係る行政手續法第十五条第一項の通知は、聴聞の期日の一週間前までにしなければならない。

第四十三条の次に次の二条を加える。

(行政手續法の適用除外)

第四十三条の二 第三号の処分に係る行政手續法第十五条第一項の通知は、聴聞の期日の一週間前までにしなければならない。

第五十条の二 前項の聴聞の期日における審理は、当該司法書士から請求があつたときは、公開により行われなければならない。

第五十一条の二 前項の聴聞の期日における審理は、当該司法書士から請求があつたときは、公開により行われなければならない。

第五十二条の二 前項の聴聞の期日における審理は、当該司法書士から請求があつたときは、公開により行われなければならない。

第五十三条の二 前項の聴聞の期日における審理は、当該司法書士から請求があつたときは、公開により行われなければならない。

第五十四条の二 前項の聴聞の期日における審理は、当該司法書士から請求があつたときは、公開により行われなければならない。

第五十五条の二 前項の聴聞の期日における審理は、当該司法書士から請求があつたときは、公開により行われなければならない。

第五十六条の二 前項の聴聞の期日における審理は、当該司法書士から請求があつたときは、公開により行われなければならない。

第五十七条の二 前項の聴聞の期日における審理は、当該司法書士から請求があつたときは、公開により行われなければならない。

第五十八条の二 前項の聴聞の期日における審理は、当該司法書士から請求があつたときは、公開により行われなければならない。

第五十九条の二 前項の聴聞の期日における審理は、当該司法書士から請求があつたときは、公開により行われなければならない。

第六十条の二 前項の聴聞の期日における審理は、当該司法書士から請求があつたときは、公開により行われなければならない。

第六十一条の二 前項の聴聞の期日における審理は、当該司法書士から請求があつたときは、公開により行われなければならない。

第六十二条の二 前項の聴聞の期日における審理は、当該司法書士から請求があつたときは、公開により行われなければならない。

第六十三条の二 前項の聴聞の期日における審理は、当該司法書士から請求があつたときは、公開により行われなければならない。

第六十四条の二 前項の聴聞の期日における審理は、当該司法書士から請求があつたときは、公開により行われなければならない。

第六十五条の二 前項の聴聞の期日における審理は、当該司法書士から請求があつたときは、公開により行われなければならない。

第六十六条の二 前項の聴聞の期日における審理は、当該司法書士から請求があつたときは、公開により行われなければならない。

第六十七条の二 前項の聴聞の期日における審理は、当該司法書士から請求があつたときは、公開により行われなければならない。

第六十八条の二 前項の聴聞の期日における審理は、当該司法書士から請求があつたときは、公開により行われなければならない。

第六十九条の二 前項の聴聞の期日における審理は、当該司法書士から請求があつたときは、公開により行われなければならない。

第七十条の二 前項の聴聞の期日における審理は、当該司法書士から請求があつたときは、公開により行われなければならない。

(行政手続法の適用除外)

第三十五条 この法律に基づいて行う処分については、行政手続法(平成五年法律第

号)第三章の規定は、適用しない。

(執行猶予者保護観察法の一部改正)

第四十一条 執行猶予者保護観察法(昭和二十九年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の二条を加える。

(行政手続法の適用除外)

第十一条の二 この法律の規定による処分及び行政指導については、行政手続法(平成五年法律第

号)第二章から第四章までの規定は、適用しない。

(売春防止法の一部改正)

第四十二条 売春防止法(昭和三十一年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第十七条の次に次の二条を加える。

(行政手続法の適用除外)

第十七条の二 第二十四条から前条まで及び第二十九条の規定による処分及び行政指導につ

つては、行政手続法(平成五年法律第

号)第二章から第四章までの規定は、適用しない。

(商業登記法の一部改正)

第四十三条 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第一百十四条を第一百十四条の二とし、第四章中同条の前に次の二条を加える。

(行政手続法の適用除外)

第一百四十四条 登記官の処分については、行政手続法(平成五年法律第

号)第二章及び第

三章の規定は、適用しない。

第一百九条中「第一百十四条」を「第一百十四条の二」に改める。

(外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正)

第四十四条 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十九条」を「第五十八条の二」に改める。

(保険業法の一部改正)

第四十六条 保険業法(昭和十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項から第四項までを次のように改める。

主務大臣前項ノ規定ニ依リ事業ノ停止ヲ命令スル处分ヲ為サントスルトキハ行政手続法第十三項第一項ノ規定ニ依ル意見陳述ノ為ノ手続ノ区分ニ拘ラズ聴聞ヲ行フベシ

主務大臣第一項ノ規定ニ依ル処分ニ係ル聴聞ヲ行ハントスルトキハ其ノ期日ノ二週間前迄ニ行政手続法第十五条第一項ノ通知ヲ為シ且テ該開ノ期日及場所ヲ公示スベシ

前項ニ規定スル聴聞ノ期日ニ於ケル審理ハ公開ニヨリ行フベシ

第十二条ノ四第一項及び第三項中「聴聞」を「意見ノ聴取」に改め、同条第四項中「前項ノ聴聞ニ」を「第三項ノ規定ニ依リ」に改め、「規定ニ依ル当該聴聞ノ」を削り、同条第五項中「第三項ノ請求ニ付」を「第一項ノ請求ニ付」に、「当該聴聞ノ請求ニ付」を「当該請求ニ係ル」に改め、同条第六項を次のように改める。

主務大臣前項ノ規定ニ依ル処分ヲ為サントスルトキハ行政手続法第十三条第一項ノ規定ニ依ル意見陳述ノ為ノ手続ノ区分ニ拘ラズ聴聞ヲ行フベシ

第十二条ノ四第一項及び第三項中「聴聞」を「第十二条第三項及第四項」に、「前項ノ処分ヲ為ス場合」を「前項ニ規定スル聴聞」に改め、

依ル意見陳述ノ為ノ手続ノ区分ニ拘ラズ聴聞ヲ行フベシ

第十二条ノ四第一項の次に次の二項を加える。

主務大臣前項ノ規定ニ依ル処分ヲ為サントスルトキハ行政手続法第十三条第一項ノ規定ニ依ル意見陳述ノ為ノ手続ノ区分ニ拘ラズ聴聞ヲ行フベシ

第十二条ノ四第一項及び第三項中「聴聞」を「第十二条第三項及第四項」に、「前項ノ処分ヲ為ス場合」を「前項ニ規定スル聴聞」に改め、

依ル意見陳述ノ為ノ手続ノ区分ニ拘ラズ聴聞ヲ行フベシ

第十二条ノ四第一項の次に次の二項を加える。

主務大臣前項ノ規定ニ依ル処分ヲ為サントスルトキハ行政手続法第十三条第一項ノ規定ニ依ル意見陳述ノ為ノ手続ノ区分ニ拘ラズ聴聞ヲ行フベシ

第十二条ノ四第一項及び第三項中「聴聞」を「第十二条第三項及第四項」に、「前項ノ処分ヲ為ス場合」を「前項ニ規定スル聴聞」に改め、

依ル意見陳述ノ為ノ手続ノ区分ニ拘ラズ聴聞ヲ行フベシ

第十二条ノ四第一項の次に次の二項を加える。

主務大臣前項ノ規定ニ依ル処分ヲ為サントスルトキハ行政手続法第十三条第一項ノ規定ニ依ル意見陳述ノ為ノ手続ノ区分ニ拘ラズ聴聞ヲ行フベシ

第十二条ノ四第一項及び第三項中「聴聞」を「第十二条第三項及第四項」に、「前項ノ処分ヲ為ス場合」を「前項ニ規定スル聴聞」に改め、

依ル意見陳述ノ為ノ手続ノ区分ニ拘ラズ聴聞ヲ行フベシ

第十二条ノ四第一項及び第三項中「聴聞」を「第十二条第三項及第四項」に、「前項ノ処分ヲ為ス場合」を「前項ニ規定スル聴聞」に改め、

依ル意見陳述ノ為ノ手続ノ区分ニ拘ラズ聴聞ヲ行フベシ

第十二条ノ四第一項及び第三項中「聴聞」を「第十二条第三項及第四項」に、「前項ノ処分ヲ為ス場合」を「前項ニ規定スル聴聞」に改め、

依ル意見陳述ノ為ノ手続ノ区分ニ拘ラズ聴聞ヲ行フベシ

第九条第一項中「届出者に通知して当該職員をして審問を行なわせた後、理由を示し」を「届出者に対し、」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、行政手続法(平成五年法律第一号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第十条第一項中「生じしない」を「生じさせない」に、「届出者に通知して当該職員をして審問を行なわせた後、理由を示し」を「届出者に対し、」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第十一条第一項中「届出者に通知して当該職員をして審問を行なわせた後、理由を示し」を「届出者に対し、」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第十二条第一項中「届出者に通知して当該職員をして審問を行なわせた後、理由を示し」を「届出者に対し、」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第二十三条の十第一項中「提出者に通知して

当該職員をして審問を行なわせた後、理由を示し」を「提出者に対し、」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第二十三条の十一第一項中「提出者に通知して当該職員をして審問を行なわせた後、理由を示し」を「提出者に対し、」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第二十七条の八第四項中「公開買付者に通知して当該職員をして審問を行なわせた後、理由を示し」を「公開買付者に対し、」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第二十七条の八第四項中「公開買付者に通知して当該職員をして審問を行なわせた後、理由を示し」を「公開買付者に対し、」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

る」を「付する」に、「書面をもつて」を「書面により」に改め、後段を削り、同項第一項の次に次の一項を加える。

大蔵大臣は、前条第一項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第四十二条の二第四項を次のように改める。大蔵大臣は、前項の規定により同項に規定するその他当該違反を是正するため必要な措置をとることを命じようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第四十二条の二に次の一項を加える。

第三十六条第三項の規定は、第三項の处分について準用する。

第五十四条第三項及び第六十条第二項中「第三十六条第一項」を「第三十六条第三項」に改める。

第五十四条第一項中「第三十六条第一項」を「第三十六条第三項」に改める。

第六十三条第一項及び第三項中「第三十六条第一項」を「第三十六条第二項及び第三項」に改める。

第六十三条第一項中「第三十六条第一項」を「第三十六条第二項及び第三項」に改める。

第六十三条第一項中「第三十六条第一項」を「第三十六条第二項及び第三項」に改める。

第六十四条の三に次の二項を加える。

第三十六条第三項の規定は、第一項の処分について準用する。

第六十四条の五第五項中「当該協会に通知し

て当該職員をして審問を行なわせた後、理由を示し」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第七十二条中「当該協会に通知して当該職員をして審問を行なわせた後」を削る。

第六十五条の二第一項中「第三十六条第一項」を「第三十六条第三項」に改める。

第七十二条中「書面をもつて」を「書面により」に改め、後段を削る。

第七十二条中「当該協会に通知して当該職員をして審問を行なわせた後」及び「理由を示し」を削る。

第七十九条各号を次のように改める。

「当該各号に定める者に通知して当該職員をして審問を行なわせた後」及び「理由を示し」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第六十三条第一項中「第三十六条第一項」を「第三十六条第二項及び第三項」に改める。

第六十三条第一項中「第三十六条第一項」を「第三十六条第二項及び第三項」に改める。

第六十三条第一項中「第三十六条第一項」を「第三十六条第二項及び第三項」に改める。

第七十九条各号を次のように改める。

一 店頭売買有価証券の発行者から大蔵省令で定めるところにより当該店頭売買有価証券の登録の取消しの請求があつた場合

二 店頭売買有価証券の発行者が、この法律、この法律に基づく命令又は当該店頭売

第百八十七条中「審問」の下に「この法律の規定による処分に係る聴聞」を加える。

第一百九十三条の二第五項中「当該公認会計士又は監査法人に通知して当該職員をして審問を行なわせた後、理由を示し」を削り、同項後段を次のように改める。

この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第一百九十三条の二に次の二項を加える。

大蔵大臣は、前項の決定をした場合においては、その旨を当該公認会計士又は監査法人に通知し、かつ、公表しなければならない。

第一百九十九条第三号中「第七十九条の十三」を「第七十九条の十三第一項」に、「第一百五十六条の十二」を「第一百五十六条の十二第一項」に改める。

(公認会計士法の一部改正)

第四十八条 公認会計士法(昭和二十三年法律第二百六条第三号中「第七十九条」を「第七十九条第一項」と、「第一百九条」を「第一百十九条第一項」に改める。)

第一条第一項を次のように改める。

第三十二条第四項を次のように改める。

4 大蔵大臣は、前一条の規定により戒告又は一年以内の業務の停止の処分をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第二百二号)の一部を次のように改める。

号) 第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第三十二条第五項本文中「前項の規定による聴聞」を「聴聞」に、「聞いて、これを」を「聴いて」に改め、ただし書を削る。

(保険募集の取締に関する法律の一項改正)

第四十九条 保険募集の取締に関する法律(昭和二十三年法律第二百七十一号)の一部を次のように改める。

第五条第二項中「聴聞させなければ」を「意見を聴取させなければ」に改め、同条第三項中「聴聞される」を「意見を聴取される」に、「聴聞に」を「意見の聴取に」、「聴聞を」を「意見の聴取を」に改める。

第七条の二第二項を削る。

第七条の三の見出しを「(登録の抹消)」に改め、同条中左に「次に」、「まつ消し」を「抹消し」に改め、同条第三号中「聴聞させた」を「意見を聴取させた」に改める。

第二十条第二項を次のように改める。

2 大蔵大臣は、前項の規定による処分をしよとするとときは、行政手続法第十三条第一項二条及び第十四条を除く)の規定は、適用しない。

第十四条第二項を削る。

(外国保険事業者に関する法律の一項改正)

第五十一条 外国保険事業者に関する法律(昭和二十四年法律第二百八十四号)の一部を次のように改める。

第二十二条第二項から第四項までを次のように改める。

2 大蔵大臣は、前項の規定により事業の停止を命じようとするときは、行政手続法(平成五年法律第二百二号)第十三条规定(不利益処分をしようとする場合の手続)の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第三十六条第六号、第十四号、第十五号及び第十七号中「第二十三条第三項」を「第二十三条规定による意見陳述のための手続の区分にかかる聴聞」に改め、同条第三号中「前項の業務」を「第一項の業務」に改め、同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第二百二号)第三章(第十一条及び第十二条を除く)の規定は、適用しない。

第十四条第二項を削る。

(外国保険事業者に関する法律の一項改正)

第五十五条 船主相互保険組合法の一部改正

第五十二条 船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第二百七十七号)の一部を次のように改める。

2 大蔵大臣は、前項の規定により事業の停止を命じようとするときは、行政手続法(平成五年法律第二百二号)第十三条规定(不利益処分をしようとする場合の手続)の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第三十六条第六号、第十四号、第十五号及び第十七号中「第二十三条第三項」を「第二十三条规定による意見陳述のための手続の区分にかかる聴聞」に改め、同条第三号中「前項の業務」を「第一項の業務」に改め、同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 大蔵大臣は、前項の命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第二百二号)第十三条规定(不利益処分をしようとする場合の手続)の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第三十六条第六号、第十四号、第十五号及び第十七号中「第二十三条第三項」を「第二十三条规定による意見陳述のための手続の区分にかかる聴聞」に改め、同条第三号中「前項の業務」を「第一項の業務」に改め、同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 大蔵大臣は、前項の命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第二百二号)第十三条规定(不利益処分をしようとする場合の手続)の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第十三条第一項(不利益処分をしようとする場合の手続)の規定による意見陳述のための手続にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第五十三条第二項を次のように改める。

2 主務大臣は、前項の規定により事業の停止を命じようとするときは、行政手続法第十三条第一項(不利益処分をしようとする場合の手続)の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

第五十三条第二項を次のように改める。

3 保険業法第十二条第三項及び第四項(聴聞の方法の特例)の規定は、第一項の規定による处分に係る聴聞に準用する。

第五十九条及び第六十条中「第五十二条第二項」を「第五十二条第三項」と改める。

(証券投資信託法の一部改正)

第五十三条 証券投資信託法(昭和二十六年法律第百九十八号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「書面をもつて」を「書面により」に改め、後段を削る。

第十三条第四項中「書面をもつて」を「次の各号のいずれかに改め、「当該委託会社に通知して当該職員をして審問を行わせた後」を削る。

第二十二条第一項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、「当該委託会社に通知して当該職員をして審問を行わせた後」を削る。

第二十三条第一項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに改め、「当該委託会社又は取締役に通知して当該職員をして審問を行わせた後」を削り、同条第三項中「引継」を「引継ぎ」

に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「書面をもつて」を「書面一項」を「前項」に、「附記」を「付記」に改め、同項により」に改め、同項を同条第三項とし、同条

第一項の次に次の二項を加える。

2 大蔵大臣は、前項第一号イ又はロの規定による命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第一項の次に次の二項を加える。

2 大蔵大臣は、前項第一号イ又はロの規定による命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第二十四条の七中「協会に通知して当該職員をして審問を行なわせた後及び「理由を示して」を削り、同条に後段として次のように加えて」を削り、同条に後段として次のように加え

る。

この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第二十五条 削除

第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第二十六条 削除

第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第二十七条 削除

第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第二十八条 削除

第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第二十九条 削除

第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第三十条 削除

第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第三十一条 削除

第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第三十二条 削除

第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第三十三条 削除

第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

しの処分に係る聴聞をしようとするときは、その聴聞の期日の二週間前までに、行政手続

法(平成五年法律第号)第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

2 前項に規定する処分に係る聴聞の期日において、公開により行わなければならない。

3 前項に規定する聴聞の主宰者は、行政手続

法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

第二十五条 第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

第二十六条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二十七条 第一项を削る。

(関税法の一部改正)

第二十八条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二十九条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第三十条 収容及び留置(第七十九条第一項)の一部を次のように改正する。

第三十一条 第二項を削る。

(信用保証協会法の一部改正)

第三十二条 第二項を削る。

(信用保証協会法の一部改正)

第三十三条 第二項を削る。

(第九条第一項)の一部を次のように改正する。

第三十四条 第二項を削る。

(第九条第一項)の一部を次のように改正する。

第三十五条 第二項を削る。

(第九条第一項)の一部を次のように改正する。

第三十六条 第二項を削る。

(第九条第一項)の一部を次のように改正する。

第三十七条 第二項を削る。

(第九条第一項)の一部を次のように改正する。

第三十八条 第二項を削る。

(第九条第一項)の一部を次のように改正する。

(行政手続法の適用除外)

第三十九条 第二項を次のように改正する。

(行政手続法の適用除外)

第四十条 第二項を次のように改正する。

除外)に定めるもののはか、この法律又は他の

の関税に関する法律に基づき行われる処分そ

の他公権力の行使に当たる行為(第七十一条

第二項(原産地を偽った表示等がされている

貨物の輸入)の規定に基づくものを除く。)に

ついては、行政手続法第二章(申請に対する

処分)及び第三章(不利益処分)の規定は、適

用しない。

2 行政手続法第三条第一項(適用除外)及び第

三十五条第三項(書面の交付を要しない行政

指導)に定めるもののはか、この法律又は他

の関税に関する法律に基づく関税の納稅義務

の適正な実現を図るために行われる行政指導

(行政手続法第二条第六号(定義)に規定する

行政指導をいう。)については、行政手続法第

三十五条第二項(行政指導に係る書面の交付)

及び第三十六条(複数の者を対象とする行政

指導)の規定は、適用しない。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する

法律の一部改正)

第六十条 補助金等に係る予算の執行の適正化に

関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)の一

部を次のように改正する。

目次中「第二十一条」を「第二十二条の二」に改

める。

第五章中第二十二条の前に次の二条を加え

(理由の提示)

第二十一条の二 各省各庁の長は、補助金等の

交付の決定の取消し、補助事業等の遂行若し

くは一時停止の命令又は補助事業等の是正の

ための措置の命令をするときは、当該補助事

業者等に對してその理由を示さなければなら
ない。

第二十四条の次に次の二条を加える。

第二十四条の二 補助金等の交付に関する各省
各府の長の处分については、行政手続法(平成五年法律第 号)第一章及び第三章の規定は、適用しない。

(とん税法の一部改正)

第六十一条 とん税法(昭和三十一年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十条の二の次に次の二条を加える。

(行政手続法の適用除外)

第十条の三 行政手続法(平成五年法律第 号)第三条第一項(適用除外)に定めるもののはか、この法律に基づく税の納稅義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(行政手續法第二条第六号(定義)に規定する行政指導をいう。)については、行政手續法第三十五条第二項(行政指導に係る書面の交付)及び第三十六条(複数の者を対象とする行政指導)の規定は、適用しない。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の一部改正)

第六十一条 とん税法(昭和三十一年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

(行政手續法の適用除外)

第十条の三 行政手續法(平成五年法律第 号)第三条第一項(適用除外)に定めるもののはか、この法律に基づく税の納稅義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(行政手續法第二条第六号(定義)に規定する行政指導をいう。)については、行政手續法第三十五条第二項(行政指導に係る書面の交付)及び第三十六条(複数の者を対象とする行政指導)の規定は、適用しない。

(とん税法の一部改正)

第六十一条 とん税法(昭和三十一年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

(国税通則法の一部改正)

第六十四条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第三条第一項(適用除外)に定めるもののはか、この法律に基づく税の納稅義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(行政手續法第二条第六号(定義)に規定する行政指導をいう。)については、行政手續法第三十五条第二項(行政指導に係る書面の交付)及び第三十六条(複数の者を対象とする行政指導)の規定は、適用しない。

(国税に關する法律の一部改正)

第六十四条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第三条第一項(適用除外)に定めるもののはか、この法律に基づく税の納稅義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(行政手續法第二条第六号(定義)に規定する行政指導をいう。)については、行政手續法第三十五条第二項(行政指導に係る書面の交付)及び第三十六条(複数の者を対象とする行政指導)の規定は、適用しない。

(国税に關する法律の一部改正)

第六十四条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第三条第一項(適用除外)に定めるもののはか、この法律に基づく税の納稅義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(行政手續法第二条第六号(定義)に規定する行政指導をいう。)については、行政手續法第三十五条第二項(行政指導に係る書面の交付)及び第三十六条(複数の者を対象とする行政指導)の規定は、適用しない。

(通關業法の一部改正)

第六十五条 通關業法(昭和四十二年法律第百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十一條第二項中「あらかじめその者にその旨を通知して、相当の期間内に自ら又はその代理人を通じて弁明する機会を与えるとともに」を削る。

第三十七条中第一項を削り、第二項を第一項とし、同条第三項中「附記した」を「付記した」に改め、同項を同条第二項とする。

(外國證券業者に關する法律の一部改正)

第六十六条 外國證券業者に關する法律(昭和四十六年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第六条中「第十条(國稅法等の準用)、第十
二条の二(權限の委任)及び第十一条〔〕を「及び第
十条から第十一条まで(國稅法等の準用・權限
の委任・行政手續法の適用除外・」に改める。
(同法第二条第六号(定義)に規定する行政指
導をいい、酒稅法第二章及び酒稅の保全及び
酒類業組合等に關する法律(昭和二十八年法
律第七号)に定める事項に関するものを除
く。)については、行政手續法第三十五条第二
項(行政指導に係る書面の交付)及び第三十六
条(複数の者を対象とする行政指導)の規定
は、適用しない。

(國稅通則法の一部改正)

第六十三条 たばこ耕作組合法(昭和三十三年法
律第百三十五号)の一部を次のように改正する。
第四十五条第一項第六号中「第五十九条第一
項」を「第五十九条〔〕」に改める。

(第五十九条第二項を削る。)

(國稅通則法の一部改正)

第六十四条 国稅通則法(昭和三十七年法律第六
十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八章 不服審査及び訴訟」を「第八
章の二 行政手續法との関係(第七十四条の
章) 不服審査及び訴訟」を「第八
章〔〕」に改める。

(第七章の次に次の二章を加える。

第七章の二 行政手續法との関係

(行政手續法の適用除外)

第七章の二 行政手續法(平成五年法律第
七十四号)第三条第一項(適用除外)に定める
もののはか、國稅に關する法律に基づき行
われる処分その他の公権力の行使に当たる行
為(酒稅法(昭和二十八年法律第六号)第二章(酒
類の製造免許及び酒類の販賣業免許等)の規
定に基づくものを除く。)については、行政手
續法第二章(申請に対する処分)及び第三章
(不利益処分)の規定は、適用しない。

**(行政手續法第三条第一項、第四条第一項及
る。)**

(特別とん税法の一部改正)

第六十二条 特別とん税法(昭和三十一年法律第
三十八号)の一部を次のように改正する。

(行政手續法の施行に伴う関係法律の整備に關する法律案

び第三十五条第三項(適用除外)に定めるもの
のほか、國稅に關する法律に基づく納稅義務
の適正な実現を図るために行われる行政指導
の適正な実現を図るために行われる行政指導
(同法第二条第六号(定義)に規定する行政指
導をいい、酒稅法第二章及び酒稅の保全及び
酒類業組合等に關する法律(昭和二十八年法
律第七号)に定める事項に関するものを除
く。)については、行政手續法第三十五条第二
項(行政指導に係る書面の交付)及び第三十六
条(複数の者を対象とする行政指導)の規定
は、適用しない。

(特別とん税法の一部改正)

第六十六条 外國證券業者に關する法律(昭和四
十六年法律第五号)の一部を次のように改正す
る。

第十四条を次のように改める。

(行政処分の手続)

第十四条 証券取引法第三十六条第一項(行政処分の手続)の規定は、大蔵大臣が第三条第一項の免許又は前条第一項の許可をしないこととするときについて準用する。

2 証券取引法第三十六条第二項の規定は、大蔵大臣が第十二条第一項の規定による業務の停止を命じようとするとき、及び第十七条第一項において準用する同法第四十二条の二第二項の規定により同項に規定するその他当該違反を是正するために必要な措置をとることを命じようとするときについて準用する。

3 証券取引法第三十六条第三項の規定は、大蔵大臣が第三条第一項の免許、前条第一項の許可又は第十三条若しくは第十一条の認可をし又はしないこととしたとき、第三条第四項(前条第二項において準用する場合を含む。)において準用する同法第二十九条第一項の規定により条件を付することとしたとき、及び第十二条第一項若しくは第二項、前条第三項又は第十七条第一項において準用する同法第四十二条の二第三項の規定に基づいて処分をすることとしたときについて準用する。

第十八条中「当該職員をして」を「当該職員に」に改め、同条第一号中「第十四条第一項」に改め、「(行政処分の手続)」を削り、同条第二号を削り、同条第三号中「(外務員登録の拒否)又は第六十四条の三第一項(外務員に対する行政処分)」を削り、同号を同条第二号とし、同条第四号を削り、同条の次に次の一条を加える。

(聴聞の公開)

第二十八条の二 証券取引法第八百八十六条の二(聴聞の公開)の規定は、この法律の規定による処分に係る聴聞について準用する。

第二十九条第一項中「審問」の下に「、」の法律の規定による処分に係る聴聞」を加え、「同法第九十二条(裁判所の禁止命令等)」を「証券取引法第八九十二条」に改める。

第六十七条 貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号及び第六条第一項第三号中「第三十八条」を「第三十八条第一項」に改め、同条後段を削る。

第十九条中「第十七条第一項」を「第十七条」に改め、同条第二項を削る。

第二十一条中「第十七条第一項」を「第十七条」に、「同項第三号」を「同条第三号」に改め、同条後段を削る。

第二十三条第一項中「第三十二条第一項」を「第三十二条」に改め、同条第二項を削る。

第三十一条第一項第五号中「この項」を「この」に改め、同条第二項を削る。

第三十二条第一項中「前条第一項」を「前条」に改め、同条第二項を削る。

第三十三条第一項中「第三十二条第一項」を「第三十二条」に改め、同条第二項を削る。

第三十四条第一項中「第三十二条第一項」を「第三十二条」に改め、同条第二項を削る。

第三十五条第一項中「第三十二条第一項」を「第三十二条」に改め、同条第二項を削る。

(たばこ事業法の一部改正)

第六十九条たばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二号中「第十七条第一項」を「第十七号」に改める。

第十八条前段中「前条第一項」を「前条」に改め、同条後段を削る。

第三十七条第二項を削る。

第三十八条第三項を次のように改める。

3 前項の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第号)第三章の規定は、適用しない。

第三十九条第三項及び第四十七条第一項を削る。

第五十九条第二号中「第四十七条第一項」を「第四十七条」に改める。

第五十七条第十号中「第三十七条第一項」を「第三十七条」に改める。

第五十九条第二号中「第四十七条第一項」を「第四十七条」に改める。

第五十七条第十号中「第三十七条第一項」を「第三十七条」に改める。

第五十九条第二号中「第四十七条第一項」を「第四十七条」に改める。

第五十七条第十号中「第三十七条第一項」を「第三十七条」に改める。

第五十七条第十号中「第三十七条第一項」を「第三十七条」に改める。

第五十七条第十号中「第三十七条第一項」を「第三十七条」に改める。

第五十七条第十号中「第三十七条第一項」を「第三十七条」に改める。

第五十七条第十号中「第三十七条第一項」を「第三十七条」に改める。

第五十七条第十号中「第三十七条第一項」を「第三十七条」に改める。

第五十七条第十号中「第三十七条第一項」を「第三十七条」に改める。

第五十七条第十号中「第三十七条第一項」を「第三十七条」に改める。

第五十七条第十号中「第三十七条第一項」を「第三十七条」に改める。

(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の一部改正)

第七十一条 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「及び第三項」を削る。

第三十八条第三項を次のように改める。

3 前項の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第号)第三章の規定は、適用しない。

第三十九条第三項及び第四十七条第一項を削る。

第五十九条第二号中「第四十七条第一項」を「第四十七条」に改める。

第五十七条第十号中「第三十七条第一項」を「第三十七条」に改める。

第五十九条第二号中「第四十七条第一項」を「第四十七条」に改める。

第五十七条第十号中「第三十七条第一項」を「第三十七条」に改める。

第二十三条第一項を次のように改める。

第二十四条第三項を次のように改める。

3 前項の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第号)第三章の規定は、適用しない。

第三十六条第二項を削り、同条第三項中「第一項の規定」を「前項の規定」に改め、同項を同条第二項とする。

第五十二条第九号中「第二十二条第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

第七十三条 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七条)の一部を次のように改正する。

第十九条第五号ト中「第五十二条第三項」を「第五十三条第一項」に、「第七十九条第二項」を「第七十九条第一項」に改める。

第七十九条第五号ト中「第五十二条第三項」を「第五十三条第一項」とし、同由を示しを削り、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

第五十四条第三項、第五十五条第二項及び第七十八条第二項を削る。

第五十三条第二項を削り、同条第三項中「理由を示し」を削り、同項を同条第二項とし、同条第三項を削る。

第七十九条第二項を削る。

第七十九条第一項若しくは第二項又は第七十九条第一項若しくは第三項を「第五十三条第一項」を「前項」に改め、同条第二項を削る。

第八十五条の次に次の二条を加える。

第八十三条第二項を削る。

第九十一条中「第五十三条第一項若しくは第七十九条第一項若しくは第三項」を「第五十三条第一項若しくは第二項又は第七十九条第一項若しくは第三項」に改める。

第五十四条又は第七十九条に改める。

第九十五条第三号を次のように改める。

三 第五十三条、第五十四条、第五十五条又は第七十九条の規定による命令に違反した者

第七十三条第三号中「第八十三条第一項」を「第八十三条第一項」に改める。

第七十四条 前払式証券の規制等に関する法律(平成元年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第二十条第三項を次のように改める。

第十九条第二項を削る。

第二十条第三項を次のように改める。

第三十四条第七号中「第十九条第一項」を「第十九条」に改める。

第五章 文部省関係

(学校教育法の一部改正)

第七十五条 学校教育法(昭和二十二年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第八十二条の十第三項中「第一項」を「前項」に改め、同条第二項を削る。

第八十五条の次に次の二条を加える。

第八十三条第二項を削る。

第九十一条中「第五十三条第一項若しくは第七十九条第一項若しくは第三項」を「第五十三条第一項若しくは第二項又は第七十九条第一項若しくは第三項」に改める。

第五十四条第一項若しくは第二項又は第七十九条第一項若しくは第三項を「第五十三条第一項」に改め、同条第二項を削る。

第八十五条の二 第二十二条第二項(第三十九条第三項において準用する場合を含む。)の政令で定める事項のうち第二十二条第一項又は第三十九条第一項の規定による義務の履行に関する処分に該当するもので政令で定めるものについては、行政手続法(平成五年法律第六百四十七条)の一部を次のように改める。

三 第五十三条、第五十四条、第五十五条又は第七十九条の規定による命令に違反した者は

第七百三十三条の規定は、適用しない。

第七十六条 教育職員免許法(昭和二十四年法律第七百四十七条)の一部を次のように改める。

第六十二条第一項第六号中「第六十二条」を「第六十一条第一項」に改める。

第六十一条に次の七項を加える。

2 所轄庁は、前項の規定による停止命令をしようとする場合には、行政手続法(平成五年法律第二百七十号)の一部を次のように改める。

第五十条第一項第六号中「第六十二条」を「第六十二条第一項」に改める。

6 行政手続法第二十九条第二項及び第三十一条(同法第十六条の準用に係る部分に限る。)の規定は、第四項の規定により私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会が行う弁明の機会の付与について準用する。この場合において、同法第三十一条において準用する同法第十六条第四項中「行政庁」とあるのは、

3 所轄庁は、第一項の規定による停止命令をしようとする場合には、行政手続法(平成五年法律第二百七十号)第三十条の規定による通知において、所轄庁による弁明の機会の付与に代えて私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会による弁明の機会の付与を求めることができる旨並びに当該弁明のために出席すべき私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会の日時及び場所並びに第五項の規定による弁明書を提出する場合における当該弁明書の提出先及び提出期限を通知しなければならない。

4 私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会は、当該学校法人が私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会による弁明の機会の付与を求めたときは、所轄庁に代わって弁明の機会を付与しなければならない。

5 前項の規定による弁明は、当該学校法人が私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会に出席してするものとする。

6 行政手続法第二十九条第二項及び第三十一条(同法第十六条の準用に係る部分に限る。)の規定は、第四項の規定により私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会が行う弁明の機会の付与について準用する。この場合において、同法第三十一条において準用する同法第十六条第四項中「行政庁」とあるのは、

7 第四項の規定により私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会が弁明の機会を付与を聽かなければならない。

官 報 (号 外)

3 第一項の意見の聴取においては、当該関係者は又はその代理人は、自己又は本人のために意見を述べ、又は証明し、かつ、証拠を提出することができる。

4 当該関係者は又はその代理人が正当な理由がないで第一項の意見の聴取に応じなかつたときは、文化庁長官は、当該意見の聴取を行わないで同項各号に掲げる措置をすることができる。

第七十九条第二項を次のように改める。

3 所轄庁は、第一項の規定による事業の停止の命令に係る弁明の機会を付与するに当たつては、当該宗教法人が書面により弁明をすることを申し出たときを除き、口頭であることを認めなければならない。

第八十条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第五項中「取消」を「取消し」に改め、同条第六項とし、同条第四項中「第十四条第二項及び」を削り、後段を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 第一項の規定による認証の取消しに係る聴取の主宰者は、行政手続法（平成五年法律第41号）第二十条第三項の規定により当該宗教法人の代表者又は代理人が補佐人とともに出頭することを申し出たときは、これを許可しなければならない。ただし、当該聴取の主宰者は、必要があると認めたときは、その見の聴取」に改める。

第八十五条の四中「聴聞」を「前条第一項の意見の聴取」に改める。

第八十五条の五中「第八十五条の三の規定による聴聞」を「第八十五条の三第一項の意見の聴取」に、「聴聞に参加した者」を「意見の聴取に参加した者」に改める。

第九十九条第二項中「基き同項第二号若しくは第四号に規定する許可の取消又は」を「基づき」、「若しくは調査」を「又は調査」に、「第八十五条」を「第八十五条の二」に改める。

第一百三条第四項を削る。

（宗教法人法の一部改正）

第七十九条 宗教法人法（昭和二十六年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第七十九条 宗教法人法（昭和二十六年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

3 所轄庁は、前条第一号の規定による是正命令をしようとする場合には、行政手続法（平成五年法律第号）第三十条の規定によれば、當該宗教法人が書面により弁明をする場合における当該弁明書の提出先及び提出期限を通知しなければならない。

4 第一項の規定による認証の取消しに係る聴取の主宰者は、當該学校法人が私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会による弁明の機会の付与を求めたときは、所轄庁に代わって弁明の機会を付与しなければならない。

第五 行政手続法第二十九条第一項及び第三十三条（私立学校振興助成法の一部改正）

第八十三条 私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）の一部を次のように改める。

第二十二条中「並びに第十九条から第二十一条までを、第十九条から第二十一条の二まで並びに第二十四条の二」に改める。

第六 行政手続法第二十九条第一項及び第三十三条（同法第十六条の適用に係る部分に限る。）

の規定は、第三項の規定により私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会が行う弁明の機会の付与について準用する。この場合において、同法第三十一条において準用する同法第十六条第四項中「行政庁」とあるのは、

（意見の聴取等）

第六十二条の二 所轄庁は、前条第一号の規定による是正命令をしようとする場合には、あらかじめ、私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会の意見を聽かなければならない。

（博物館法の一部改正）

第八十条 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「取消」を「取消し」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項を同条第二項とする。

（著作権法の一部改正）

第八十一条 著作権法（昭和四十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第七十八条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 第一項に規定する登録に関する処分については、行政手続法（平成五年法律第号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

（日本私学振興財団法の一部改正）

第八十二条 日本私学振興財団法（昭和四十五年法律第六十九号）の一部を次のように改ます。

第二章 第二十二条（日本私学振興財団法（昭和四十五年法律第六十九号）の一部を次のように改ます。）

第二十二条中「並びに第十九条から第二十一条までを、第十九条から第二十一条の二まで並びに第二十四条の二」に改める。

（意見の聴取等）

第六十二条の二 所轄庁は、前条第一号の規定による是正命令をしようとする場合には、あらかじめ、私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会の意見を聽かなければならない。

する場合には、行政手続法第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

7 前条第二号の規定による是正命令については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六百六十号)による不服申立てをすることができない。

第十三条の見出しを削り、同条第一項中「第一条第二号から第四号まで」を「第十二条第三号又は第四号」に、「与えるために通知する」を「付与

する」に改め、後段を削り、同条第二項を次のように改める。
2 行政手続法第二章第三節の規定及び前条第二項から第五項までの規定は、前項の規定による弁明について準用する。
第十六条中「第十二条及び第十三条」を「及び第十二条から第十三条まで」に改める。

附則第二条第二項の表第十二条第四号の項の次に次のように加える。

附則第二条第二項の表第十三条第一項の項中 第三項まで(第十三条第二項に准用する場合を含む。)	所轄庁
都道府県知事	当該役員
	当該担当者

「解職しようとする役者」を「解こうとする者」と改める。

9 プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部改正
第八十四条 プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律(昭和六十一年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。
第二十一条を次のように改める。
(聴聞の方法の特例)

第二十一条 第十五条の規定による解任の命令又は前条の規定による指定の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

え。

第二十一条ノ三 前条第一項の規定ニ依ル確認

ニ付テハ行政手続法(平成五年法律第

号)第三章(第十二条及第十四条ヲ除ク)ノ規

定ヲ適用セズ

第四十三条ノ十五中「若ハ其ノ指定ヲ取消シ」

を削り、「拒ミ若ハ其ノ登録ヲ取消サン」を「拒

マン」に改める。

(船員保険法の一部改正)

第八十六条 船員保険法(昭和十四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第二十条 第十九条ノ二第一項の規定ニ依ル確認ニ付テハ行政手続法(平成五年法律第

号)第三章(第十二条及第十四条ヲ除ク)ノ規

定ヲ適用セズ

第二十一条 削除

(児童福祉法の一部改正)

第八十七条 児童福祉法(昭和二十一年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の九第八項を削る。

第三十三条の七を第三十三条の九とし、第三十三条の四から第三十三条の六までを二条ずつ繰り下げ、第三十三条の三の次に次の二条を加える。

第三十三条の四 都道府県知事、市町村長、福祉事務所長又は児童相談所長は、次の各号に

掲げる措置を解除する場合には、あらかじ

め、当該各号に掲げる者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その

意見を聽かなければならない。ただし、当該各号に掲げる者から当該措置の解除の申出が

される。

第三条の十九 削除

第八十五条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第二章中第二十一条ノ二の次に次の一条を加

あつた場合その他厚生省令で定める場合においては、この限りでない。

一 第二十一条の十、第二十三条本文、第二

十四条本文、第二十五条の二第二号、第二

十六号第一項第二号及び第二十七条第一項

第二号の措置 当該措置に係る児童の保護

者

二 第二十二条の措置 当該措置に係る妊娠婦

三 第二十七条第一項第三号及び第二項の措置 当該措置に係る児童の親権を行ふ者又はその後見人

四 第二十二条の措置 当該措置に係る児童の親権を行ふ者又はその後見人

五 第二十二条の五 第二十二条の十、第二十二

条、第二十三条本文、第二十四条本文、第二

十五条の二第二号、第二十六条第一項第二号

又は第二十七条第一項第二号若しくは第三号

若しくは第二項の措置を解除する処分につい

ては、行政手続法(平成五年法律第

号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規

定は、適用しない。

第三十四条の五第二項及び第四十六条第五項を削る。

第三十四条の五第二項及び第四十六条第五項(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律の一部改正)

等に関する法律の一部改正

第八十八条 あん摩マッサージ指圧師、はり師、

きゅう師等に関する法律(昭和二十一年法律第

二百七号)の一部を次のように改正する。

第三条の十九を次のように改める。

第三条の十九 削除

第三条の二十二から第三条の十八まで並びに

第三条の十一から第三条の十一まで並びに

第三条の二十に改める。

第九条第三項を削る。

第十二条の三中「行なう」を「行う」に改め、後段を削る。

(理容師法の一部改正)

第八十九条 理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第十四条の十五第四項中「第一項若しくは第二項を前二項に」「同項を「前項」に改め、同

条第三項を削る。

第十四条の二を次のように改める。

第十四条の二 削除

第十七条の二中「第十四条第一項及び第十四項の二(理容師の免許の取消しに係る場合を除く。)」を「及び第十四条第一項」に改める。

(興行場法の一部改正)

第五十条 興行場法(昭和二十三年法律第二百三十号)の一部を次のように改正する。

第十七条を次のように改める。

第七条 前条の規定による処分に係る行政手続

法(平成五年法律第二百三十九号)第十五条第一項又は第三十条の通知は、聴聞の期日又は弁明

を記載した書面の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行なう場合には、その日時)の

一週間前までにしなければならない。

2 前条の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

(旅館業法の一部改正)

第五十一条 旅館業法(昭和二十三年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第九十条 旅館業法(昭和二十三年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第九条を次のように改める。

第九条 第八条の規定による処分に係る行政手

続法(平成五年法律第二百三十九号)第十五条第一

項又は第三十条の通知は、聴聞の期日又は弁

明を記載した書面の提出期限(口頭による弁

明の機会の付与を行なう場合には、その日時

の一週間前までにしなければならない。

2 第八条の規定による許可の取消しに係る聴

聞の期日における審理は、公開により行わな

ければならない。

(公衆浴場法の一部改正)

第九十二条 公衆浴場法(昭和二十三年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

(化製場等に関する法律の一部改正)

第九十三条 化製場等に関する法律(昭和二十三年法律第二百四十号)の一部を次のように改正す

る。

2 前項の規定による許可の取消しに係る聴聞

の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

(医師法の一部改正)

第九条第五項中「第七条第一項」を「第七条」に

改める。

(優生保護法の一部改正)

第五十四条 優生保護法(昭和二十三年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第三項後段を削る。

第三十九条第三項を次のように改める。

3 前項の規定による処分に係る行政手続法

(平成五年法律第二百三十九号)第十五条第一項の

通知は、聴聞の期日の一週間前までにしなければならない。

(消費生活協同組合法の一部改正)

第九十五条 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百零九号)の一部を次のように改正する。

第九十五条の二を次のように改める。

(聴聞の方法の特例)

第九十五条の二 前条第三項の規定による処分に係る行政手続法(平成五年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

2 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

第九十六条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定による処分については、行政手続法第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

第九十六条 医師法(昭和二十三年法律第二百一号)の一部を次のように改める。

第七条第五項から第七項までを次のように改める。

5 厚生大臣は、第一項又は第二項の規定による免許の取消処分をしようとするときは、厚

生大臣による聴聞に代えて、都道府県知事に、当該処分に係る者に対する意見の聴取を行わせることができる。

第七条に次の十一項を加える。

8 都道府県知事は、第五項の規定により意見

の聴取を行う場合において、第六項において

読み替えて準用する行政手続法第二十四条第

6 行政手続法(平成五年法律第二百三十九号)第三

章第二節(第二十五回、第二十六回及び第二

十八回を除く。)の規定は、都道府県知事が前

項の規定により意見の聴取を行う場合につい

て準用する。この場合において、同節中「聴

聞」とあるのは「意見の聴取」と、同法第十五

条第一項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同法第二十二条第三項に

該行政庁の」とあるのは「当該都道府県の」と、

おいて準用する場合を含む。)中「行政庁は」と

あるのは「都道府県知事は」と、「当該行政庁

が」とあるのは「当該都道府県知事が」と、「當

該行政庁の」とあるのは「当該都道府県の」と、

同法第十六条第四項並びに第十八条第一項及

び第三項中「行政庁」とあるのは「都道府県知

事」と、同法第十九条第一項中「行政庁が指名

する職員その他政令で定める者」とあるのは

「都道府県知事が指名する職員」と、同法第二

十条第一項、第二項及び第四項中「行政庁」と

あるのは「都道府県」と、同法第六项、同法第

二十四条第三項及び第二十七条第一項中「行

政庁」とあるのは「都道府県知事」と読み替え

るものとする。

7 厚生大臣は、都道府県知事から当該処分の

原因となる事実を証する書類その他意見の聴

取を行なう上で必要となる書類を求められた場

合には、速やかにそれらを当該都道府県知事

あて送付しなければならない。

第七条に次の十一項を加える。

8 都道府県知事は、第五項の規定により意見の聴取を行なう場合において、第六項において読み替えて準用する行政手続法第二十四条第

- 三項の規定により同条第一項の調書及び同条第三項の報告書の提出を受けたときは、これらを保存するとともに、当該処分の決定についての意見を記載した意見書を作成し、当該調書及び報告書の写しを添えて厚生大臣に提出しなければならない。
- 9 厚生大臣は、意見の聴取の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項の規定により提出された意見書を返戻して主宰者に意見の聴取の再開を命ずるよう指示することができる。
- 10 行政手続法第二十二条第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。
- 11 厚生大臣は、当該処分の決定をするときは、第八項の規定により提出された意見書並びに調書及び報告書の写しの内容を十分参照してこれをしなければならない。
- 12 厚生大臣は、第二項の規定による医業の停止の命令をしようとするときは、厚生大臣による弁明の機会の付与に代えて、都道府県知事に、当該処分に係る者に対する弁明の聴取を行わせることができる。
- 13 前項の規定により弁明の聴取を行う場合において、都道府県知事は、弁明の聴取を行ふべき日時までに相当な期間をおいて、当該処分に係る者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
- 一 第二項の規定を根拠として当該処分をしよるとする旨及びその内容
- 二 当該処分の原因となる事実
- 三 弁明の聴取の日時及び場所

- 14 第十二項(前項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、かつ、証拠書類又は証拠物を提出することができる。
- 15 都道府県知事又は医道審議会の委員は、第十一項又は第十三項前段の規定により弁明の聴取を行つたときは、聴取書を作り、これを保存するとともに、当該処分の決定についての意見を記載した報告書を作成し、厚生大臣に提出しなければならない。
- 16 厚生大臣は、第五項又は第十一項の規定により都道府県知事が意見の聴取又は弁明の聴取を行う場合においては、都道府県知事に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を通知しなければならない。
- 一 当該処分に係る者の氏名及び住所
- 二 当該処分の内容及び根拠となる条項
- 三 当該処分の原因となる事実
- 17 第五項の規定により意見の聴取を行う場合における第六項において読み替えて準用する行政手続法第十五条第一項の通知又は第十一項の規定により弁明の聴取を行う場合における第十二項の通知は、それぞれ、前項の規定

- 18 第五項若しくは第十一項の規定により都道府県知事が意見の聴取若しくは弁明の聴取を行いう場合又は第十三項前段の規定により医道審議会の委員が弁明の聴取を行いう場合における当該処分については、行政手続法第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。
- (歯科医師法一部改正)
- 第九十七条 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。
- 第七条第五項から第七項までを次のように改める。
- 5 厚生大臣は、第一項又は第二項の規定による免許の取消処分をしようとするときは、厚生大臣による聴聞に代えて、都道府県知事に、当該処分に係る者に対する意見の聴取を行わせることができる。
- 6 行政手続法(平成五年法律第 号)第三章第二節(第二十五条、第二十六条及び第二十八条を除く。)の規定は、都道府県知事が前項の規定により意見の聴取を行う場合について準用する。この場合において、同節中「聴聞」とあるのは「意見の聴取」と、同法第十五条第一項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同条第三項(同法第二十二条第三項において)準用する場合は「意見の聴取」と、同法第十五条第一項中「行政庁は」とあるのは「都道府県知事は」と、「当該行政庁が」とあるのは「当該都道府県が」と、「当該行政庁」とあるのは「当該都道府県の」と、同法第十六条第四項並びに第十八条第一項及び第

- 7 厚生大臣は、都道府県知事から当該処分の原因となる事実を証する書類その他意見の聴取を行う上で必要となる書類を求められた場合には、速やかにそれらを当該都道府県知事に送付しなければならない。
- 8 都道府県知事は、第五項の規定により意見の聴取を行う場合において、第六項において読み替えて準用する行政手続法第二十四条第七条に次の十一項を加える。
- 9 厚生大臣は、意見の聴取の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項の規定により提出された意見書を返戻して主宰者に意見の聴取の再開を命ずるよう指示することができる。
- 10 行政手続法第二十二条第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。

- 10 厚生大臣は、当該処分の決定をするときは、第八項の規定により提出された意見書並びに調査及び報告書の写しの内容を十分参照してこれをしなければならない。
- 11 厚生大臣は、第二項の規定による歯科医業の停止の命令をしようとするときは、厚生大臣による弁明の機会の付与に代えて、都道府県知事に、当該処分に係る者に対する弁明の聴取を行わせることができる。
- 12 前項の規定により弁明の聴取を行う場合において、都道府県知事は、弁明の聴取を行うべき日時までに相当な期間をおいて、当該処分に係る者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
- 13 第二項の規定を根拠として当該処分をしようとする旨及びその内容
- 三 弁明の聴取の日時及び場所
- 14 第十二項（前項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、かつ、証拠書類又は証拠物を提出することができる。
- 15 都道府県知事又は医道審議会の委員は、第十一項又は第十三項前段の規定により弁明の

- 聴取を行つたときは、聴取書を作り、これを保存するとともに、当該処分の決定についての意見を記載した報告書を作成し、厚生大臣に提出しなければならない。
- 16 厚生大臣は、第五項又は第一項の規定により都道府県知事が意見の聴取又は弁明の聴取を行う場合には、都道府県知事に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を通知しなければならない。
- 17 第五項の規定は、都道府県知事が前項の規定により意見の聴取を行う場合について準用する。この場合において、同箇中「聴聞」とあるのは「意見の聴取」と、同法第十五条第一項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同法第三項（同法第二十二条第三項における第六項において読み替えて準用する行政手続法第十五条第一項の通知又は第十一項の規定により弁明の聴取を行う場合における第六項において読み替えて準用する行政手続法第十五条第一項の通知又は第十一項の規定により弁明の聴取を行つた場合における第六項において読み替えて準用する場合を含む。）中「行政庁は」とあるのは「都道府県知事は」と、「当該行政庁が」とあるのは「当該都道府県知事が」と、「当該行政庁の」とあるのは「当該都道府県の」と、同法第十六条第四項並びに第十八条第一項及び第三項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十九条第一項中「行政庁が指名する職員その他政令で定める者」とあるのは「都道府県知事が指名する職員」と、同法第二十条第一項、第二項及び第四項中「行政庁」とあるのは「都道府県」と、同法第六項、同法第二十四条第三項及び第二十七条第一項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。
- （保健婦助産婦看護婦法の一部改正）
- 18 第五項若しくは第十一項の規定により都道府県知事が意見の聴取若しくは弁明の聴取を行ふ場合又は第十三項前段の規定により医道審議会の委員が弁明の聴取を行ふ場合における当該処分については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

- 3 厚生大臣は、前条第一項又は第三項の規定による免許の取消処分をしようとするときは、厚生大臣による聴聞に代えて、都道府県知事に、当該処分に係る者に対する意見の聴取を行わせることができる。
- 4 行政手続法（平成五年法律第 号第三章第二節（第二十五条、第二十六条及び第二十八条を除く。）の規定は、都道府県知事が前項の規定により意見の聴取を行う場合について準用する。この場合において、同箇中「聴聞」とあるのは「意見の聴取」と、同法第十五条第一項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事は」と、「当該行政庁が」とあるのは「当該都道府県知事が」と、「当該行政庁の」とあるのは「当該都道府県の」と、同法第十六条第四項並びに第十八条第一項及び第三項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十九条第一項中「行政庁が指名する職員その他政令で定める者」とあるのは「都道府県知事が指名する職員」と、同法第二十条第一項、第二項及び第四項中「行政庁」とあるのは「都道府県」と、同法第六項、同法第二十四条第三項及び第二十七条第一項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。
- 5 厚生大臣は、都道府県知事から当該処分の原因となる事実を証する書類その他意見の聴取を行ふ上で必要となる書類を求められた場合には、速やかにそれらを当該都道府県知事に送付しなければならない。

- 6 都道府県知事は、第三項の規定により意見の聴取を行う場合において、第四項において読み替えて準用する行政手続法第二十四条第三項の規定により同条第一項の調書及び同条第三項の報告書の提出を受けたときは、これらを保存するとともに、当該処分の決定についての意見を記載した報告書を作成し、当該処分に係る者に対する意見の聴取を行わせることができる。
- 7 厚生大臣は、意見の聴取の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項の規定により提出された意見書を返戻して主宰者に意見の聴取の再開を命ずるよう指示することができる。
- 8 行政手続法第二十二条第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。
- 9 厚生大臣は、当該処分の決定をするときは、第六項の規定により提出された意見書並びに調書及び報告書の写しの内容を十分参照してこれをしなければならない。
- 10 前項の規定により弁明の聴取を行う場合において、都道府県知事は、弁明の聴取を行ふべき日時までに相当な期間において、当該処分に係る者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 前条第三項の規定を根拠として当該処分をしようとする旨及びその内容
- 二 当該処分の原因となる事実
- 三 弁明の聽取の日時及び場所
- 11 厚生大臣は、第九項に規定する場合のほか、厚生大臣による弁明の機会の付与に代えて、医療関係者審議会の委員に、当該処分に係る者に対する弁明の聽取を行わせることができ。この場合においては、前項中「前項」とあるのは「次項」と、「都道府県知事」とあるのは「厚生大臣」と読み替えて、同項の規定を適用する。
- 12 第十項(前項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、かつ、証拠書類又は証拠物を提出することができる。
- 13 都道府県知事又は医療関係者審議会の委員は、第九項又は第十一項前段の規定により弁明の聽取を行つたときは、聴取書を作り、これを保存するとともに、当該処分の決定についての意見を記載した報告書を作成し、厚生大臣に提出しなければならない。
- 14 厚生大臣は、第三項又は第九項の規定により都道府県知事が意見の聴取又は弁明の聽取を行う場合においては、都道府県知事に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を通知しなければならない。
- 一 当該処分に係る者の氏名及び住所
- 二 当該処分の内容及び根拠となる条項
- 三 当該処分の原因となる事実
- 15 第三項の規定により意見の聴取を行う場合における第四項において読み替えて準用する

行政手続法第十五条第一項の通知又は第九項の規定により弁明の聽取を行う場合における第十項の通知は、それぞれ、前項の規定により通知された内容に基づいたものでなければならぬ。

第八条の十五を次のように改める。

第八条第四項から第六項までを削る。

第十八条の八中「並びに第八条の七」を「、第十六」に改める。

第十九条の八中「並びに第十八条の七」を「、第十八条の十五 削除

第十九条、第二十二条及び第十三条の規定は、准看護婦試験委員が前項の規定により弁明の聽取を行う場合について準用する。この場合において、第十項中「前項」とあるのは「第十六項」と、「前条第三項」とあるのは「前条第四項」と、第十二項中「第十項(前項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。)とあるのは「第十六項」と、「前条第三項」とあるのは「准看護婦試験委員」と、「第九項又は第十一項前段の規定による意見を記載した報告書を作成し、厚生大臣に提出しなければならない。

第一百条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第三十条 都道府県知事は、行政手続法(平成五年法律第一号)第十三条第二項第一号の規定により、あらかじめ弁明の機会の付与又は聴聞を行わないで第二十四条第一項、第二十八条又は前条第一項若しくは第二項の規定による処分をしたときは、当該処分をした後三日以内に、当該処分を受けた者に對し、弁明の機会の付与を行わなければならない。

第六十七条 都道府県知事は、第四十四条第一項、第五十五条第三項若しくは第五十七条第四項の規定による認可をしない処分をし、又は第六十四条第二項の規定により役員の解任を勧告するに當たつては、当該処分の名あて人又は当該勧告の相手方に對し、その指名した職員又はその他の者に對して弁明する機会を与えるなければならない。この場合においては、都道府県知事は、当該処分の名あて人又

は当該勧告の相手方に對し、あらかじめ、書面をもつて、弁明をするべき日時、場所及び

当該処分又は当該勧告をするべき事由を通知しなければならない。

二 前項の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

三 第一項の規定による弁明の聽取をした者は、聴取書を作成し、かつ、当該処分又は当該勧告をする必要があるかどうかについて都道府県知事に意見を述べなければならない。

四 第一項の規定による弁明の聽取を行わせることができる。

五 第一項の規定による弁明の聽取を行わせることができる。

六 第一項の規定による弁明の聽取を行わせることができる。

七 第一項の規定による弁明の聽取を行わせることができる。

八 第一項の規定による弁明の聽取を行わせることができる。

九 第一項の規定による弁明の聽取を行わせることができる。

十 第一項の規定による弁明の聽取を行わせることができる。

十一 第一項の規定による弁明の聽取を行わせることができる。

十二 第一項の規定による弁明の聽取を行わせることができる。

十三 第一項の規定による弁明の聽取を行わせることができる。

十四 第一項の規定による弁明の聽取を行わせることができる。

十五 第一項の規定による弁明の聽取を行わせることができる。

十六 第一項の規定による弁明の聽取を行わせることができる。

十七 第一項の規定による弁明の聽取を行わせることができる。

十八 第一項の規定による弁明の聽取を行わせることができる。

十九 第一項の規定による弁明の聽取を行わせることができる。

二十 第一項の規定による弁明の聽取を行わせることができる。

二十一 第一項の規定による弁明の聽取を行わせることができる。

二十二 第一項の規定による弁明の聽取を行わせることができる。

二十三 第一項の規定による弁明の聽取を行わせることができる。

二十四 第一項の規定による弁明の聽取を行わせることができる。

二十五 第一項の規定による弁明の聽取を行わせることができる。

(歯科衛生士法の一部改正)

第九十九条 歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第八条の十五を次のように改める。

第八条第四項から第六項までを削る。

第十八条の八中「並びに第八条の七」を「、第

十六」に改める。

第十九条の八中「並びに第十八条の七」を「、第

十八条の十五 削除

第十九条、第二十二条及び第十三条の規定は、准看護婦試験委員が前項の規定により弁明の聽取を行う場合について準用する。この場合において、第十項中「前項」とあるのは「第十六項」と、「前条第三項」とあるのは「准看護婦試験委員」と、「第九項又は第十一項前段の規定による意見を記載した報告書を作成し、厚生大臣に提出しなければならない。

第一百条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第三十条 都道府県知事は、行政手続法(平成五年法律第一号)第十三条第二項第一号の規定により、あらかじめ弁明の機会の付与又は聴聞を行わないで第二十四条第一項、第二十八条又は前条第一項若しくは第二項の規定による処分をしたときは、当該処分をした後三日以内に、当該処分を受けた者に對し、弁明の機会の付与を行わなければならない。

第六十七条 都道府県知事は、第四十四条第一項、第五十五条第三項若しくは第五十七条第四項の規定による認可をしない処分をし、又は第六十四条第二項の規定により役員の解任を勧告するに當たつては、当該処分の名あて人又は当該勧告の相手方に對し、その指名した職員又はその他の者に對して弁明する機会を与えるなければならない。この場合においては、都道府県知事は、当該処分の名あて人又

は当該勧告の相手方に對し、あらかじめ、書面をもつて、弁明をするべき日時、場所及び

当該処分又は当該勧告をするべき事由を通知しなければならない。

二 前項の通知を受けた者は、代理人を出頭させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

三 第一項の規定による弁明の聽取をした者は、聴取書を作成し、かつ、当該処分又は当該勧告をする必要があるかどうかについて都道府県知事に意見を述べなければならない。

四 第一項の規定による弁明の聽取を行わせることができる。

五 第一項の規定による弁明の聽取を行わせることができる。

六 第一項の規定による弁明の聽取を行わせることができる。

七 第一項の規定による弁明の聽取を行わせることができる。

八 第一項の規定による弁明の聽取を行わせることができる。

九 第一項の規定による弁明の聽取を行わせることができる。

十 第一項の規定による弁明の聽取を行わせることができる。

十一 第一項の規定による弁明の聽取を行わせることができる。

十二 第一項の規定による弁明の聽取を行わせることができる。

十三 第一項の規定による弁明の聽取を行わせることができる。

十四 第一項の規定による弁明の聽取を行わせることができる。

十五 第一項の規定による弁明の聽取を行わせることができる。

十六 第一項の規定による弁明の聽取を行わせることができる。

十七 第一項の規定による弁明の聽取を行わせることができる。

十八 第一項の規定による弁明の聽取を行わせることができる。

十九 第一項の規定による弁明の聽取を行わせることができる。

二十 第一項の規定による弁明の聽取を行わせることができる。

二十一 第一項の規定による弁明の聽取を行わせることができる。

二十二 第一項の規定による弁明の聽取を行わせることができる。

二十三 第一項の規定による弁明の聽取を行わせることができる。

二十四 第一項の規定による弁明の聽取を行わせることができる。

二十五 第一項の規定による弁明の聽取を行わせることができる。

(行政手続法の適用除外)

第十八条の四 第十八条第一項、第二項若しくは第四項第三号若しくは第四号又は第四十九条の二第一項の措置を解除する处分について

は、行政手続法第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

第十九条の二中第五項を削り、第六項を第五項とする。

第四十条第二項を削り、同条第三項中「第一項を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

(精神保健法一部改正)

第一百一一条 精神保健法(昭和二十五年法律第百一十三号)の一部を次のように改正する。

第十一條第二項中「指定病院の設置者にその取消しの理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えるとともに」を削る。

第十九条の二第三項中「その相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えるとともに」を削る。

(生活保護法一部改正)

第一百三十三条 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九条」を「第二十九条の二」に改める。

第二十六条第一項を削る。

第二十九条の二この章の規定による処分につる。

(行政手続法の適用除外)

いは、行政手続法(平成五年法律第号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

第四十五条第三項から第五項までを次のように改める。

3 前項の規定による処分に係る行政手続法第十五条第一項又は第三十条の通知は、聴聞の期日又は弁明を記載した書面の提出期限(口頭による

頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日

その日時)の十四日前までにしなければなら

ない。

4 都道府県知事は、第二項の規定による認可の取消しに係る行政手続法第十五条第一項の通知をしたときは、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

5 第二項の規定による認可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

第六十二条を次のように改める。

第五十一条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第三項を削る。

第六十二条に次の一項を加える。

5 第三項の規定による処分については、行政

手続法第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

(クリーニング業法一部改正)

第一百四十四条 クリーニング業法(昭和二十五年法律第百七号)の一部を次のように改正する。

第七条の十五第三項を削り、同条第四項中

「第一項若しくは第二項」を「前項」と、「同項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十三条を次のように改める。

(聴聞等の方法の特例)

第十三条 前二条の規定による処分に係る行政

手続法(平成五年法律第号)第十五条第一項

一項又は第三十条の通知は、聴聞の期日又は弁明を記載した書面の提出期限(口頭による

弁明の機会の付与を行う場合には、その日

その日時)の一週間前までにしなければなら

ない。

(毒物及び劇物取締法一部改正)

第一百五十五条 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)の一部を次のように改正する。

第二十条 前条第二項から第四項までの規定による処分に係る行政手續法(平成五年法律第号)第十五条第一項又は第三十条の通知は、聴聞の期日又は弁明を記載した書面の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日

その日時)の一週間前までにしなければなら

ない。

第六十八条を次のように改める。

第七十条中「第六十八条」を「第六十七条」に改め。

第六十九条を次のように改める。

第七十条の十二 削除

第七十条の十五及び第七十条の二十中「第七十条の十二」を「第七十条の十一」に改める。

(結核予防法一部改正)

第二百七十七条 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第六項を削る。

(診療放射線技師法一部改正)

第一百八十八条 診療放射線技師法(昭和二十六年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

(聴聞等の方法の特例)

第十一条 前条第一項又は第二項の規定による処

(社会福祉事業法の一部改正)

第一百六条 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第

四十五号)の一部を次のように改正する。

第五十四条第五項中「業務の停止を命じ、若しくは」及び「又は前項の規定により社会福祉法の規定による免許の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければなら

ない。

第五十六条第四項中「前項の規定による返還を」を「前項の規定により補助金若しくは賃付金の全部若しくは一部の返還を」に改める。

第六十八条を次のように改める。

第六十九条を次のように改める。

第七十条中「第六十八条」を「第六十七号」に改め。

第六十九条を次のように改める。

第七十条の十二 削除

第七十条の十五及び第七十条の二十中「第七

十条の十二」を「第七十条の十一」に改める。

(結核予防法一部改正)

第二百七十七条 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第六項を削る。

(診療放射線技師法一部改正)

第一百八十八条 診療放射線技師法(昭和二十六年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

(聴聞等の方法の特例)

第十一条 前条第一項又は第二項の規定による処

の二（第五十二条の十第一項及び第五十六条において準用する場合を含む。）又は第五十七条の六（第五十七条の十一において準用する場合を含む。）の規定による役員の解任の勧告を行おうとするときは、当事者（当該解任に係る役員を含む。次項及び第三項において同じ。）又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

第六十二条第二項中「聴聞」を「意見の聴取」に、「同項各号の勧告又は処分」を「同項に規定する勧告」に改め、同条第三項中「聴聞」を「意見の聴取」に、「第一項各号の勧告又は処分」を「第一項に規定する勧告」に改め、同条の次に次の一一条を加える。

(聴聞等の方法の特例)

第六十二条の二 第五十二条の三（第五十二条の聴取に、「第一項各号の勧告又は処分」を「第一項に規定する勧告」に改め、同条の次に次の一一条を加える。）

第六十二条の二 第五十二条の三（第五十二条の十第一項及び第五十六条において準用する場合を含む。次項において同じ。）第五十七条の二又は第五十七条の八（第五十七条の十一において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による処分に係る行政手続法（平成五年法律第百四十五号）第十五条第一項又は第三十条の通知は、

(聴聞等の方法の特例)

第六十二条の二 第五十二条の三（第五十二条の十第一項及び第五十六条において準用する場合を含む。次項において同じ。）第五十七条の二又は第五十七条の八（第五十七条の十一において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による処分に係る行政手続法（平成五年法律第百四十五号）第十五条第一項又は第三十条の通知は、

第六十二条の二 第五十二条の三（第五十二条の十第一項及び第五十六条において準用する場合を含む。次項において同じ。）第五十七条の二又は第五十七条の八（第五十七条の十一において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による処分に係る行政手続法（平成五年法律第百四十五号）第十五条第一項又は第三十条の通知は、

第三十五条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第三項中「厚生大臣は」の下に「地方公共団体たる水道事業者又は水道用水供給事業者に対して」を加える。

（臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部改正）

第一百一十四条 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第七条に次の一項を加える。

3 前項の認定については、行政手続法（平成五年法律第百四十五号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

第九条を次のように改める。

（精神薄弱者福祉法の一部改正）

第九条 前条第一項又は第二項の規定による处分に係る行政手続法（平成五年法律第百四十五号）第十五条第一項又は第三十条の通知は、

（精神薄弱者福祉法の一部改正）

第一百一十五条 精神薄弱者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

日本中「第十七条の二」を「第十七条の四」と改める。

（精神薄弱者福祉法の一部改正）

第十七条の二 都道府県知事又は市町村長は、

第十七条の三又は第十六条第一項若しくは第

三項の措置を解除する場合には、あらかじめ、当該措置に係る者又はその保護者に対し、当該措置の解除の理由について説明する

とともに、その意見を聴かなければならぬ。

ただし、当該措置に係る者又はその保護

者から当該措置の解除の申出があつた場合そ

の他厚生省令で定める場合においては、この

限りでない。

（薬剤師法の一部改正）

第一百二十三条 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

二項中「拒み、若しくはその登録があつたものとみなさないこと」と、又はその登録を取り消

そう」を「拒もう」に改める。

第一百九条第五項を削る。

（国民年金法の一部改正）

第一百一十四条 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第七条に次の二項を削る。

（薬事法の一部改正）

第一百二十六条 薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第七十六条 厚生大臣又は都道府県知事は、第

五条第二項、第十二条第三項、第二十二条第

三項又は第二十四条第二項の規定による許可の更新を拒もうとするときは、当該処分の名

あて人に對し、その処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなけれ

ばならない。

第七十六条の次に次の二条を加える。

（措置の解除に係る説明等）

第七十七条の二を第十七条の四とし、

第七十七条の次に次の二条を加える。

（聴聞の方法の特例）

第七十六条の次に次の二条を加える。

は「第九十五条第三項の規定による処分をし、又は前条の規定による」に、「こえない」を「超えない」に、「こえる」を「超える」に、「聞かなければ」を「聽かなければ」に改め、同条第一項を削る。

第九十六条に次の二項を加える。

前二項の規定による処分については、行政

手続法(平成五年法律第 号)第三章(第

十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用

(農業取締法の一部改正)

第一百五十二条 農業取締法(昭和二十三年法律第

八十二号)の一部を次のよう改正する。

第十四条の二を次のよう改め。

(聴聞の方法の特例)

第十四条の二 前条第一項の規定による登録の

取消しに係る聴聞の期日における審理は、公

開により行わなければならない。

第十五条の二 前条第一項の規定による登録の

取消しに係る聴聞についてを加える。

(水産業協同組合法の一部改正)

第一百五十三条 水産業協同組合法(昭和二十三年

法律第二百四十一号)の一部を次のよう改正する。

第六十八条第一項中「左の」を「次の」と、「因つて」を「よつて」に改め、同項第五号中「第一百一十四条の二第一項」を「第二百二十四条の二」に改める。

第九十一条の二第一項第五号中「第二百二十四条の二第一項」を「第二百二十四条の二」に改める。

第九十五条の四中「第七十条の二」を「から第七十条の三まで」に改める。

第一百二十四条第四項及び第二百二十四条の二第一項を削る。

第一百一十五条に次の二項を加える。

前二項の規定による処分については、行政

手続法(平成五年法律第 号)第三章(第

十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用

(獣医師法の一部改正)

第一百五十四条 獣医師法(昭和二十四年法律第二百四十六号)の一部を次のよう改正する。

同条第三項中「前項の処分の原因となるべき事由」を「当該処分の原因となる事実」に、「当該獣医師又はその代理人が弁明し、かつ、有利な証拠を提出する機会を与えるべき事由」を「当該処分の原因となる事実」に、「当該獣医師又はその代理人が弁明し、かつ、有利な証拠を提出する機会を与えるべき事由」を「意見の聴取を行わなければならない」に改め、同条に次の二項を加える。

第八条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、

六 前三项に定めるもののは、獣医事審議会が行う意見の聴取に關し必要な事項は、農林省令で定める。

七 第二項の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第 号)第三章(第

十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用

(土地改良法の一部改正)

第一百五十五条 土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)の一部を次のよう改正する。

第五十二条の四第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定による認可に係る換地計画に基づく土地改良区の処分については、行政手続法(平成五年法律第二百四十六号)第三章の規定

は、適用しない。

3 前項の規定による認可に係る換地計画に基づく土地改良区の処分については、行政手続法(平成五年法律第二百四十六号)第三章の規定

は、適用しない。

4 前項の意見の聴取に際しては、当該獣医師

又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

5 当該獣医師又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

6 当該漁業権者又はその代理人は、第四項の規定による通知があつた時から意見の聴取が終結する時までの間、海区漁業調整委員会に對し、当該事案についてした調査の結果に係る調査その他の当該申請の原因となる事實を証する資料の閲覧を求めることがある。

7 前三项に定めるもののは、海区漁業調整委員会が行う第四項の意見の聴取に關し必要な事項は、省令で定める。

第三十六条第三項中「(聴聞)」を「及び第六項

(意見の聴取)」に、「第三十五条」を「前条」に

第三十七条を「次条」に、「第五項」を「及び

第十三条规定中「当該申請者又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を与えなければ」を「公開による意見の聴取を行わなければ」に改め、同条に次の二項を加える。

6 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出する機会を与えることができる。

7 前三项に定めるもののは、当該申請者又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を与えることができる。

8 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出する機会を与えることができる。

9 前三项に定めるもののは、当該申請者又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を与えることができる。

10 前三项に定めるもののは、当該申請者又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を与えることができる。

11 前三项に定めるもののは、当該申請者又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を与えることができる。

12 前三项に定めるもののは、当該申請者又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を与えることができる。

13 前三项に定めるもののは、当該申請者又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を与えることができる。

14 前三项に定めるもののは、当該申請者又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を与えることができる。

15 前三项に定めるもののは、当該申請者又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を与えることができる。

16 前三项に定めるもののは、当該申請者又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を与えることができる。

17 前三项に定めるもののは、当該申請者又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を与えることができる。

18 前三项に定めるもののは、当該申請者又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を与えることができる。

19 前三项に定めるもののは、当該申請者又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を与えることができる。

20 前三项に定めるもののは、当該申請者又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を与えることができる。

21 前三项に定めるもののは、当該申請者又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を与えることができる。

22 前三项に定めるもののは、当該申請者又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を与えることができる。

23 前三项に定めるもののは、当該申請者又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を与えることができる。

24 前三项に定めるもののは、当該申請者又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を与えることができる。

25 前三项に定めるもののは、当該申請者又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を与えることができる。

26 前三项に定めるもののは、当該申請者又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を与えることができる。

27 前三项に定めるもののは、当該申請者又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を与えることができる。

28 前三项に定めるもののは、当該申請者又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を与えることができる。

29 前三项に定めるもののは、当該申請者又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を与えることができる。

30 前三项に定めるもののは、当該申請者又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を与えることができる。

31 前三项に定めるもののは、当該申請者又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を与えることができる。

32 前三项に定めるもののは、当該申請者又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を与えることができる。

とするときは、行政手続法(平成五年法律第一号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第九条第二項若しくは第三十一条第一項から第三項までの規定による登録若しくは仮登録の取消し又は同条第三項の規定による肥料の譲渡若しくは引渡しの制限若しくは禁止の処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第三十三条第五第四項を次のように改める。

4 第三十三条第二項の規定は、第三十三条の二第六項において準用する第九条第二項の規定又は第一項の規定による登録又は仮登録の取消しに係る聴聞について準用する。

第三十四条第二項中「聴聞」を「意見の聴取」に改める。

(漁港法の一部改正)

第一百六十条 漁港法(昭和二十五年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「当該委員又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を与えないければ」を「公開による意見の聴取をしなければ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、意見の聴取に際しては、当該委員又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

第三十条第二項中「当該委員又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を与えないければ」を「公開によ

る意見の聴取をしなければ」に改め、同項に後段として次のように加える。

は、当該委員又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

第三十九条第八項中「處」を「おそれ」に改め、後段を削る。

第四十三条第三項中「聴問」を「意見の聴取」に改める。

(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部改正)

第百六十二条第一項中「公開の聴聞において意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出する機会を与えないければ」を「公開による意見の聴取をしなければ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、意見の聴取に際しては、審査請求人又は異議申立人は、当該事案について意見を述べ、かつ、証拠を提出することができる。

(牧野法の一部改正)

第一百六十三条 牧野法(昭和二十五年法律第二百九十四号)の一部を次のように改正する。

4 第一項又は第二項の規定による処分に係る第十五条の二第四項を次のように改める。

第十五条の二第四項を次のように改める。

第十五条の二第四項を次のように改める。

(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部改正)

第百六十二条第一項中「公開の聴聞において意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出する機会を与えないければ」を「公開による意見の聴取をしなければ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、意見の聴取に際しては、審査請求人又は異議申立人は、当該事案について意見を述べ、かつ、証拠を提出することができる。

(牧野法の一部改正)

第百六十三条 牧野法(昭和二十五年法律第二百九十四号)の一部を次のように改正する。

4 第一項又は第二項の規定による第十五条の二第四項を次のように改める。

第十五条の二第四項を次のように改める。

(家畜改良増殖法の一部改正)

第百六十四条 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)の一部を次のように改める。

3 前項の規定による免許の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

第十九条の六第七項中「第十五条の二第四項の下に「及び第五項」を、「処分」の下に「に係る」という弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

第三十条第二項中「当該委員又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を与えないければ」を「公開によ

(漁船法の一部改正)

第百六十二条第一項(漁船法(昭和二十五年法律第二百七十八号)の一部を次のように改正する)。

2 前項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

3 第四十三条第三項の規定は、前項の規定による許可の取消しに係る聴聞について準用する。

第百六十五条 (畜證明書の効力の取消し又は停止について)
畜證明書の効力の取消し又は停止について
第百三十九号の一部を第三十六条の三とし、第三十六条の次に次の二条を加える。

2 前項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

3 第四十三条第三項の規定は、前項の規定による許可の取消しに係る聴聞について準用する。

第百六十六条 (商品取引所法の一部改正)
畜證明書の効力の取消し又は停止について
第百三十九号の一部を第三十六条の三とし、第三十六条の次に次の二条を加える。

2 前項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

3 第四十三条の見出し中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第四項中「職員をして聴聞させなければ」を「職員に意見の聴取をさせなければ」に改め、同条第五項中「聴聞される」を「意見の聴取」に改め、同条第七項中「聴聞は、すべて公開しなければ」を「意見の聴取をされると、職員をして聴聞させなければ」に改め、同条第八項中「職員に意見の聴取をさせなければ」を「職員に意見の聴取をさせなければ」に改め、同条第九項を削る。

第百六十七条 (商品取引所法の一部改正)
畜證明書の効力の取消し又は停止について
第百三十九号の一部を第三十六条の三とし、第三十六条の次に次の二条を加える。

2 前項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

3 第四十三条の見出し中「聴聞」を「取消し」に改め、同条第三項を次のように改める。

2 前項の規定による免許の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

3 第四十三条の見出し中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第八項中「職員をして聴聞させなければ」を「職員に意見の聴取をさせなければ」に改め、同条第九項を削る。

第百六十八条 (商品取引所法の一部改正)
畜證明書の効力の取消し又は停止について
第百三十九号の一部を第三十六条の三とし、第三十六条の次に次の二条を加える。

2 前項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

3 第四十三条の見出し中「聴聞」を「取消し」に改め、同条第三項を次のように改める。

2 前項の規定による免許の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

3 第四十三条の見出し中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第八項中「職員をして聴聞させなければ」を「職員に意見の聴取をさせなければ」に改め、同条第九項を削る。

第百六十九条 (商品取引所法の一部改正)
畜證明書の効力の取消し又は停止について
第百三十九号の一部を第三十六条の三とし、第三十六条の次に次の二条を加える。

2 前項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

3 第四十三条の見出し中「聴聞」を「取消し」に改め、同条第三項を次のように改める。

2 前項の規定による免許の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

3 第四十三条の見出し中「聴聞」を「取消し」に改め、同条第八項に改め、同項第三号中「及び第九項」を削る。

第二十条の二第三項中「及び第九項」を削る。

第二十一条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による許可又は認可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。ただし、主務大臣が当該処分の名あて人となるべき者の業務に関する秘密を保つため必要があると認めるとき、又は公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

第二十一条次の二項を加える。

3 主務大臣は、第一項の規定による処分を行おうとする場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めてその意見を聴取し、若しくは参考人にその意見若しくは報告の提出を求め、又は鑑定人に出頭を求めて鑑定をさせることができる。

第四十五条第二項及び第四十六条第三項各号中「第九項」を「第八項」に改める。

第四十九条第五項中「第十五条第四項から第九項まで」を「第二十一條第二項」の規定は、前項の規定による許可の取消しに係る聴聞について、同条第三項に改める。

第五十条第三項中「第十五条第四項から第九項まで」を「第二十一條第三項」に改める。

第五十二条第三項中「第十五条第四項から第九項まで」を「第二十一條第二項」の規定は、前二項の規定による許可の取消しに係る聴聞について、同条第三項に改める。

第五十四条の二第二項中「第十五条第四項から第九項まで」を「第二十一條第二項」に改める。

第五十七条の十六第二項中「第十五条第四項から第九項まで」を「第二十一條第二項」に改める。

第五十八条の二第二項中「第十五条第四項から第九項まで」を「第二十一條第二項」に改める。

第五十九条の二第二項中「第十五条第四項から第九項まで」を「第二十一條第二項」に改める。

第六十条の二第二項中「第十五条第四項から第九項まで」を「第二十一條第二項」に改める。

第六十一条の二第二項中「第十五条第四項から第九項まで」を「第二十一條第二項」に改める。

第六十二条の二第二項中「第十五条第四項から第九項まで」を「第二十一條第二項」に改める。

消して置いて」を「取消しに係る聴聞について、

同条第三項の規定は、前項の規定による指定の取消しについて」に改める。

第一百二十一条の見出し中「聴聞」を「聴聞等の方法の特例」と改め、同条中「第十五条第四項から第九項まで」を「第二十一條第二項」の規定は、

第一百二十二条から第一百二十三条までの規定による許可の取消し又は役員の解任若しくは会員の除名の命令に係る聴聞について、第二十一条第三項に改め、「主務大臣が」を削る。

第一百四十六条並びに第一百六十六条第一号及び第二号中「第二十一條第二項」を削り、「第四十九条第五項、第五十条第三項、第五十二条第三項、第五十四条の二第二項、第九十七条の十六第二項、第九十九条の二第三項」を「及び第九十条第三項において準用する場合を含む。」

第二項、第九十七条の二第三項」を「及び第九十条第三項、第五十二条第三項、第五十四条の二第二項、第九十九条の二第三項」に改める。

又は第二十一条第三項(第四十九条第五項、第五十条第三項、第五十二条第三項、第五十四条の二第二項、第九十九条の二第三項)を「及び第九十条第三項、第五十二条第三項、第五十四条の二第二項、第九十九条の二第三項」に改める。

二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改めて、同条第三項に改める。

第五十条第三項中「第十五条第四項から第九項まで」を「第二十一條第三項」に改める。

第五十二条第三項中「第十五条第四項から第九項まで」を「第二十一條第二項」の規定は、前二項の規定による許可の取消しに係る聴聞について、同条第三項に改める。

第五十三条第三項中「第十五条第四項から第九項まで」を「第二十一條第二項」に改める。

第五十四条の二第二項中「第十五条第四項から第九項まで」を「第二十一條第二項」に改める。

第五十五条第三項中「第十五条第四項から第九項まで」を「第二十一條第二項」に改める。

第五十六条第三項中「第十五条第四項から第九項まで」を「第二十一條第二項」に改める。

第五十七条第三項中「第十五条第四項から第九項まで」を「第二十一條第二項」に改める。

第五十八条第三項中「第十五条第四項から第九項まで」を「第二十一條第二項」に改める。

第五十九条第三項中「第十五条第四項から第九項まで」を「第二十一條第二項」に改める。

第六十条第三項中「第十五条第四項から第九項まで」を「第二十一條第二項」に改める。

第六十一条第三項中「第十五条第四項から第九項まで」を「第二十一條第二項」に改める。

第六十二条第三項中「第十五条第四項から第九項まで」を「第二十一條第二項」に改める。

第六十三条第三項中「第十五条第四項から第九項まで」を「第二十一條第二項」に改める。

第六十四条第三項中「第十五条第四項から第九項まで」を「第二十一條第二項」に改める。

第六十五条第三項中「第十五条第四項から第九項まで」を「第二十一條第二項」に改める。

第六十六条第三項中「第十五条第四項から第九項まで」を「第二十一條第二項」に改める。

第六十七条第三項中「第十五条第四項から第九項まで」を「第二十一條第二項」に改める。

第六十八条第三項中「第十五条第四項から第九項まで」を「第二十一條第二項」に改める。

第六十九条第三項中「第十五条第四項から第九項まで」を「第二十一條第二項」に改める。

第七十条第三項中「第十五条第四項から第九項まで」を「第二十一條第二項」に改める。

第七十一条第三項中「第十五条第四項から第九項まで」を「第二十一條第二項」に改める。

第七十二条第三項中「第十五条第四項から第九項まで」を「第二十一條第二項」に改める。

第七十三条第三項中「第十五条第四項から第九項まで」を「第二十一條第二項」に改める。

第七十四条第三項中「第十五条第四項から第九項まで」を「第二十一條第二項」に改める。

第七十五条第三項中「第十五条第四項から第九項まで」を「第二十一條第二項」に改める。

第七十六条第三項中「第十五条第四項から第九項まで」を「第二十一條第二項」に改める。

第七十七条第三項中「第十五条第四項から第九項まで」を「第二十一條第二項」に改める。

第七十八条第三項中「第十五条第四項から第九項まで」を「第二十一條第二項」に改める。

第十七条第四項中「造林者又はその代理人が公開の聴聞において意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出する機会を与えないれば」を「公開による意見の聴取を行わなければ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、意見の聴取に際しては、造林者又はその代理人は、当該事案について意見を述べ、かつ、証拠を提出することができる。

第十八条の二第二項を削る。

第八十二条を第二号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 買収することが適当である理由

第八十三条の二第二項を削る。

第八十四条の次に次の二号を加える。

(行政手続法の適用除外)

第八十四条の二第四十八条第一項(第五十九条第三項で準用する場合を含む。)の規定による公示及び第五十条第一項(第五十九条第五項で準用する場合を含む。)の規定による買取項で準用する場合を含む。の規定による買取令書の交付に関する処分については、行政手続法(平成五年法律第二百六十九号)第三章(第十号)第二十七条规定中「聴聞を意見の聴取」に改める。

(水産資源保護法の一部改正)

第一百六十九条 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百三十二号)の一部を次のように改正する。

第百六十八条 森林法(昭和二十六年法律第二百六十九号)の一部を次のように改正する。

第百六十九条 森林法(昭和二十六年法律第二百六十九号)の一部を次のように改正する。

(農山漁村電気導入促進法の一部改正)

第百七十三条 農山漁村電気導入促進法(昭和二十七年法律第三百五十八号)の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「公開による聴聞会」を「公聴会」に、「きて」を「聞いて」に改める。

(飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部改正)

第一百七十四条 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条を次のように改める。

(聴聞の方法の特例)

第二十四条 第五条の二第一項若しくは第二項の規定による処分、第七条の五第一項若しくは第二項の規定による処分又は第十一条の六の規定による指定の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

2 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法(平成五年法律第一号)第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に係る手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

第二十四条の三を次のように改める。

(不服申立ての手続における意見の聴取)
第二十四条の三 この法律に基づく処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定(却下の裁決又は決定を除く。)は、当該処分に係る者に対して相当な期間を置いて予告した上、公開による意見の聴取をした後にしなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 第一項の意見の聴取に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人は、当該事案について証拠を提出し、意見を述べることができる。

(農業機械化促進法の一部改正)

第一百七十五条 農業機械化促進法(昭和二十八年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「聴聞を行い、その者又はその代理人が証拠を呈示し、意見を述べる機会を与えるべき」を「意見の聴取を行わなければならぬ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、意見の聴取に際しては、異議申立て人又はその代理人は、当該事案について証拠を提出し、意見を述べることができることとする。

(家畜取引法の一部改正)

第一百七十六条 家畜取引法(昭和三十一年法律第一百二十三号)の一部を次のように改正する。

第三十一条の見出し及び同条第一項中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第三項を次のように改める。

第一項の意見の聴取に際しては、審査請求を「意見の聴取」に改め、同条第三項を次のように改める。

人及び利害関係人は、その事案について証拠を提出し、意見述べることができる。

(漁業生産調整組合法の一部改正)
第一百七十七条 漁業生産調整組合法(昭和三十六年法律第一百一十八号)の一部を次のように改正する。

第六十二条第一項第四号中「第六十七条第一項」を「第六十七条」に改める。

第六十七条第二項を削る。

第七十二条の見出しを「(公聴会)」に改め、同条中「聴聞を行ない」を「公聴会を開き」に、「きかなければ」を「聽かなければ」に改める。

(農業信用保証保険法の一部改正)

第一百七十八条 農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第五十八条に次の一項を加える。

3 前二項の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第一号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

(漁業災害補償法の一部改正)

第一百七十九条 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第二百五十八号)の一部を次のように改正する。

第七十五条に次の一項を加える。

3 前二項の規定による処分については、行政

手続法(平成五年法律第一号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

(外国人漁業の規制に関する法律の一部改正)

第一百八十条 外国人漁業の規制に関する法律(昭和四十二年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

手続法(平成五年法律第一号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

(林業種苗法の一部改正)

第一百八十三条 林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

2 前項の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

第十五条第二項を次のように改める。

第二十九条第二項を削る。

(卸売市場法の一部改正)

第一百八十四条 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十九条第五項を次のように改める。

5 前項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

(農業振興地域の整備に関する法律の一部改正)

第一百八十二条 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第十五条の十六の見出しを「(監督処分)」に改め、同条第二項を削る。

第二十四条第三号中「第十五条の十六第一項」を「第十五条の十六」に改める。

(真珠養殖等調整暫定措置法の一部改正)

第一百八十二条 真珠養殖等調整暫定措置法(昭和四十四年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第五十六条に次の一項を加える。

3 前二項の規定による処分については、行政

手続法(平成五年法律第一号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

(農業振興地域の整備に関する法律の一部改正)

第一百八十二条の見出しを「(公聴会)」に改め、同条中「聴聞を行ない」を「公聴会を開き」に、「きかなければ」を「聽かなければ」に改める。

第六十六条第一項第四号中「第八十八条第一項」を「第八十九条」に改める。

第七十九条の見出しを「(公聴会)」に改め、同条中「聴聞を行ない」を「公聴会を開き」に、「きかなければ」を「聽かなければ」に改める。

第十八条第二項を削る。

(林業種苗法の一部改正)

第一百八十三条 林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)の一部を次のように改める。

2 前項の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

第十五条第二項を次のように改める。

第二十九条第二項を削る。

(行政手続法の適用除外)

第六条の二を第六条の三とし、第六条の次に次の一項を加える。

(農業振興地域の整備に関する法律の一部改正)

第六十七条第二項を削る。

第七十二条の見出しを「(公聴会)」に改め、同条中「聴聞を行ない」を「公聴会を開き」に、「きかなければ」を「聽かなければ」に改める。

(昭和四十四年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第五十六条に次の一項を加える。

3 第一項の規定による処分については、行政

手続法(平成五年法律第一号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

(卸売市場法の一部改正)

第一百八十四条 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十九条第五項を次のように改める。

5 前項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

ればならない。

第二十五条第三項中「処分」を「許可の取消しに係る聴聞」に改める。

第四十九条第二項中「前項の規定による処分」を「第一項第二号の規定による許可の取消し又は同項第三号の規定による命令に係る聴聞」に改め、後段を削り、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 農林水産大臣は、開設者に対し前項第一号の規定による処分をしようとするときは、当該開設者に対し、相当な期間を置いて予告した上、公開による意見の聴取を行わなければならぬ。

3 前項の予告においては、期日、場所及び処分の原因となつた理由を示さなければならぬ。

4 第二項の意見の聴取に際しては、当該開設者は又はその代理人は、当該事案について証拠を提出し、意見を述べることができる。

第六十五条第三項中「処分」を「許可の取消しに係る聴聞」に改める。

(海洋水産資源開発促進法の一部改正)

第一百八十五条 海洋水産資源開発促進法(昭和四十六年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第十二条の六第三項中「第四項」を「同法第三十七条第四項」に改める。

(沿岸漁場整備開発法の一部改正)

第一百八十六条 沿岸漁場整備開発法(昭和四十九年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二十二条中第二項を削り、第三項を第一項とする。

(松くい虫被害対策特別措置法の一部改正)

第一百八十七条 松くい虫被害対策特別措置法(昭和五十二年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第四条の三第二項及び第四条の四第二項中「第八項」を「第九項」に、「左の」を「次の」に、「第二号及び第四号」を「及び第三号から第五号まで」に改める。

第五条第四項中「聴聞を行い、その者又はその代理人が証拠を提示し、意見を述べる機会を与えた」を「意見の聴取を行った」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、意見の聴取に際しては、当該申出をした者又はその代理人は、当該事案について証拠を提出し、意見を述べることができる。

第九条の三第二項及び第九条の四第二項中「第八項」を「第九項」に、「左の」を「次の」に、「第三号及び第四号」を「及び第三号から第五号まで」に改める。

(漁業水域に関する暫定措置法の一部改正)

第一百八十八条 漁業水域に関する暫定措置法(昭和五十二年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十八条の六第三項中「第四項」を「同法第三十七条第四項」に改める。

(行政手続法の適用除外)

第十二条の二 この法律の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第二号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(森林組合法の一部改正)

第一百八十九条 森林組合法(昭和五十二年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第八十三条第一項第五号中「第百十四条规定」を「第百十四条」に改める。

第一百三十三条第四項及び第一百十四条第二項を削り、第三項を第一項とする。

三百三十三条第一項中「前二項」を「第一項」に、「これらの規定に掲げる者」を「当該処分に係る競輪施行者」と、「但し」を「ただし」と、「これら」の処分」を「当該処分」に改める。

第三前二項の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第二号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

(遊漁船業の適正化に関する法律の一部改正)

第一百九十条 遊漁船業の適正化に関する法律(昭和六十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第二十条を次のように改める。

(聴聞の方法の特例)

第十二条 第一条第一項(第十四条第一項及び第十八条において準用する場合を含む。)の規定による指定の取消しに係る聴聞の期日ににおける審理は、公開により行わなければならぬ。

第二十条を次のように改める。

(遊漁船業の適正化に関する法律の一部改正)

第一百九十条 遊漁船業の適正化に関する法律(昭和六十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第二十条を次のように改める。

(獣医療法の一部改正)

第一百九十二条 獣医療法(平成四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条を次のように改める。

(獣医療法の一部改正)

第一百九十三条 通商産業省関係

(弁理士法の一部改正)

第一百九十二条 弁理士法(大正十年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項及び第七条ノ二第二項を削る。

第七条ノ四第一項中「第七条第三項又ハ前条第三項」を「第七条第二項又ハ前条」に改める。

第二項」を「第七条第二項又ハ前条」に改める。

第十六条第三項中「前二項」を「第一項」に、「これらの規定に掲げる者」を「当該処分に係る競輪施行者」と、「但し」を「ただし」と、「これら」の処分」を「当該処分」に改める。

第二項」を「第七条第二項又ハ前条」に改める。

第二十二条第二項中「理由を示して」を「協議して」に改める。

第二十三条第二項中「理由を示して」を削る。

第二十七条に見出しとして「(聴聞の特例)」を通知して、公開による聴聞を行わなければならない。但し、第二十五条第一項又は第二十五条の二第一項の規定による命令をする場合において、保安に関し急迫の危険があるときは、この限りでない」を「行政手続法(平成五年法律第二号)第十三条第一項の規定による意見陳

同条に次の二項を加える。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見述べる機会を与えてなければならない。

第三十六条第一項中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第三項中「聴聞」を「意見の聴取」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第四項中「聴聞」を「第二項の意見の聴取」に改める。

(高压ガス取締法の一部改正)

第二百三条 高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第七十六条を次のように改める。

(聴聞の特例)

第七十六条 行政府は、第三十八条、第五十三条又は第五十八条の三十の規定による命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第一号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第九条、第三十条、第三十四条、第三十八条、第五十二条第四項、第五十三条、第五十八条规定の十(第五十八条の十二第四項において準用する場合を含む。)、第五十八条の十五第一項若しくは第二項、第五十九条の二十七(第五十九条の三十一第一項、第五十九条の三十一第二項及び第五十九条第二項において準用する場合を含む。)又は第五十八条の三十一第二項(第五十九条の三十一第一項、第五十九条の三十一第二項及び第五十九条第二項において準用する場合を含む。)の一部を次に改める。

(航空機製造事業法の一部改正)

第三十二条 高空機製造事業法(昭和二十七年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

三十一第二項及び第五十九条第二項において準用する場合を含む。)又は第五十八条の三十一第二項(第五十九条の三十一第一項、第五十九条の三十一第二項及び第五十九条第二項において準用する場合を含む。)の一部を次のように改める。

準用する場合を含む。)の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

3 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害關係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

第三十六条第一項中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第三項及び第四項に改め、同条中「第七十六条の例による」を「その処分に係る者に対する手続に参加することを予告した上」に、「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

(聴聞の特例)

第三十七条の見出し中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第三項及び第四項に改め、同条中「第七十六条の例による」を「その処分に係る者に対する手續に参加することを予告した上」に、「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条に次に改める。

(石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部改正)

第三十八条 輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第三十九条 輸出入取引法(昭和二十九年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第三十九条の二の見出し中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条中「行なつた」を「行つた」と、「第三十八条の例により」を「その処分に係る者に対する手續に参加することを予告した上」に、「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条に次に改める。

(臨時石炭鉱害復旧法の一部改正)

第二百六条 臨時石炭鉱害復旧法(昭和二十七年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十条の見出し及び同条第一項中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第三項中「聴聞」を「第一項の意見の聴取」に改める。

(臨時石炭鉱害復旧法の一部改正)

第二百六条 臨時石炭鉱害復旧法(昭和二十七年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

第三十九条の二の見出し中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条中「行なつた」を「行つた」と、「第三十八条の例により」を「その処分に係る者に対する手續に参加することを予告した上」に、「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条に次に改める。

(輸出入取引法の一部改正)

第二百七条 輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第三十九条の二の見出し中「前条」を「前条第一項」に改める。

(聴聞の特例)

第三十九条 通商産業大臣は、第四条第一項、第六条第一項若しくは第二項又は第二十七条の十二の規定による命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第一号)第十三条规定による意見陳述のための手續の区分にかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 通商産業大臣及び当該貨物についての主務大臣は、第六条第三項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条规定第一項の規定による意見陳述のための手續の区分にかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見述べる機会を与えてなければならない。

(石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部改正)

第三十九条の三中「前条」を「前条第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前条第一項に規定する処分については、行政手続法第二十七条第二項の規定は、適用しない。

(商工会議所法の一部改正)

第三十九条の三中「前条」を「前条第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

4 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害關係人が当該聴聞に関する手續に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

第三十九条の二の見出し及び同条第一項中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第二項中「聴聞」を「前項の意見の聴取」に改める。

(商工会議所法の一部改正)

第三十九条の二の見出し及び同条第一項中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第二項中「聴聞」を「前項の意見の聴取」に改める。

聴取」に、「参」や「を」「參酌」に改める。

(武器等製造法の一部改正)

第二百九条 武器等製造法(昭和二十八年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十九条を次のように改める。

(聴聞の特例)

第二十九条 行政庁は、第十五条(第二十条において準用する場合を含む。)の規定による命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第一号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第六条又は第十五条(これらの各規定を第二十条において準用する場合を含む。)の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

3 前項の聴聞の主事者は、行政手続法第十七

条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

第三十条の見出し中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条中「前条の例により」を「その処分に係る者に対し、相当な期間をおいて予告をした上に、『聴聞』を『意見の聴取』に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 第一条の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えてなければならない。

(ガス事業法の一部改正)

第二百十条 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第四十九条を次のように改める。

(聴聞の特例)

第四十九条 通商産業大臣又は通商産業局長は、第十五条第二項(第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。)の規定による供給区域若しくは供給地点の減少、第三十九条の十三の規定による禁止又は第三十九条の十四第七項において準用する第三十九条の十三の規定による請求をしようとするときは、

行政手続法(平成五年法律第一号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第十四条第一項若しくは第二項若しくは第十五条第一項若しくは第二項(これらの規定を第三十七条の七第一項において準用する場合を含む。)の第三十九条の十三(第三十九条の十四第七項において準用する場合を含む。)、

第三十九条の十四第二項において準用する液化石油ガス法第五十四条、第三十九条の十四第三項において準用する液化石油ガス法第六

十七条、第三十九条の十四第五項において準用する液化石油ガス法第六十七条の三第一項、第三十九条の十四第六項において準用する液化石油ガス法第六十七条の五又は第三十九条の十六第一項において準用する液化石油ガス法第八十条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

第五十条の見出し中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条中「第四条の例により」を「その処分に係る者に対し、相当な期間をおいて予告をした上に、『聴聞』を『意見の聴取』に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 前項の聴聞の主事者は、行政手続法第十七

条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

かかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第十三条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

3 前項の見出し中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条中「前条の例により」を「その処分に係る者に対し、相当な期間をおいて予告をした上に、『聴聞』を『意見の聴取』に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 前項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えてなければならない。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

理は、公開により行わなければならない。

3 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

第四十四条の二の見出し中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条中「第四十三条の例により」を「その処分に係る者に対し、相当な期間をおいて予告をした上」に、「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えてなければならない。

(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正)

第二百四十四条 中小企業団体の組織に関する法律の一部改正 (昭和三十二年法律第百八十五号) の一部を次のように改め、同条に次の二項を加える。

第五条の二十三第六項中「第一百六条の二の二」を「第一百六条の二」に改める。

第六十条の見出しを「(意見の聴取)」に改め、同条中「、聴聞を行い、「きかなければ」を「聽かなければ」に改める。

第七条の二の二の二を削る。

(工業用水道事業法の一部改正)

第六十九条第四項中「(弁明の機会の供与)」及び第一百六条の二の二を削る。

(工業用水道事業法の一部改正)

第二百五十五条 工業用水道事業法 (昭和三十二年法律第八十四号) の一部を次のように改める。

第六十条の見出し中「抹消」を「抹消」に改め、同条第三号中「前条第一項」を「前条」に改める。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条を次のように改める。

(聴聞の方法の特例)

第二十五条 第十条第一項又は第二項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

2 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法(平成五年法律第一号)第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

第二十六条の見出し中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条中「前条の例により」を「その処分に係る者に対し、相当な期間をおいて予告をした上」に、「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えてなければならない。

(水洗炭業に関する法律の一部改正)

第二百六十六条 水洗炭業に関する法律(昭和三十三年法律第百三十四号)の一部を次のように改め、同条に次の二項を加える。

第五条の二十三第六項中「第十一條第一項」を「第十一條」に改め、同条第三号中「取消」を「取消」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

(水洗炭業に関する法律の一部改正)

第二百六十六条 水洗炭業に関する法律(昭和三十三年法律第百三十四号)の一部を次のように改め、同条に次の二項を加える。

第二十五条第一項第一号中「第十一條第一項」を「第十一條」に改め、同条第三号中「取消」を「取消」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

3 都道府県知事は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第一号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第二十二条第二項を次のように改める。

2 都道府県知事は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第二百八十八条 輸出品デザイン法(昭和三十四年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

第十一條第一項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「附して」を「付して」に改め、同項を同条第二項とする。

第四十条を次のように改める。

(聴聞の特例)

第四十条 通商産業大臣は、前条の規定による処分をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第一号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第三十一条第一項又は前条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開に

より行わなければならない。

3 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

4 前項の意見の聴取に際しては、当該賠償義務者又はその代理人に意見を述べ、及び証拠を提出する機会が与えられなければならない。

第二十三条に次の二項を加える。

(航空機工業振興法の一部改正)

第二百七十七条 航空機工業振興法(昭和三十三年法律第百五十号)の一部を次のように改め、同条に次の二項を加える。

分に係る聴聞の主宰者は、行政手続法(平成五年法律第一号)第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

第二百八十九条 第十八条又は前条の規定による処分に係る聴聞の主宰者は、行政手続法(平成五年法律第一号)第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

第二百九十条 通商産業大臣は、前条の規定による処分をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第一号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第二百九十二条 第三十一条第一項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「附して」を「付して」に改め、同項を同条第二項とする。

第四十一条の二の見出し中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条中「第四十条の例により」を「その処分に係る者に対し、相当な期間をおいて予告をした上」に、「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

2 第二十一条第一項(第三十五条の三の三において準用する場合を含む。)第二十三条第一項若しくは第二項(第三十五条の三の三において準用する場合を含む。)第三十四条第一項、第三十四条の二第一項若しくは第二項又は第三十五条の十四の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

第四十六条の見出し中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条中「前条の例により」を「その処分に係る者に対し、相当な期間をおいて予告をした上」に、「聴聞を行なつた」を「意見の聴取を行つた」に改め、同条に次の二項を加える。

2 第四十五条第二項及び第三項の規定は、前項の意見の聴取に準用する。
(電気用品取締法の一部改正)

第二百二十八条 電気用品取締法(昭和三十六年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。
第五十一条の見出し中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第一項中「聴聞を行なわなければ」を「意見の聴取を行なわなければ」に改め、同条第三項の意見の聴取を行なわなければ改め、同条第二項の意見の聴取に準用する。

第三項中「聴聞」を「第一項の意見の聴取」に改める。
(商店街振興組合法の一部改正)
第二百二十九条 商店街振興組合法(昭和三十七年法律第二百四十一号)の一部を次のように改正する。
第三十六条第四項を削る。
第六十二条第三項及び第七十三条第四項中「から第四項まで」を「及び第三項」に改める。
第八十七条を削る。

第八十七条の二第一項中「第八十六条」を「前条」に改め、同条を第八十七条とする。
(石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部改正)

第二百三十条 石炭鉱害賠償等臨時措置法(昭和三十八年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「第四十条(命令の手続)」を「第四十八条第四項から第六項まで(聴聞の方法の特例)」に、「取消し」を「取消しに係る聴聞」に改める。

第十一条の四の見出しを「(意見の聴取)」に改め、同条第一項中「聴聞を行なわなければ」を「意見の聴取を行なわなければ」に改め、同条第二項中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第三項中「聴聞」を「第一項の意見の聴取」に改める。

第十一條の五第一項中「聴聞」を「前条第一項の意見の聴取」に、「行なう」を「行う」に改める。
(電気事業法の一部改正)

第二百三十二条 電気事業法(昭和三十九年法律第二百七十号)の一部を次のように改正する。

第三項中「聴聞」を「第一項の意見の聴取」に改める。

(聴聞の特例)

第二百三十三条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正

第二百三十二条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。
第九十条を次のように改める。
(聴聞の特例)

第九十条 通商産業大臣又は都道府県知事は、第二十六条若しくは第三十四条の規定による命令、第六十四条の規定による禁止又は第六十七条の四第一項において準用する第六十四条の規定による請求をしようとするときは、手続の区分にかかわらず、聴聞を行なわなければならない。

2 第十五条第一項若しくは第二項、第十六条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行なわなければならない。
(砂利採取法の一部改正)

第二百三十三条 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四条)の一部を次のように改正する。
第一項若しくは第二項、第八十三条、第八十

(聴聞の特例)

第三十八条 通商産業大臣、都道府県知事又は

河川管理者は、第十二条第一項又は第二十六

条の規定による命令をしようとするときは、

行政手続法(平成五年法律第

号)第十三

条第一項の規定による意見陳述のための手続

の区分にかかわらず、聴聞を行わなければな

らない。

第二十二条第一項又は第二十六条の規定によ

る処分に係る聴聞の期日における審理は、公

開により行わなければならない。

第三十九条の規定により当該処分に係る利害関

係人が当該聴聞に参加することを許可しなければなら

ない。

第三十九条の見出し中「聴聞」を「意見の聴取」

に改め、同条中「前条の例により」を「その処分

に係る者に対し、相当な期間をおいて予告をし

た上、「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条

に次の二項を加える。

第二项の予告においては、期日、場所及び事

案の内容を示さなければならない。

第三項の意見の聴取に際しては、その処分

に係る者及び利害関係人に對し、その事案に

ついて証拠を提示し、意見を述べる機会を与

えなければならない。

(電気工事業の業務の適正化に関する法律の一

部改正)

第二百三十四条 電気工事業の業務の適正化に関

する法律(昭和四十五年法律第九十六号)の一部

を次のように改正する。

(聴聞の特例)

第三十条を次のように改める。

第三十条 通商産業大臣又は都道府県知事は、

第二十八条第一項又は第二項の規定による命

令をしようとするときは、行政手続法(平成

五年法律第

号)第十三条规定による意見陳述のための手続

の区分にかかわらず、聴聞を行わなければな

らない。

第二十八条第一項又は第二項の規定によ

る処分に係る聴聞の期日における審理は、公

開により行わなければならない。

第三十九条の規定により当該処分に係る利害関

係人が当該聴聞に参加することを許可しなければなら

ない。

第三十九条の見出し中「聴聞」を「意見の聴取」

に改め、同条中「前条の例により」を「その処分

に係る者に対し、相当な期間をおいて予告をし

た上、「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条

に次の二項を加える。

第二项の予告においては、期日、場所及び事

案の内容を示さなければならない。

第三項の意見の聴取に際しては、その処分

に係る者及び利害関係人に對し、その事案に

ついて証拠を提示し、意見を述べる機会を与

えなければならない。

(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の一部改正)

第二百三十五条 特定工場における公害防止組織

の整備に関する法律(昭和四十六年法律第百七

号)の一部を次のように改正する。

(第七条第一項中「第十一条第一項」を「第十条」に改める。)

第八条の十五を次のように改める。

第八条の十五 第八条の九(第八条の十第四項

において準用する場合を含む。)又は第八条の

十三の規定による処分に係る聴聞の期日にお

ける審理は、公開により行わなければならない。

第八条の十五 第八条の九(第八条の十第四項

において準用する場合を含む。)又は第八条の

十三の規定による処分に係る聴聞の期日にお

ける審理は、公開により行わなければならない。

第二十八条第一項又は第二項の規定によ

る処分に係る聴聞の期日における審理は、公

開により行わなければならない。

第三十九条の規定により当該処分に係る利害関

係人が当該聴聞に参加することを許可しなければなら

ない。

第三十九条の見出し中「聴聞」を「意見の聴取」

に改め、同条中「前条の例により」を「その処分

に係る者に対し、相当な期間をおいて予告をし

た上、「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条

に次の二項を加える。

第二项の予告においては、期日、場所及び事

案の内容を示さなければならない。

第三項の意見の聴取に際しては、その処分

に係る者及び利害関係人に對し、その事案に

ついて証拠を提示し、意見を述べる機会を与

えなければならない。

(石油パイプライン事業法の一部改正)

第二百三十六条 热供給事業法(昭和四十七年法

律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二十九条の前の見出しを削り、同条を次の

よう改める。

第十六条第一号中「第十一条第一項」を「第十条」

に改める。

(熱供給事業法の一部改正)

第二百三十七条 石油パイプライン事業法(昭和

四十七年法律第百五号)の一部を次のように改

正する。

第十六条第一号中「第十一条第一項」を「第十条」

に改める。

(聴聞の方法の特例)

第二十九条 第十二条第一項から第三項までの

規定による処分に係る聴聞の期日における審

理は、公開により行わなければならない。

第五法律第

号)第十七条规定による処分に係る聴聞の期

日における審理は、公開により行わなければならない。

第三十九条の見出し中「聴聞」を「意見の聴取」

に改め、同条中「前条の例により」を「その処分

(第七条第一項中「第十一条第一項」を「第十条」に改める。)

における意見の聴取」を付し、同条中「前条の

例により」を「その処分に係る者に對し、相当な

期間において予告をした上、「に、「聴聞」を「意

見の聴取」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事

案の内容を示さなければならない。

3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に

係る者及び利害関係人に對し、その事案に

ついて証拠を提示し、意見を述べる機会を与

えなければならない。

(石油パイプライン事業法の一部改正)

第二百三十七条 石油パイプライン事業法(昭和

四十七年法律第百五号)の一部を次のように改

正する。

第三十七条 主務大臣は、第十三条の規定によ

る命令をしようとするときは、行政手続法

(平成五年法律第

号)第十三条规定による

意見の聴取に際しては、その処分に

かわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第十三条の規定による処分に係る聴聞の期

日における審理は、公開により行わなければならない。

3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に

係る者及び利害関係人に對し、その事案に

ついて証拠を提示し、意見を述べる機会を与

えなければならない。

(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の一部改正)

第二百三十八条 特定工場における公害防止組織

の整備に関する法律(昭和四十六年法律第百七

号)の一部を次のように改正する。

(第三十条に見出として「(不服申立ての手続

例により」を「その処分に係る者に對し、相当な

期間において予告をした上、「に、「聴聞」を「意

見の聴取」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事

案の内容を示さなければならない。

3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に

係る者及び利害関係人に對し、その事案に

ついて証拠を提示し、意見を述べる機会を与

えなければならない。

(石油パイプライン事業法の一部改正)

第二百三十九条 第十二条第一項から第三項までの

規定による処分に係る聴聞の期日における審

理は、公開により行わなければならない。

2 前項の意見の聴取に際しては、その処分に

かわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に

かわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第十三条の規定による処分に係る聴聞の期

日における審理は、公開により行わなければならない。

3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に

かわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第十三条の規定による処分に係る聴聞の期

日における審理は、公開により行わなければならない。

3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に

かわらず、聴聞を行わなければならない。

(石油パイプライン事業法の一部改正)

第二百四十条 第十二条第一項から第三項までの

規定による処分に係る聴聞の期日における審

理は、公開により行わなければならない。

2 前項の意見の聴取に際しては、その処分に

に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えるなければならない。

(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正)

第二百四十三条 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和五十三年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第十九条に次の二項を加える。

3 特許法第二百九十五条の三の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分に準用する。

(日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法の一部改正)

第二百四十四条 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法(昭和五十三年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第四十五条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

(聴聞の方法の特例)

第四十五条 第二十八条第一項又は第三十七条第一項の規定による処分に係る聴聞の期日ににおける審理は、公開により行わなければならぬ。

2 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法(平成五年法律第二号)第十七条第一項の規定により当該処分に係る聴聞の期日ににおける審理は、公開により行わなければならぬ。

は、これを許可しなければならない。

第四十六条に見出しとして「不服申立ての手続における意見の聴取」を付し、同条中「前条の例により」を「その処分に係る者に対し、相当な期間をおいて予告をした上」に、「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その処分について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えるなければならない。

第四十八条中「通商産業局長と協議し、理由を示して」とあるのは理由を示して「」を「通商産業局長と協議して、その変更を」とあるのは「その変更を」に改める。

第二百四十五条 エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正

第二百四十五条 第二項を次のように改める。

(聴聞の方法の特例)

第二百四十五条 第二十九条の三 第十二条の九(第十二条の十) 第四項において準用する場合を含む。又は第十二条の十三の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

2 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法(平成五年法律第二号)第十七条第一項の規定により当該処分に係る聴聞の期日ににおける審理は、公開により行わなければならぬ。

は、これを許可しなければならない。

第三十七条 通商産業大臣は、第十七条、第二十条第一項又は第二十五条第二項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第二号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかるわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第十七条、第二十条第一項又は第二十五条第二項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第九条第二項を次のように改める。

(半導体集積回路の回路配置に関する法律の一部改正)

第二百四十七条 半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和六十年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二百四十七条 第二項を次のように改める。

(深海底鉱業暫定措置法の一部改正)

第二百四十六条 深海底鉱業暫定措置法(昭和五十七年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第三十七条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

(聴聞の特例)

第三十七条 通商産業大臣は、第十七条、第二十条第一項又は第二十五条第二項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第二号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかるわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第十七条、第二十条第一項又は第二十五条第二項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

は、これを許可しなければならない。

第三十九条中「通商産業局長と協議し、理由を示して」とあるのは「理由を示して」を「通商産業局長と協議して、その変更を」とあるのは「その変更を」に改める。

(半導体集積回路の回路配置に関する法律の一部改正)

第二百四十七条 半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和六十年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項を次のように改める。

(聴聞の方法の特例)

第二百四十七条 第二項を次のように改める。

(聴聞の方法の特例)

第二百四十七条 第二項を次のように改める。

3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に對し、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を与えるなければならない。

第三十九条中「通商産業局長と協議し、理由を示して」とあるのは「理由を示して」を「通商産業局長と協議して、その変更を」とあるのは「その変更を」に改める。

3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に對し、当該事案に

による処分に係る聴聞の期日における審理は、これ

は、これを許可しなければならない。

第五条 第二十九条の三 第三十七条又は第四十一条の規定により当該処分に係る聴聞の期日における審理は、行政手続法(平成五年法律第二号)第十七条第一項の規定により当該処分に係る聴聞の期日における審理は、行政手続法(平成五年法律第二号)第十七条第一項の規定により前項に規定する登録名義人が当該聴聞に關係する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

3 第一項の規定により当該処分に係る聴聞の期日における審理は、行政手続法(平成五年法律第二号)第十七条第一項の規定により前項に規定する登録名義人が当該聴聞に關係する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

4 第四十三条を次のように改める。

(指定登録機関に対する処分に係る聴聞の方

法の特例)

第四十三条 第三十七条又は第四十一条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

2 前項の聴聞の主事者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部改正)

第二百四十八条 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(昭和六十三年法律第五十三号)の一部を次のように改める。

(聴聞の特例)

第二百七十二条 通商産業大臣は、第十六条第一項の規定による削減、同条第二項の規定による減少又は同条第三項の規定による削減の処分をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第一号)第十三条第一項の規定により当該処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

2 第十六条第一項から第三項までの規定による意見陳述のための手続の区分にかかるず、聴聞を行わなければならない。

3 前項の聴聞の主事者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害關係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

第二百八十八条の見出し中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条中「前条の例により」を「その処分に係る者に対し、相当な期間をおいて予告をした上」に、「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条に次の二項を加える。

(再生資源の利用の促進に関する法律の一部改

正)

第二百五十一条 再生資源の利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)の一部を次のように改

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に對し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えてなければならない。

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正)

第二百四十九条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成一年法律第三十号)の一部を次のように改める。

(聴聞の特例)

第二百七十二条 通商産業大臣は、第十六条第一項の規定による削減、同条第二項の規定による減少又は同条第三項の規定による削減の処分をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第一号)第十三条第一項の規定により当該処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

2 前項の聴聞の主事者は、行政手続法(平成五年法律第一号)第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

3 前項の聴聞の主事者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害關係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

4 特許法第百九十五条の三の規定は、この法律の規定による処分(第四章の規定による処分を除く。)に準用する。

(再生資源の利用の促進に関する法律の一部改

正)

第二百五十二条 輸入品専門売場の設置に関する法律(平成三年法律第四十八号)の一部を次のように改

2 第二十二条の見出し及び同条第一項中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第三項中「聴聞」を「第一項の意見の聴取」に改める。

(商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正)

第二百五十五条 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)の一部を次のように改める。

(計量法の一部改正)

第二百五十三条 計量法(平成四年法律第五十一号)の一部を次のように改める。

2 第百六十一条及び第一百六十二条を次のように改める。

(不格の判定の理由の通知)

第二百六十二条 指定検定機関は、前条第二項に規定する場合において、不格の判定をしたときは、その試験を行ふことを求めた者に対し、その理由を通知しなければならない。

(聴聞の特例)

第二百六十三条 第二項及び第二百六十四条を削る。

2 第十九条中「前条第一項」を「前条」に改め

る。

第二百六十四条中「第二百六条第一項」を「第二百六十二条第一項」に改める。

2 第三十二条第二項第一号中「第二百六条第一項」を「第二百六十二条第一項」に改める。

2 第三十三条第二項第一号中「第二百六条第一項」を「第二百六十二条第一項」に改める。

2 第三十四条第二項第一号中「第二百六条第一項」を「第二百六十二条第一項」に改める。

2 第三十五条第二項第一号中「第二百六条第一項」を「第二百六十二条第一項」に改める。

2 第三十六条第二項第一号中「第二百六条第一項」を「第二百六十二条第一項」に改める。

2 第三十七条第二項第一号中「第二百六条第一項」を「第二百六十二条第一項」に改める。

2 第三十八条第二項第一号中「第二百六条第一項」を「第二百六十二条第一項」に改める。

2 第三十九条第二項第一号中「第二百六条第一項」を「第二百六十二条第一項」に改める。

2 第四十条第二項第一号中「第二百六条第一項」を「第二百六十二条第一項」に改める。

2 第二十二条の見出し及び同条第一項中「聴聞」を「意見の聴取」に改める。

(計量法の一部改正)

第二百五十三条 計量法(平成四年法律第五十一号)の一部を次のように改める。

2 第百六十一条及び第一百六十二条を次のように改める。

(不格の判定の理由の通知)

第二百六十二条 指定検定機関は、前条第二項に規定する場合において、不格の判定をしたときは、その試験を行ふことを求めた者に対し、その理由を通知しなければならない。

(聴聞の特例)

第二百六十三条 第二項及び第二百六十四条を削る。

2 第三十二条第二項第一号中「第二百六条第一項」を「第二百六十二条第一項」に改める。

2 第三十三条第二項第一号中「第二百六条第一項」を「第二百六十二条第一項」に改める。

2 第三十四条第二項第一号中「第二百六条第一項」を「第二百六十二条第一項」に改める。

2 第三十五条第二項第一号中「第二百六条第一項」を「第二百六十二条第一項」に改める。

2 第三十六条第二項第一号中「第二百六条第一項」を「第二百六十二条第一項」に改める。

2 第三十七条第二項第一号中「第二百六条第一項」を「第二百六十二条第一項」に改める。

2 第三十八条第二項第一号中「第二百六条第一項」を「第二百六十二条第一項」に改める。

2 第三十九条第二項第一号中「第二百六条第一項」を「第二百六十二条第一項」に改める。

2 第四十条第二項第一号中「第二百六条第一項」を「第二百六十二条第一項」に改める。

2 第四十一条第二項第一号中「第二百六条第一項」を「第二百六十二条第一項」に改める。

2 第四十二条第二項第一号中「第二百六条第一項」を「第二百六十二条第一項」に改める。

2 第四十三条第二項第一号中「第二百六条第一項」を「第二百六十二条第一項」に改める。

審理は、公開により行わなければならない。

3 前項の聴聞と主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

第一百六十四条の見出し中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条中「第一百六十二条の例により」を「その処分に係る者に対し、相当な期間をおいて予告をした上」に、「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に對し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えてなければならない。

附則第二十条第三項中「及び第一百六十二条第一項」を削る。

(特定債権等に係る事業の規制に関する法律の一部改正)

第二百五十四条 特定債権等に係る事業の規制に関する法律(平成四年法律第七十七号)の一部を改める。

第二百五十七条を次のように改める。

(聴聞の方法の特例)

第二十一条 第二十一条又は第二十五条の規定による処分に係る聴聞の期日ににおける審理は、公開により行わなければならない。

2 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法(平成五年法律第一号)第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞

に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

第三十三条第一項第三号中「第五十条第一項」を「第五十条」に改め、同項第五号ホ中「第五十一条第一項」及び「同項」を「第五十条」に改める。

第四十九条第二項及び第五十条第二項を削る。

第五十一条中「前条第一項」を「前条」に改め、「第五十二条第一項」を「前条」に改め、「第五十二条第一項」を「第五十二条」に改める。

第五十二条中「前条第一項」を「前条」に改め、「第五十二条第一項」を「第五十二条」に改める。

第五十三条中「第五十条第一項」を「第五十条」に改め、「同項第一号」を「同条第一号」に、「同項第二号」を「同条第二号」に、「同項第三号」を「同条第三号」に改める。

第六十五条中「第五十条第一項」を「第五十条」に改め、「同項第一号」を「同条第一号」に、「同項第二号」を「同条第二号」に、「同項第三号」を「同条第三号」に改める。

第六十六条及び第七十六条第三号中「第五十条第一項」を「第五十条」に改める。

第八十条第十二号中「第四十九条第一項」を「第四十九条」に改める。

第九章 運輸省関係

(船舶法の一部改正)

第二百五十五条 船舶法(明治三十二年法律第四十六条)の一部を次のように改める。

第二十一条ノ三 行政手続法(平成五年法律第一号)第二章及ビ第三章ノ規定ハ船舶

(特定債権等に係る事業の規制に関する法律の一部改正)

第二百五十四条 特定債権等に係る事業の規制に関する法律(平成四年法律第七十七号)の一部を改める。

第二百五十七条を次のように改める。

(聴聞の方法の特例)

第二十一条 第二十一条又は第二十五条の規定による処分に係る聴聞の期日ににおける審理は、公開により行わなければならない。

2 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法(平成五年法律第一号)第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞

第三十条ノ一 行政手続法(平成五年法律第一号)第三章ノ規定ハ第六条又ハ第七条第

三項ノ処分ニハ之ヲ適用セズ

(鉄道抵当法の一部改正)

第二百五十七条 鉄道抵当法(明治三十八年法律第五十三号)の一部を次のように改める。

第三十八条ノ一 行政手続法(平成五年法律第一号)第二章及第三章ノ規定ハ登録ニ

関スル処分ニ付テハ之ヲ適用セズ

(海難審判法の一部改正)

第二百五十八条 海難審判法(昭和二十二年法律第一百三十五条)の一部を次のように改める。

第六十六条及び第七十六条第三号中「第五十条第一項」を「第五十条」に改める。

第六十七条第十二号中「第四十九条第一項」を「第四十九条」に改める。

第六十八条第十二号中「第五十条第一項」を「第五十条」に改める。

第六十九条第十二号中「第五十条第一項」を「第五十条」に改める。

第七十条第十二号中「第五十条第一項」を「第五十条」に改める。

第七十一条第十二号中「第五十条第一項」を「第五十条」に改める。

第七十二条第十二号中「第五十条第一項」を「第五十条」に改める。

第七十三条第十二号中「第五十条第一項」を「第五十条」に改める。

第七十四条第十二号中「第五十条第一項」を「第五十条」に改める。

第七十五条第十二号中「第五十条第一項」を「第五十条」に改める。

第七十六条第十二号中「第五十条第一項」を「第五十条」に改める。

第七十七条第十二号中「第五十条第一項」を「第五十条」に改める。

第七十八条第十二号中「第五十条第一項」を「第五十条」に改める。

第七十九条第十二号中「第五十条第一項」を「第五十条」に改める。

第八十条第十二号中「第五十条第一項」を「第五十条」に改める。

第八十一条第十二号中「第五十条第一項」を「第五十条」に改める。

分については、行政手続法(平成五年法律第一号)第三章の規定は、適用しない。

2 前項に定めるもののほか、この法律に基づく命令の規定による処分であつて、港内における船舶交通の安全又は港内の整頓を図るためにその現場において行われるものについては、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

(航路標識法の一部改正)

第二百六十条 航路標識法(昭和二十四年法律第一百四十九号)の一部を次のように改める。

第三十八条ノ一 行政手続法(平成五年法律第一号)第二章及第三章ノ規定ハ登録ニ

関スル処分ニ付テハ之ヲ適用セズ

(海難審判法の一部改正)

第二百五十八条 海難審判法(昭和二十二年法律第一百三十五条)の一部を次のように改める。

第六十六条及び第七十六条第三号中「第五十条第一項」を「第五十条」に改める。

第六十七条第十二号中「第四十九条第一項」を「第四十九条」に改める。

第六十八条第十二号中「第五十条第一項」を「第五十条」に改める。

第六十九条第十二号中「第五十条第一項」を「第五十条」に改める。

第七十条第十二号中「第五十条第一項」を「第五十条」に改める。

第七十一条第十二号中「第五十条第一項」を「第五十条」に改める。

第七十二条第十二号中「第五十条第一項」を「第五十条」に改める。

第七十三条第十二号中「第五十条第一項」を「第五十条」に改める。

第七十四条第十二号中「第五十条第一項」を「第五十条」に改める。

第七十五条第十二号中「第五十条第一項」を「第五十条」に改める。

第七十六条第十二号中「第五十条第一項」を「第五十条」に改める。

第七十七条第十二号中「第五十条第一項」を「第五十条」に改める。

第七十八条第十二号中「第五十条第一項」を「第五十条」に改める。

第七十九条第十二号中「第五十条第一項」を「第五十条」に改める。

第八十条第十二号中「第五十条第一項」を「第五十条」に改める。

3 当該水先人は、意見の聴取の通知があつた時から意見の聴取が終結する時までの間、運輸大臣に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。

この場合において、運輸大臣は、第三者的利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

4 前一項に定めるもののはか、第一項の政令で定める審議会が行う意見の聴取に関する必要な事項は、省令で定める。

第二十四条の三の次に次の一条を加える。

(行政手続法の適用除外)
第二十四条の四 第二十三条から第二十四条の二までの規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第一号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

(運輸省設置法の一部改正)

第二百六十二条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。目次中「第十八条」を「第十八条の二」と改め。

第六条第二項中「事項」の下に「(行政手続法(平成五年法律第一号)第二条第四号に規定する不利益処分(以下「不利益処分」という。)を除く。」を加え、「はからないで」を「詰らないで」に改める。

第二章第二節中第十八条の次に次の二条を加える。

(行政手続法の適用除外)

第十八条の二 第六条第一項各号に掲げる不利益処分については、行政手続法第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

(海上運送法の一部改正)

第二百六十三条 海上運送法(昭和二十四年法律第一百八十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十五条の三」を「第四十五条の四」に改める。

第十条の二第六項及び第十四条第三項を削る。

第二十四条の三の見出しを「(意見の聴取)」に改め、同条第一項中「左だ」を「次に」に、「聴聞する」を「意見を聴取する」に改め、同項第一号中「又は事業の停止若しくは免許の取消」を削り、同項第二号中「又は事業の停止若しくは許可の取消」を削り、同条第二項中「聴聞しなければ」を「意見を聴取しなければ」に改め、同条第三項中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、「意見を述べ、及び」を削る。

(運輸省設置法の一部改正)
第二百六十二条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。目次中「第十八条」を「第十八条の二」と改め。

第六条第二項中「事項」の下に「(行政手続法(平成五年法律第一号)第二条第四号に規定する不利益処分(以下「不利益処分」という。)を除く。」を加え、「はからないで」を「詰らないで」に改める。

航路事業、自動車輸送貨物定期航路事業又は旅客不定期航路事業の停止の命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第一号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかる場合は、行政手続法(平成五年法律第一号)第百六十五条 国際観光ホテル整備法(昭和二十四年法律第二百七十九号)の一部を次のように改める。

2 前項に規定する处分又は地方運輸局長の権限に属する一般旅客定期航路事業の免許の取消若しくは特定旅客定期航路事業、自動車航送貨物定期航路事業若しくは旅客不定期航路事業の許可の取消しの処分に係る聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

3 第一項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(国際観光ホテル整備法の一部改正)
第二百六十五条 国際観光ホテル整備法(昭和二十四年法律第二百七十九号)の一部を次のように改める。

2 前項に規定する処分又は地方運輸局長の権限に属する一般旅客定期航路事業の免許の取消若しくは特定旅客定期航路事業、自動車航送貨物定期航路事業若しくは旅客不定期航路事業の許可の取消しの処分に係る聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に

関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

3 第一項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(港湾法の一部改正)

第二百六十六条 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第四十条の二第二項及び第三項を次のように改める。

3 前項の聴聞の主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めて意見を聴取することができる。

(通訳案内業法の一部改正)

第二百六十四条 通訳案内業法(昭和二十四年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第十四条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 都道府県知事は、前項の規定による営業の停止の命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第一号)第十三条规定第一項の規定により当該命令に係る利害関係人が当該聴聞に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

3 前項の規定により当該命令に係る利害関係人が当該聴聞に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

2 第五十五条の二に次の二項を加える。

第四十五条の四 地方運輸局長は、その権限に属する一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業の規定による意見陳述のための手続の区分にかかる場合は、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

(海事代理士法の一部改正)

第二百六十七条 海事代理士法(昭和二十六年法律第二百二十二条)の一部を次のように改正する。

第二十二条第四項中「報酬の額の届出をした海事代理士に、日時及び場所を通知して公開による聴聞をし、その者に、その報酬の額が第二項の規定に適合することを述べる十分な機会を与えた後、その申立て理由がないと認めるときは」及び「理由を示して」を削り、同条第五項中「前二項を「第三項から前項まで」と改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 地方運輸局長は、前項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第一号)第十三条第一項の規定によ

る意見陳述のための手続の区分にかわらず、聴聞を行わなければならない。

6 前項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第二十五条第二項から第四項までを次のように改める。

2 地方運輸局長は、前項第一号又は第二号に掲げる処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 地方運輸局長は、前項各号に掲げる処分をようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 地方運輸局長は、第一項各号に掲げる処分による聴聞を行うに当たつては、その期日の

七日前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をしなければならない。

4 前項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(船舶職員法の一部改正)

第二百六十八条 船舶職員法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第二十一条を次のように改める。

(聴聞の特例)

第十一条 運輸大臣は、前条第一項の規定による業務の停止の命令又は戒告をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第一号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 運輸大臣は、前条第一項又は第二項の規定による処分に係る聴聞を行うに当たつては、その期日の十五日前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 前項の通知を行政手続法第十五条第三項に規定する方法によつて行う場合においては、同条第一項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、十五日を下回つてはならない。

4 第二項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該命令に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

第二十二条の四に次の二項を加える。

3 前項の通知を行政手続法第十五条第三項に

規定する方法によつて行う場合においては、同条第一項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、十五日を下回つてはならない。

(道路運送法の一部改正)

第二百七十条 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

3 第二項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十

七条第一項の規定により当該処分に係る利害

関係人が当該聴聞に關する手続に參加するこ

とを求めたときは、これを許可しなければな

らない。

(港湾運送事業法の一部改正)

第二百六十九条 港湾運送事業法(昭和二十六年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第三項を削る。

第二十一条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十二条の四の見出し中「聴聞」の下に「の特例」を加え、同条第二項及び第三項を次のよう

うに改める。

2 運輸大臣は、前項の規定により料金の変更を命じようとするときは、行政手続法(平成五年法律第一号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手續の区分にかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 前項に規定する处分については、行政手続法(平成五年法律第一号)第二十七条第二

五条の規定による意見陳述のための手續の区分にかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 前項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

4 第二項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十

七条第一項の規定により当該命令に係る利害

関係人が当該聴聞に関する手續に參加すること

とを求めたときは、これを許可しなければな

らない。

第二項の聴聞の期日における審理は、公開

により行わなければならない。

5 第二項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十

七条第一項の規定により当該命令に係る利害

関係人が当該聴聞に関する手續に參加すること

と求めたときは、これを許可しなければな

らない。

第四十三条第三項中「並びに前条第七項及び第八項」を及び前条第七項に

とし、第十項から第十二項までを一項ずつ繰り

上げる。

第四十四条第三項中「並びに前条第七項及び第八項」を削り、第九項を第八項

とし、第十項から第十二項までを一項ずつ繰り

上げる。

第八十一条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第八十二条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第八十三条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第八十四条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第八十五条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第八十六条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第八十七条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第八十八条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第八十九条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第九十条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第九十一条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第九十二条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第九十三条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第九十四条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第九十五条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第九十六条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第九十七条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第九十八条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第九十九条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第一百条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第一百一条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第一百二条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第一百三条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

(聴聞の特例)

第八十九条の二 地方運輸局長は、その権限に属する旅客自動車運送事業の停止の命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならぬ。

い。

2 地方運輸局長の権限に属する旅客自動車運送事業の停止の命令又は免許若しくは許可の取消しの処分に係る聴聞の主宰者は、行政手

統法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に係る手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

3 前項の聴聞の主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めて意見を聴取することができる。

第一百条第一号及び第三号中「第八十一条第三項」を「第八十二条第二項」に改める。

2 当該行政庁は、第二十六条第二項若しくは第九十三条の規定による事業の停止又は第九十四条の八第一項の規定による保安基準適合証及び保安基準適合標章の交付の停止の命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第一百八条第一号中「第九項、第十一項若しくは第十二項」を「第八項、第十項若しくは第十一項」に改める。

(道路運送車両法の一部改正)

第六条の二第七項(許可の取消しの場合に限る。)、第五十三条、第七十五条第五項若しくは第六項、第八十八条、第九十三条、第九十四項、第九十五条の四第四項又は第十四条の八第一項の規定による処分に係る聴

聞を行うに当たつては、その期日の一週間前までに、行政手続法第十五条第一項の規定によることを求めて意見を聴取することができる。

第三十六条の二の次に次の二条を加える。

第一条(登録の適用除外)

(行政手続法の適用除外)

第三十六条の三 登録については、行政手続法(平成五年法律第二号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

2 自動車登録番号標及びその封印に関する処分(第十一条第四項ただし書の許可を除く。)に登録の検査並びに登録事項等証明書の交付については、行政手続法第二章の規定は、適用しない。

3 第百三十二条を次のように改める。

(聴聞の特例)

第一百三条 当該行政庁は、第二十六条第二項若しくは第九十三条の規定による事業の停止又は第九十四条の八第一項の規定による保安基準適合証及び保安基準適合標章の交付の停止の命令をしようとするときは、行政手続法第

十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 当該行政庁は、第二十六条第二項、第三十

二章及び第三章の規定は、適用しない。

3 第二十二条(自動車抵当法の一部改正)

3 前項の通知を行政手続法第十五条第三項に規定する方法によって行う場合においては、同条第一項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、二週間を下回つてはならない。

4 第二項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(自動車抵当法の一部改正)

第一百七十二条(自動車抵当法(昭和二十六年法律第二百八十七号))の一部を次のように改正する。

第二十条の次に次の二条を加える。

(行政手続法の適用除外)

第二十一条 自動車の抵当権の登録については、行政手続法(平成五年法律第二号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(モーターボート競走法の一部改正)

第二百七十三条 モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第二十三条规定中「前二項」を「第一項」として、施行者に、「但し」を「ただし」と、「これらの処分」を「当該処分」に改める。

(内航海運業法の一部改正)

3 前項の聴聞の主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めて意見を聴取することができる。

(公示しなければならない。)

第十八条第三項中「理由を示して」を削る。

第二十九条の二の見出しを「(意見の聴取)」に改め、同条第一項中「次に掲げる事項」を「内航海運業の許可」に、「聴聞する」を「意見を聴取する」に改め、各号を削り、同条第二項中「前項各号に掲げる事項」を「内航海運業の許可」に、「聴聞しなければ」を「意見を聴取しなければ」に改め、同条第三項中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、「意見を述べ、及び」を削り、同条第四項中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条の次に次の一項を加える。

3 前項の通知を行政手続法第十五条第三項に規定する方法によって行う場合においては、同条第一項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、二週間を下回つてはならない。

4 第二項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(自動車抵当法の一部改正)

第一百七十二条(自動車抵当法(昭和二十六年法律第二百八十七号))の一部を次のように改正する。

第二十条の次に次の二条を加える。

(聴聞の特例)

第二十九条の二 地方運輸局長は、その権限に属する内航海運業の事業の停止の命令をしようとするとするときは、行政手続法(平成五年法律第二章及び第三章の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 地方運輸局長の権限に属する内航海運業の事業の停止の命令又は許可の取消しの処分に係る聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定による意見陳述のための手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(モーターボート競走法の一部改正)

第二百七十三条 モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第二十三条规定中「前二項」を「第一項」として、施行者に、「但し」を「ただし」と、「これらの処分」を「当該処分」に改める。

(内航海運業法の一部改正)

3 前項の聴聞の主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めて意見を聴取することができる。

(聴聞の特例)

第二十条 運輸大臣は、第十七条第一項の規定による事業の停止の命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第 号)第

十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第十三条又は第十七条第一項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

3 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正)
第二百八十三条 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。
第七条第三項及び第八条第三項を削る。

2 前項に規定する処分については、行政手続法(平成五年法律第二百三十七号)第二十七条第一項の規定は、適用しない。

(タクシー業務適正化臨時措置法の一部改正)
第一百八十四条 タクシー業務適正化臨時措置法

(昭和四十五年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第九条第四項を削り、同条第五項中「第一項から第三項まで」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第五十二条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第五十四条の次に次の二条を加える。

(聴聞の特例等)

第五十四条の二 第五十一条第一項の規定により、運輸大臣が輸送施設の使用の停止の命令をしようとするとき、又は地方運輸局長がその権限に属する輸送施設の使用の停止若しくは事業の停止の命令をしようとするときは、

行政手続法(平成五年法律第二百三十二号)第十三項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 道路運送法第八十九条の二第二項及び第三十五条第一項の規定による意見陳述のための手続を行なう場合について準用する。

3 地方運輸局長は、運輸大臣の権限に属する

4 道路運送法第八十九条第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。

第五十八条第一号及び第五号中「第五十二条第三項」を「第五十二条第二項」に改める。

第二百八十六条 海上交通安全法(昭和四十七年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第五十二条第三項中「同条第九項」を「同条第八項」に、「行なつて」を「行つて」に、「行なう」を「行う」に改める。

第三十条第六項を削り、同条第七項中「第五項」を「前項」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第八項を

第七項とし、第九項を第八項とする。

第三十二条第六項を削り、第五項を第四項

2 運輸大臣は、前項の規定により事業の停止を命じようとするときは、行政手続法(平成五年法律第二百三十二号)第十三項第一項の規定

に改める。

第三十三条第二項から第四項までを次のように改める。

2 運輸大臣は、前項の規定により事業の停止

を命じようとするときは、行政手続法(平成五年法律第二百三十二号)第十三項第一項の規定

による意見陳述のための手続の区分にかかわ

らず、聴聞を行わなければならない。

3 第一項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

4 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

第五十二条第二項中「附」を「付」に、「付した」を「付した」に改め、同条第三号中「第三十一条第七項」を「第三十条第六項」に改める。

第三十七条の次に次の二条を加える。

(行政手続法の適用除外)

第四十二条の十一の見出しを「他の法律の適用除外」に改め、同条に次の二条を加える。

2 行政手続法第三章の規定は、第三十九条の二、第四十二条の五、第四十二条の六又は第三十条第六項に改める。

四十二条の八の規定による命令又は処分については、適用しない。

第三十九条 第二号 海上交通安全法(昭和四十七年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第五十二条第三項中「第三十条第七項」を「第三十条第六項」に改める。

第二百八十六条 海上交通安全法(昭和四十七年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第五十二条第三項中「同条第九項」を「同条第八項」に改める。

第三十条第六項を削り、同条第七項中「第五項」を「前項」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第八項を

第七項とし、第九項を第八項とする。

第三十二条第六項を削り、第五項を第四項

2 運輸大臣は、前項の規定により事業の停止を命じようとするときは、行政手続法(平成五年法律第二百三十二号)第十三項第一項の規定

による意見陳述のための手続の区分にかかわ

らず、聴聞を行わなければならない。

3 第一項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

4 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

第五十二条第二項中「附」を「付」に、「付した」を「付した」に改め、同条第三号中「第三十一条第七項」を「第三十条第六項」に改める。

第三十七条の次に次の二条を加える。

(行政手続法の適用除外)

第四十二条の十一の見出しを「他の法律の適用除外」に改め、同条に次の二条を加える。

2 行政手続法第三章の規定は、第三十九条の二、第四十二条の五、第四十二条の六又は第三十条第六項に改める。

官報(号外)

(航空事故調査委員会設置法の一部改正)

第一百八十七条 航空事故調査委員会設置法(昭和四十八年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「聴聞会」を「意見聴取会」に、「あく」を「聞く」に改め、同条第三項中「聴聞会」を「意見聴取会」に改める。

（航空事故調査委員会設置法の一部改正）

和四十八年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「聴聞会」を「意見聴取会」に、「あく」を「聞く」に改め、同条第三項中「聴

聞会」を「意見聴取会」に改める。

（航空事故調査委員会設置法の一部改正）

(新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法の一部改正)

第二百九十条 新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法(昭和五十三年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第八条の二 第三条第一項の規定による命令については、行政手続法(平成五年法律第

号)第三章の規定は、適用しない。

（行政手続法の適用除外）

第八条の二 第三条第一項の規定による命令については、行政手続法(平成五年法律第

号)第三章の規定は、適用しない。

（行政手續法の一部改正）

第八条の二 第三条第一項の規定による命令については、行政手續法(平成五年法律第

号)第三章の規定は、適用しない。

（鉄道事業法の一部改正）

第八条の二 第三条第一項の規定による命令については、行政手續法(平成五年法律第

号)第三章の規定は、適用しない。

定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

（行政手続法の適用除外）

第二百九十二条 國際貨物運送に係る利用運送事業の分野における公正な事業活動の確保を図るためにその処分をする必要があると認められる事由として運輸省令で定めるものに該当する場合における第三十六条第五項(第三十七号)第二項において準用する場合を含む。）、第三十九条又は前条の規定による処分については、行政手續法(平成五年法律第

第四章中第五十条の次に次の二条を加える。

（行政手續法の適用除外）

第二百九十三条 國際貨物運送に係る運送取扱事業の分野における公正な事業活動の確保を図るためにその処分をする必要があると認められる事由として運輸省令で定めるものに該当する場合における第三十六条第五項(第三十七号)第二項において準用する場合を含む。）、第三十九条又は前条の規定による処分については、行政手續法(平成五年法律第

第三章の規定は、適用しない。

（行政手續法の一部改正）

第三章の規定は、適用しない。

。

第五条第一号中「期日及び場所の指定の日」を

「通知が到達した日(行政手続法(平成五年法律第号)第十五条第一項の通知が到達した日(同条第三項により通知が到達したものとみなされた日を含む。)をいう。)」に改める。

第六十八条を次のように改める。

第六十八条 削除

(鉄道整備基金法の一部改正)

第二百九十四条 鉄道整備基金法(平成三年法律第

四条までの項中「から第十四条まで」を「、第十一号」の一部を次のように改定する。

第三十四条第二項中「並びに第十七条から第

二十二条まで」を「、第十七条から第二十二条ま

で並びに第二十四条の二」、「並びに第二十二

条を「、第二十二条の二」、「第二十二条並びに第

二十四条の二」に改める。

(国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律

の一部改正)

第二百九十五条 国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律(平成四年法律第六十四号)の一部

を次のように改定する。

附則第五条第二項中「、第四十六条並びに第四十九条」を「並びに第四十六条」に改める。
(地域伝統芸能等を活用した行事の実施による觀光及び特定地域商工業の振興に関する法律の一部改正)

第二百九十六条 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による觀光及び特定地域商工業の振興に関する法律(平成四年法律第八十八号)の一部を

次のように改定する。

第五条第五項の表第九条、第十二条から第

四条までの項中「から第十四条まで」を「、第十一号」の一部を次のように改定する。

第三条 第十四条第一項に改め、同表第九条、

第十四条の項中「第十四条」を「第十四条第一項

及び第二項」に改める。

第二十九条を次のように改める。

第二十九条 削除

(郵便法の一部改正)

第二百九十七条 郵便法(昭和二十一年法律第百

六十五号)の一部を次のように改定する。

第七十五条の十五を次のように改める。

(聴聞の方法の特例)

第七十五条の十五 第七十五条の六第二項の規

定による処分又は前条第二項の規定による指

定の取消しの処分に係る聴聞の主宰者は、行

政手続法(平成五年法律第

号)第十七条

第一項の規定により当該処分に係る利害關係

人が当該聴聞に關する手続に參加することを

求めたときは、これを許可しなければならな

い。

(郵政省設置法の一部改正)

第二百九十八条 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改定す

る。

第四条第五号中「所掌事務に係る聴聞」を「電波監理審議会が行う審理及び所掌事務に係る意見の聴取」に改める。

(電波法の一部改正)

第二百九十九条 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改定する。

(異議申立ての制限の適用除外)

第八十四条を次のように改める。

第二十九条を次のように改める。

第二十九条 削除

(郵便法の一部改正)

第二百九十七条 郵便法(昭和二十一年法律第百

六十五号)の一部を次のように改定する。

第八十六条の前の見出し及び同条中「聴聞」を

「審理」に改める。

第八十七条中「聴聞」を「審理」に、「但し」を「た

だし」に改める。

第八十八条第一項中「聴聞の」を「審理の」に、

「前条但書」を「前条ただし書」に、「聴聞開始通

知書」を「審理開始通知書」に改め、同条第二項

中「聴聞開始通知書」を「審理開始通知書」に、「聴

聞の」を「審理の」に改める。

第八十九条 第九十条第二項及び第三項、第

九十二条第一項及び第三項、第九十二条、第九

十三条第一項、第九十三条の三並びに第九十四

条第二項中「聴聞」を「審理」に改める。

第九十六条中「の外、聴聞」を「のほか、審理」

に改める。

第九十九条の十二の見出し及び同条第一項中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第二項中「の外」を「のほか」に、「聴聞」を「意見の聴取」に改める。

改め、同条第三項中「聴聞の」を「意見の聴取の」に、「行なう」を「行なう」に、「聴聞開始通知書」を「意見聴取開始通知書」に改め、同条第四項中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第五項中「当該」を第一項及び第二項の意見の聴取(行政手続法第二条第四号に規定する不利益処分(次に規定するものに限る。)に係るものを除く。)においては、当該」に、「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第六項中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第七項中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、「第九十三条の三まで」の下に「及び第九十六条」を加え、「第一項及び第二項の聴聞」を「第一項及び八十七条及び」を「第八十七条、」に改め、「第九十六条の意見の聴取に、第八十九条及び行政手続法第十八条の規定は不利益処分に係る第一項及び第二項の意見の聴取に改め、同項に後段の規定による意見の聴取に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第九十条第三項中「異議申立て」とあるのは「第九十九条の十二第三条第二項に係る意見の聴取開始通知書の送付を受けた者(第三十八条の六第三項第四十七条の二及び第七十三条の二第五項において準用する場合を含む。)の規定による指定試験機関又は指定検査機関に対するその役員、證明員、試験員又は検査員(以下この項において「役員等」という。)の解任の命令の処分に係る意見の聴取においては、第九十九条の十二第三項に係る意見の聴取開始通知書の送付を受けた者及び当該役員等。以下第

第四章中第二十七条の三を第二十七条の四とし、第二十七条の二の次に次の二条を加える。

(行政手続法の適用除外)
第二十七条の三 労働委員会がする処分については、行政手続法(平成五年法律第

号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(障害者の雇用の促進等に関する法律の一
部改正)

第三百六条 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)の一部を次の
よろに改正する。

第十四条の二 第三項を削る。
第三十七条及び第三十八条を次のように改め
る。

(行政手続法の適用除外)

(昭和三十五年法律第百二十三号)の一部を次の
よろに改正する。

第三十六条の二 この法律(第三十三条第一項
及び第四項を除く。)の規定による処分につい
ては、行政手続法(平成五年法律第

号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

第三十七条及び第三十八条を次のように改め
る。

(行政手続法の適用除外)

第三十七条 納付金その他この款の規定による
徴収金の賦課又は徴収の処分については、行
政手続法(平成五年法律第
号)第二章及
び第三章の規定は、適用しない。

第三十七条 削除
第六十九条 第五項を削る。

(職業能力開発促進法の一部改正)
第三百七条 職業能力開発促進法(昭和四十四年
法律第六十四号)の一部を次のように改正する。
第一項の認可については、行政手続法(平
成五年法律第
号)第二章の規定は、適
用しない。

第三百八条 第三項を削る。
(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一
部改正)

第三百八条 労働保険の保険料の徴収等に
ついては、行政手続法の適用除外とする。

法律(昭和四十四年法律第八十四号)の一部を次
のように改正する。

目次中「第四章 労働保険事務組合(第三十三
条—第三十六条)」を「第四章 労働保険事務組合(第三十三条—第三十六条)」に改め
る。

第四章の次に次の二章を加える。

第四章の二 行政手続法との関係

(行政手続法の適用除外)

第三十六条の二 この法律(第三十三条第一項
及び第四項を除く。)の規定による処分につい
ては、行政手續法(平成五年法律第
号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

第三十七条及び第三十八条を次のように改め
る。

(行政手続法の適用除外)

第三十七条 納付金その他この款の規定による
徴収金の賦課又は徴収の処分については、行
政手続法(平成五年法律第
号)第二章及
び第三章の規定は、適用しない。

第三十七条 削除
第六十九条 第五項を削る。

(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部
を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等
に関する法律の一部改正)

第三百九条 失業保険法及び労働者災害補償保険
法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料
の徴収等にに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に
ついては、行政手續法(平成五年法律第
号)第二章及
び第三章の規定は、適用しない。

第三百九条 削除
第六十九条 第五項を削る。

(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部
を改正する法律の一部改正)

第三百九条 失業保険法及び労働者災害補償保険
法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料
の徴収等にに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に
ついては、行政手續法(平成五年法律第
号)第二章及
び第三章の規定は、適用しない。

第三百九条 削除
第六十九条 第五項を削る。

(労働安全衛生法の一部改正)
第三百九条 労働安全衛生法(昭和四十七年法
律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第五条に次の二項を削る。

第十五条の二 第二項中「及び第三項」を削り、
「これららの規定」を「同項」に改める。

第一百五条を次のように改める。

第一項の認可については、行政手續法(平
成五年法律第
号)第二章の規定は、適
用しない。

第一百五条 削除
(作業環境測定法の一部改正)

第三百十三条 作業環境測定法(昭和五十年法律
第二十八号)の一部を次のように改正する。

第八条に次の二項を加える。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一
部改正)

第三百八条 労働保険の保険料の徴収等に
ついては、行政手續法の適用除外とする。

いて準用する。

第十九条第三項中「第三十七条、第三十八条」
を「第三十六条の二から第三十八まで」に改め
る。

(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一
部改正)

第三百十条 高年齢者等の雇用の安定等に関する
法律(昭和四十六年法律第六十八号)の一部を次
のように改正する。

第三百十一条 勤労者財産形成促進法(昭和四十
六年法律第九十二号)の一部を次のように改正
する。

第五十六条を次のように改める。

第五十六条 削除
(勤労者財産形成促進法の一部改正)

第三百十一条 勤労者財産形成促進法(昭和四十
六年法律第九十二号)の一部を次のように改正
する。

第五十六条を次のように改める。

第五十三条 削除
(港湾労働法の一部改正)

第三百十五条 港湾労働法(昭和六十三年法律第
四十号)の一部を次のように改正する。

第六条の三十第四項を削る。

第七条の三削除
(労働安全衛生法の一部改正)

第三百十二条 労働安全衛生法(昭和四十七年法
律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第五条に次の二項を削る。

第十二条第二項中「及び第三項」を削る。

第十五条の二 第二項中「及び第三項」を削り、
「これららの規定」を「同項」に改める。

第一百五条を次のように改める。

第一項の認可については、行政手續法(平
成五年法律第
号)第二章の規定は、適
用しない。

第一百五条 削除
(作業環境測定法の一部改正)

第三百十三条 作業環境測定法(昭和五十年法律
第二十八号)の一部を次のように改正する。

第八条に次の二項を加える。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一
部改正)

第三百八条 労働保険の保険料の徴収等に
ついては、行政手續法の適用除外とする。

第四十六条 削除

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣
労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部
改正)

第三百十四条 労働者派遣事業の適正な運営の確
保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する
法律(昭和六十年法律第八十八号)の一部を次
のように改正する。

第三百十五条 港湾労働法(昭和六十三年法律第
四十号)の一部を次のように改正する。

第五十三条を次のように改める。

第五十三条 削除
(港湾労働法の一部改正)

第三百十五条 港湾労働法(昭和六十三年法律第
四十号)の一部を次のように改正する。

第五十三条を次のように改める。

第五十三条 削除
(中小企業における労働力の確保のための雇用
管理の改善の促進に関する法律の一部改正)

第三百十六条 中小企業における労働力の確保の
ための雇用管理の改善の促進に関する法律(平

成二年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中「から第三項まで」を削る。
(介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部改正)

第三百一十七条 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成四年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第三十一条を次のように改める。

第三十二条 削除
(労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第三百一十八条 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法(平成四年法律第九十号)の一部を次のように改定する。

第三十一条を次のように改める。

第三十二条 削除
(労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第三百一十九条 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成五年法律第七十六号)の一部を次のように改定する。

第三十条 削除
(建設業法の一部改正)

第三百二十条 建設業法(昭和二十四年法律第八号)の一部を次のように改定する。

第二十七条の十四第一項中「当該指定試験機関について聴聞を行つた後、その」を「当該指定試験機関の」に改め、同条第二項中「当該指定試験機関について聴聞を行つた後」を「当該指定試験機関に対して」に改め、同条第四項を削る。
第二十九条の二に次の二項を加える。
2 前項の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第 号)第三章の規定は、適用しない。
第三十二条を次のように改める。
(参考人の意見聴取)
第三十二条 第二十九条の規定による許可の取消しに係る聴聞の主宰者は、必要があると認めるときは、参考人の意見を聴かなければならぬ。
2 前項の規定は、建設大臣又は都道府県知事が第二十八条第一項から第三項まで又は第二十九条の四第一項若しくは第二項の規定による処分に係る弁明の機会の付与を行う場合について準用する。

第三十三条 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成五年法律第七十六号)の一部を次のように改定する。

第三十四条 削除
(測量法の一部改正)

第三百二十二条 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)の一部を次のように改定する。

第三十五条の二を次のように改める。
(参考人の意見聴取)
第五十七条の二 前条第一項又は第二項の規定による登録の取消しに係る聴聞の主宰者は、必要があると認めるときは、参考人の意見を

聴かなければならない。

2 前項の規定は、建設大臣が前条第一項の規定による営業の停止命令に係る弁明の機会の付与を行う場合に準用する。

(建築基準法の一部改正)

第三百二十二条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一一号)の一部を次のように改定する。

第九条第二項中「事由」の下に「並びに意見書を提出先及び提出期限」を加え、「交付しなければ」を「交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与える」に改め、同条

第三項中「対して」の下に「意見書の提出に代えて」を加え、「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第四項から第六項までの規定中「聴聞」を「意見の聴取」に改め、同条第八項中「聴聞」を「意見の聴取」、「但し」を「ただし」に改め、同条第九項中「聴聞」を「意見の聴取」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同条に次の二項を加える。

15 第一項、第七項又は第十項の規定による命令については、行政手続法(平成五年法律第八号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

第十条第二項中「第十四項」を「第十五項」に改める。

第十四条第一項及び第二項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項の規定による処分に係る聴聞の主宰者は、必要があると認めるときは、参考人の意見を聴かなければならない。

第二十六条第三項中「第十条第二項から第四項」を「第十条第三項から第五項」に、「前項」を「第二項」に改め、後段を削り、同項を同条第四項として、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 都道府県知事は、前項の規定により建築士事務所の閉鎖を命じようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

十三項及び第十四項並びに第七十二条(見出

を含む。)中「聴聞」を「意見の聴取」に改める。

第九十条の二第二項中「第十四項」を「第十五項」に改める。

(建築土法の一部改正)

第三百二十三条 建築土法(昭和二十五年法律第二百一一号)の一部を次のように改定する。

第十条第二項を次のように改める。

2 建設大臣又は都道府県知事は、前項の規定により業務の停止を命じようとするときは、行政手続法(平成五年法律第 号)第十三

条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第十条中第四項を第五項とし、第三項を第四

項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項の規定による処分に係る聴聞の主宰者は、必要があると認めるときは、参考人の意見を聴かなければならない。

第二十六条第三項中「第十条第二項から第四

項」を「第十条第三項から第五項」に、「前項」を「第二項」に改め、後段を削り、同項を同条第四

項として、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 都道府県知事は、前項の規定により建築士事務所の閉鎖を命じようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

(土地収用法の一部改正)

第三百二十四条 土地収用法(昭和二十六年法律第三百十九号)の一部を次のように改正する。

同条第一項中「第九章 手数料及び費用負担(第百一十五条第一項)」を「第九章の二 手数料及び費用負担(第百一十五条第一項)」に改め、同条第二項中「行政手続法の適用除外(第百一十八条の二)」に改める。

第三十条第三項中「あらかじめ起業者の事情を聴取した上で」を削り、「前項に規定する」を「前項の規定による」に改める。

第九章の次に次の二章を加える。

第九章の二 行政手続法の適用除外

第三十条第三項中「あらかじめ起業者の事情を聴取した上で」を削り、「前項に規定する」を「前項の規定による」に改める。

第九章の次に次の二章を加える。

第九章の二 行政手続法の適用除外

第三十条第三項中「あらかじめ起業者の事情を聴取した上で」を削り、「前項に規定する」を「前項の規定による」に改める。

第九章の次に次の二章を加える。

第九章の二 行政手続法の適用除外

第三十条第三項中「あらかじめ起業者の事情を聴取した上で」を削り、「前項に規定する」を「前項の規定による」に改める。

第九章の次に次の二章を加える。

第九章の二 行政手続法の適用除外

第三十条第三項中「あらかじめ起業者の事情を聴取した上で」を削り、「前項に規定する」を「前項の規定による」に改める。

行つた後」を「当該指定試験機関に対し」と改め、同条第四項を削り、同条第三項中「前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じた」を「第一項又は第二項の規定による処分をした」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

いて準用する。

第六十二条第一項中「当該指定保証機関について公開による聴聞を行なつた後」を削り、同条第二項中「当該指定保証機関について公開による聴聞を行なつた後」を「当該指定保証機関に對し」と改め、同条第三項を次のように改める。

同条第三項を次のように改める。

定は、第一項の規定による処分に係る聴聞について準用する。

第六十二条第一項中「当該指定保証機関について公開による聴聞を行なつた後」を削り、同条第二項中「当該宅地建物取引業保証協会に對し」と改め、同条第三項を次のように改める。

第六十四条の二十一第一項中「当該宅地建物取引業保証協会について公開による聴聞を行なつた後」を「当該宅地建物取引業保証協会に對し」と改め、同条第三項を次のように改める。

第六十六条の十五第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による処分に係る聴聞について準用する。

第六十七条に次の二項を加える。

第六十八条の二第二項中「(次条において「取引主任者資格者」という。)」を削る。

第六十九条 建設大臣又は都道府県知事は、第六十九条を次のように改める。

第六十九条を次のように改める。

10

第九条第四項中「第一百二十四条第四項」を「第一百二十四条第三項」に改める。

第七十六条第四項中「附した」を「付した」に改め、後段を削り、同条第五項中「前項前段」を「前項」に改める。

第七十八条第二項中「第三項」を「第一項」に、「因り」を「より」に改める。

第九十八条に次の二項を加える。

6 第一項の規定による仮換地の指定又は仮換地について仮に権利の目的となるべき宅地若しくはその部分の指定については、行政手続法(平成五年法律第号)第三章の規定は、適用しない。

第一百条に次の二項を加える。

3 第一項の規定による宅地又はその部分についての使用又は収益の停止については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

第六条換地処分については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

第一百三条に次の二項を加える。

6 換地処分については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

第一百二十四条第三項を削り、同条第四項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第五

項とし、第七項を第六項とする。

第一百五十三条に第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

(道路整備特別措置法の一部改正)

第三百三十条 道路整備特別措置法(昭和三十一

年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第六条の二第一項第十八号及び第七条第一項

第十三号中「第七十一条第三項(同法第九十一条

項後段、第五項及び第六項)を「第七十一条第三項後段、第四項及び第五項」に、「第七十一条第三項」を「第七十一条第四項」に改める。

法第七十一条第四項前段)を「及び同法第七十一

条第三項前段」に改める。

第三十条第一項の表上欄中「第七十一条第四

項後段、第五項及び第六項」を「第七十一条第三

項後段、第四項及び第五項」に、「第七十一条第三

項」を「第七十一条第四項」に改める。

(都市公園法の一部改正)

第三百三十二条 都市公園法(昭和三十一年法律

第七十九号)の一部を次のように改正する。

第十一條第三項を削り、同条第四項中「第一

項又は第二項」を「前二項」に改め、同項を同条

第三項とする。

(特定多目的ダム法の一部改正)

第三百三十二条 特定多目的ダム法(昭和三十二

年法律第三十五号)の一部を次のように改正す

る。

第二十六条第三項中「前二項」を「前三項」に改

め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に

次の一項を加える。

第一百三十五条に第五項を削り、第六項を第五

項とし、第七項を第六項とし、第八項を第七項

とする。

(住宅地区改良法の一部改正)

第三百三十五条 住宅地区改良法(昭和三十五年

法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第九条第五項を削り、同条第六項中「第四項」

を「前項」に、「行ない」を「行い」に、「行なわせ

る」を「行わせる」に改め、同項を同条第五項と

し、同条第七項を同条第六項とする。

(公共用地の取得に関する特別措置法の一部改

正)

第三百三十六条 公共用地の取得に関する特別措

(駐車場法の一部改正)

第三百三十三条 駐車場法(昭和三十一年法律第

百六号)の一部を次のように改正する。

第二十二条中「第十九条第一項」を「第十九条」に改める。

第二项において準用する場合を含む。の規定に

より聽聞を行い、及び同法を削り、「並びに同

法第七十一条第四項前段)を「及び同法第七十一

条第三項前段」に改める。

第三百三十四条 下水道法(昭和三十三年法律第

七十九号)の一部を次のように改正する。

第二十二条の三中第五項を削り、第六項を第五

項とし、第七項を第六項とする。

第三十八条第三項を削り、同条第四項中「第一

項又は第二項」を「前二項」に、「行ない」を「行

い」に、「行なわせる」を「行わせる」に、「行な

う」を「行う」に、「行なわない」を「行わない」に

改め、同項を同条第三項とし、同条中第五項を

第四項とし、第六項を第五項とし、同条第七項

中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六

項とする。

(住宅地区改良法の一部改正)

第三百三十七条 宅地造成等規制法(昭和三十六

年法律第一百九十一号)の一部を次のように改正

する。

第十条第二項後段を削る。

第十三条第四項を削り、同条第五項中「第二

項に規定する工事に該当する」とが明らかな工

事については、緊急の必要があつて前項に定め

る手続によることができない場合に限り、その

手続によらないで、第二項」を「第二項の規定に

より工事の施行の停止を命じようとする場合に

おいて、緊急の必要により弁明の機会の付与を

行うことができないときは、同項を規定する工

事に該当することが明らかな場合に限り、弁明

第一 chapter 中第十四節を第十五節とし、第十三節を第十四節とし、第十二節を第十三節とし、第十一節の次に次の一節を加える。

第十二節 行政手続法との関係

(行政手続法の適用除外)

第十八条の四 行政手続法(平成五年法律第

号) 第三条又は第四条第一項に定めるものほか、地方税に関する法令の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、同法第二章及び第三章の規定は、適用しない。

2 行政手続法第三条、第四条第一項又は第三十五条第三項に定めるものほか、地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(同法第二条第六号に規定する行政指導をいう。)については、同法第三十五条第二項及び第三十

六条の規定は、適用しない。

(地方公務員法の一部改正)
第三百五十六条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第六項中「第八項」を「第九項」と改め、後段を削り、同条中第十項を削り、第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、同条第七項中「前項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 前項の規定による登録の取消しに係る聴聞(号外)

の期日における審理は、当該職員団体から請求があつたときは、公開により行わなければならぬ。

(行政書士法の一部改正)

第二百五十七条 行政書士法(昭和二十六年法律第

四号)の一部を次のように改正する。

第六条の五 第三項中「及び第三項並びに」を

「並びに」に改める。

第七条第三項中「第六条の二第二項後段及び

第十四条第二項中「都道府県知事が前項」を

「都道府県知事は、前項第一号に、「当該行政書士又はその代理人の出頭を求めて、公開による

聴聞」を「行政手続法(平成五年法律第

号)第三項」を「第六条の二第二項後段」に改める。

第十四条第二項中「都道府県知事が前項」を

「都道府県知事は、前項第一号に、「当該行政書

士又はその代理人の出頭を求めて、公開による

聴聞」を「行政手続法(平成五年法律第

号)第三項」を「第六条の二第二項後段」に改める。

第十三条第一項の規定による意見陳述のための

手続の区分にかかわらず、聴聞」に改め、同条第

三項中「前項の場合において、」を削り、「処分を

しようとする事由並びに聴聞の期日及び場所を」「第一項の規定による処分に係る聴聞を行った当たつては」に、「当該行政書士に通知し、且つ」を「行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 前項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第十四条第五項を削る。

(自治省設置法の一部改正)

第三百五十八条 自治省設置法(昭和二十七年法

律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第十条中「左に」を「次に」に改め、同条第四号中「聴聞に基く」を「意見の聴取に基づく」に改め、同条第十六号中「の外」を「のほか」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第三百五十九条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第六条の二を第三十一条の三とする。

第三十一条の次に次の一条を加える。

(行政手続法の適用除外)

第三十二条 第二章及び第三章の規定により市町村長がする処分については、行政手続法(平成五年法律第

号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(政党助成法の一部改正)

第三百六十条 政党助成法(平成五年法律第

号)の一部を次のように改正する。

第三十七条中「理由を示して」を削る。

(附 則)

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第

号)の施行の日から施行する。

(諸問題等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会

その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三

条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続

その他の意見陳述のための手続に相当する手続

を執るべきこととの諸問題その他の求めがされた場合においては、当該諸問題その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(激甚災害に對処するための特別の財政援助等)

に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二十三条の規定の施行前に、同条の規定による改正前の激甚災害に對処するための特別の財政援助等に関する法律第十七条第三項に

おいて準用する私立学校振興助成法第十三条第

一項の規定による通知がされた場合においては、当該通知に係る収容定員を超える入学又は

入園に關して是正を命ずる措置の手続に關しては、第二十三条の規定による改正後の激甚災害

に對処するための特別の財政援助等に関する法律の規定による改正後の激甚災害

に對処するための特別の財政援助等に関する法律の規定による通知がされた場合においては、当該通知に係る学校法人の収益事業の停止及び解散命令の手続に關しては、第七十七条の規定による改正後の同法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(私立学校振興助成法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第八十三条の規定の施行前に、同条の規定による改正前の私立学校振興助成法第十三条第一項の規定による通知がされた場合においては、当該通知に係る収容定員を超える入学又は

入園に関して是正を命ずる措置の手続においては、第八十三条の規定による改正後の同法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(医師法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第九十六条の規定の施行前に、同条の規定による改正前の医師法第七条第五項後段の規定による通知がされた場合は、当該通知に係る免許の取消し及び医業の停止の手続に關しては、第九十六条の規定による改正後の同法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(歯科医師法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第九十七条の規定の施行前に、同条の規定による改正前の歯科医師法第七条第五項後段の規定による通知がされた場合は、当該通知に係る免許の取消し及び歯科医業の停止の手続に關しては、第九十七条の規定による改正後の同法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(森林病害虫等防除法の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 第百五十八条の規定の施行前に、同条の規定による改正前の森林病害虫等防除法第三条第一項(同法第五条第二項において準用する場合を含む。)及び第二項において準用する場合を含む。)、第四十五条第二項、第八十八条第一項、第二項及び

第五项(同法第十一条第二項(同法第八十八条第一項及び第四項において準用する場合を含む。)、第四

十五条第二項、第八十八条第一項、第二項及び

第五十七条の規定による改正後の同法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(松くい虫被害対策特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 第九十八条の規定の施行前に、同条の規定による改正前の保健婦助産婦看護婦法第十五

条第三項後段の規定による通知がされた場合においては、当該通知に係る免許の取消し及び業務の停止の手続においては、第九十八条の規定による改正後の同法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(漁業法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 第百五十七条の規定の施行前に、同条の規定による改正前の漁業法第三十四条第四項(同法第三十六条第三項及び第三十八条第五項(同法第三十六条第三項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定による通知がされた場合は、当該通知に係る漁業権及び休業中の漁業許可の制限又は条件の付加及び取消しの手続に關しては、第一百五十七条の規定による改正後の同法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(建築基準法の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 第三百一十二条の規定の施行前に、同条の規定による改正前の建築基準法第九条第二

項(同法第十一条第二項(同法第八十七条第一項及び第四項において準用する場合を含む。)、第四

十五条第二項、第八十八条第一項、第二項及び

第四项、第九十条第三項(同法第八十七条の二第一項(同法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)及び第八十八条第一項において準用する場合を含む。)並びに第九十条の二第二項(同法第八十七条の二第一項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。以下同じ。)及び第

八十八条第一項において準用する場合を含む。)並びに第九十条の二第二項(同法第八十七条の二第一項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定による通知書の交付がされた場合は、当該通知書の交付に係る違反建築物その他の違反工作物に対する措置、保安上危険であり、又は衛生上有害である建築物その他の工作物に対する措置、私道の変更又は廃止の制限、工事現場の危険の防止及び工事中の特殊建築物等又は建築設備に対する措置の手続に關しては、第三百一十二条の規

の規定による改正前の松くい虫被害対策特別措置法第四条の三第二項、第四条の四第二項、第九条の三第二項及び第九条の四第二項において

準用する森林病害虫等防除法第三条第三項の規定による公表がされた場合は、当該公表に係る特別伐倒駆除命令及び補完伐倒駆除命令の手続に係る松くい虫被害対策特別措置法の規定による改正後の松くい虫被害対策特別措置法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処分に係るものを除く。)又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)

(租税特別措置法の一部改正)

第十六条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条の四第五項第二号中「第七条の三第一項」を「第七条の三」と、「第十四条の六第一項」を「第十四条の六」に改める。

第二十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

(租税特別措置法の一部改正)

第二十六条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条の四第五項第二号中「第七条の三第一項」を「第十四条の六」に改める。

第二十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

(私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律の一部改正)

第十七条 私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律(昭和三十二年法律第十八号)の一

部を次のように改正する。

第四条中「及び第十二条」を「から第十三条まで」に改める。

(高速自動車国道法の一部改正)

第十八条 高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「第七十一条第五項」を「第七十一条第四項」に、「行なわせる」を「行わせる」に改め、同条第二項中「第七十一条第七項及び第八項」を「第七十一条第六項及び第七項」に改め、同条第二項中「第七十一条第七項及び第八項」を「第七十一条第六項及び第七項」に改め。

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成五年十月二十八日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 原 文兵衛殿

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を

改正する法律案

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成五年十一月四日

内閣委員長 岡部 三郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、人事院の国會及び内閣に対する

平成五年八月三日付けの給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額、

初任給調整手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当及び期末手当の額の改定を行うとともに、超過勤務手当及び休日給の支給割合を一定め、同条に次の一項を加える。

一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）の一部を次のように改める。

第五项

第五项第一号中「二十八万五千円」を

「二十九万四千円」に改め、同項第一号中「四万九千五百円」を「五万円」に改める。

第十二条第三項中「千円」と「一千円」とに改め、同条に次の一項を加える。

一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）の一部を次のように改める。

第五项

第五项第一号ロ中「一万五千円」を

「一万六千円」に改める。

第十二条の二第二項第一号ロ中「一万五千円」を

「一万六千円」に改める。

第十六条中「こえて」を「超えて」に、「当りの給る。

の範囲内で人事院規則で定める割合とする」と

等を行おうとするものであつて、妥当な措置と

認める。

一、費用

本法律施行に要する経費は、平成五年度において、約五百八十億円である。

4 扶養親族たる子のうちに満十五歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、千円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

一 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の

規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。）における勤務

二、前号に掲げる勤務以外の勤務

第十七条中「の百分の百二十五」を「に百分の百

二十五から百分の百五十までの範囲内で人事院規

則で定める割合を乗じて得た額」に改める。

第十八条の二中「に規定する勤務一時間当たり

の給与額の百分の百五十、百分の百二十五又は百

分の二十五」を「の規定により勤務一時間につき支

給する超過勤務手当、休日給又は夜勤手当」に改める。

第十九条の四第二項中「百分の五十五」を「百分

の五十」と、「百分の二百十」を「百分の二百」に改める。

第二十二条第一項中「三万六千八百円」を「三万

七千五百円」に改める。

別表第一から別表第九までを次のように改め

別表第一 行政職俸給表(第六条関係)

イ 行政職俸給表(一)

職務の度	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号 俸	俸給月額										
1	—	164,900	178,200	208,500	226,500	246,100	264,800	285,300	319,000	357,300	406,300
2	130,700	134,900	171,500	185,100	217,400	235,000	254,800	273,700	294,900	320,800	369,700
3	139,300	144,200	178,400	197,800	225,500	243,700	263,500	282,900	304,700	342,600	382,300
4	149,800	155,600	193,400	204,700	242,600	252,100	272,200	292,100	314,900	354,400	394,900
5	149,800	155,600	188,700	212,300	250,900	268,500	286,800	311,200	335,200	378,300	420,500
6	155,600	161,300	198,000	219,700	259,000	276,800	295,800	321,000	345,300	390,600	433,200
7	155,600	165,600	202,300	233,200	274,900	285,600	306,100	330,800	355,400	402,900	445,900
8	169,000	206,600	239,300	282,800	301,500	327,100	350,500	375,600	415,200	458,600	526,700
9	171,900	211,000	245,300	280,600	308,700	337,000	360,200	385,700	418,300	482,400	556,200
10	174,500	215,300	251,000	288,300	317,700	346,800	369,600	395,700	449,500	492,800	564,100
11	177,100	219,600	256,700	305,800	325,700	356,500	378,700	405,700	459,100	501,600	571,700
12	179,300	222,900	262,000	313,300	333,400	365,900	386,800	415,300	467,000	508,800	577,900
13	181,400	228,000	267,100	320,100	339,700	374,400	393,900	423,000	474,800	513,400	582,700
14	183,000	229,100	272,100	326,500	345,600	381,300	400,400	430,300	480,200	520,200	584,100
15	232,200	276,600	331,200	350,900	387,900	406,100	435,200	464,800	484,800	511,600	571,700
16	235,100	280,500	335,400	355,300	392,500	411,000	439,800	468,100	488,100	518,600	587,900
17	237,100	284,100	339,500	359,400	397,000	415,600	444,200	474,100	493,800	523,400	592,700
18	289,800	345,400	366,500	405,800	423,900	451,800	480,200	511,600	541,600	571,700	641,100
19	292,500	348,200	369,800	410,000	427,600	451,800	480,200	511,600	541,600	571,700	641,100
20	295,200	351,200	373,200	413,700	420,000	448,100	474,200	503,800	533,600	563,400	631,100
21	297,700	354,300	376,500	417,300	427,600	451,800	480,200	511,600	541,600	571,700	641,100
22	300,200	357,200	379,300	421,000	438,900	466,100	494,800	523,400	553,200	583,100	651,100
23	302,600	360,000	382,100	426,800	444,200	471,600	500,200	523,400	553,200	583,100	651,100
24	305,000	362,400	384,800	429,700	447,600	474,200	503,800	533,600	563,400	593,100	661,100
25	307,400	364,800	387,300	432,000	451,800	474,200	503,800	533,600	563,400	593,100	661,100
26	309,800	312,100	390,800	435,400	451,800	474,200	503,800	533,600	563,400	593,100	661,100
27	312,100	314,300	392,800	438,200	454,600	477,600	507,200	537,400	567,200	607,100	677,100
28	314,300	316,500	395,200	441,000	461,600	484,200	514,800	544,600	574,400	614,200	684,100
29	316,500	318,700	397,300	443,700	464,200	486,100	516,800	546,600	576,400	616,200	686,100
30	319,000	321,100	400,800	447,600	467,600	489,200	519,800	550,600	580,400	620,200	690,100
31	321,100	323,500	404,200	451,000	471,600	492,200	523,800	554,600	584,400	624,200	694,100
32	323,500	325,900	407,300	454,200	474,200	495,600	527,200	560,600	590,400	630,200	697,100

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

(外) 取引

口 行政職俸給表(二)

職務の類 号 僕	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	—	159,300	176,700	193,100	217,500	244,700
2	117,100	165,700	182,100	198,700	224,100	251,700
3	120,800	171,200	187,600	204,700	230,700	258,800
4	124,300	176,600	183,100	211,000	237,400	266,500
5	127,700	181,400	198,600	217,400	244,100	274,200
6	131,600	186,200	204,500	223,800	250,700	282,300
7	136,200	181,000	210,500	229,700	257,100	290,500
8	140,800	195,800	216,400	235,400	263,000	298,900
9	146,500	200,600	222,300	241,100	268,700	307,300
10	152,400	205,600	228,100	246,700	274,300	315,500
11	159,100	210,600	233,500	251,900	280,000	323,600
12	165,500	215,400	238,800	257,000	285,700	331,700
13	170,900	220,200	244,000	262,100	291,400	339,600
14	175,900	224,800	248,900	267,200	297,000	346,700
15	180,300	228,400	253,800	272,200	302,600	353,700
16	184,500	233,600	258,600	277,400	308,000	360,600
17	188,500	237,500	263,600	281,900	313,300	367,300
18	192,400	241,400	268,600	286,300	318,200	373,400
19	195,700	245,100	273,200	290,100	322,800	379,000
20	198,400	247,800	277,500	293,700	327,100	384,100
21	201,200	250,100	280,700	297,100	331,200	388,000
22	204,100	252,500	283,700	300,500	335,100	393,300
23	206,900	254,700	286,400	303,600	338,000	396,700
24	209,600	256,900	289,100	306,700	340,800	400,300
25	212,000	259,000	291,500	309,500	343,300	404,800
26	214,200	261,100	293,900	312,200	345,700	408,100
27	216,400	263,400	296,300	314,700	348,100	411,500
28	218,600	265,600	298,700	317,000	351,500	415,900
29	220,700	267,700	301,000	319,200	354,000	419,300
30	222,700	269,700	303,300	321,400	357,000	422,700
31	224,600	271,700	305,300	323,500	360,000	426,100
32	226,400	273,600	307,300	325,800	362,900	428,500
33	227,500	275,500	309,200	327,100	365,300	431,900

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庶務及びこれらに準ずる業務に從事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 専門行政職俸給表(第六条関係)

職務の類 号 僕	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	俸給月額 円						
1	—	210,700	247,300	286,200	319,000	357,300	406,300
2	150,700	218,700	256,100	295,700	330,800	369,700	421,100
3	157,100	226,800	265,100	305,300	342,600	382,300	436,200
4	165,500	235,700	274,000	315,100	354,400	394,900	451,300
5	172,400	244,300	283,000	325,300	366,300	407,800	466,500
6	179,500	252,600	292,300	335,400	378,300	420,500	481,800
7	186,000	260,900	301,700	345,500	390,600	433,200	497,400
8	192,500	269,000	311,200	355,500	402,900	445,900	513,200
9	198,900	277,000	320,700	365,500	415,200	458,600	528,700
10	205,600	285,300	330,300	375,600	426,900	471,200	544,100
11	213,200	293,500	340,300	385,700	438,300	482,400	556,200
12	220,300	301,800	350,200	395,700	449,500	492,800	564,100
13	227,400	309,800	359,900	405,700	459,100	501,600	571,700
14	233,700	317,700	369,400	415,300	467,000	508,800	577,900
15	239,800	325,700	378,700	428,000	474,800	513,400	582,700
16	245,800	333,000	386,800	430,300	480,200	524,800	594,100
17	251,400	338,500	393,900	435,200	484,800	531,100	601,700
18	256,800	342,800	398,500	438,800	489,100	537,700	608,100
19	262,000	346,800	402,900	444,200	494,100	544,700	615,700
20	267,100	350,500	407,400	448,100	498,100	550,700	623,700
21	272,100	354,000	411,800	451,900	499,100	557,700	631,700
22	276,600	357,000	416,100	456,200	504,100	564,700	639,700
23	280,500	360,000	420,300	460,200	508,100	571,700	647,700
24	284,100	362,900	423,900	463,200	511,100	579,700	655,700
25	287,000	366,000	427,700	466,200	514,100	586,700	663,700

備考 この表は、植物防疫官、菓畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他専門的な知識、技術等を必要とする業務に從事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 税務職俸給表(第六条関係)

俸給の級 号俸	1 級 俸給月額 円	2 級 俸給月額 円	3 級 俸給月額 円	4 級 俸給月額 円	5 級 俸給月額 円	6 級 俸給月額 円	7 級 俸給月額 円	8 級 俸給月額 円	9 級 俸給月額 円	10 級 俸給月額 円	11 級 俸給月額 円
1	—	—	206,100	237,200	255,700	274,900	293,900	314,100	345,300	380,800	420,500
2	146,000	187,400	212,200	245,600	264,400	284,000	303,400	324,000	355,300	393,000	432,600
3	152,100	194,300	218,600	254,300	273,100	293,100	313,100	333,900	365,400	405,300	444,800
4	158,900	201,000	224,900	263,000	281,900	302,500	322,800	343,800	375,600	416,800	457,000
5	165,800	206,400	231,200	271,700	290,500	312,100	332,500	353,800	386,000	428,000	469,500
6	172,800	210,600	238,300	260,400	289,000	321,800	342,200	363,800	396,300	438,500	481,800
7	180,600	214,500	245,300	288,900	307,700	331,500	351,900	373,900	406,800	448,900	497,400
8	187,500	218,700	251,000	287,200	316,400	341,200	361,900	384,300	417,200	459,200	513,200
9	190,200	221,800	256,500	305,500	324,800	350,900	372,000	394,600	427,600	469,600	528,700
10	192,900	224,800	262,000	313,500	333,200	360,800	382,200	405,100	437,900	479,900	544,100
11	194,900	227,800	267,400	321,500	340,600	370,900	392,400	415,500	448,200	480,200	556,200
12	196,800	230,700	272,700	329,400	347,100	381,100	402,600	425,800	458,200	500,500	564,100
13	198,600	233,700	277,200	335,200	353,500	391,300	412,900	436,000	468,200	510,600	571,700
14	200,200	236,600	281,500	340,100	359,800	401,500	421,000	446,200	478,000	518,400	577,900
15	238,700	285,300	344,800	365,600	411,400	429,000	455,400	487,300	522,800	582,700	
16	289,000	349,200	371,300	418,500	436,200	463,500	492,300				
17	291,200	352,900	376,400	425,300	442,100	468,500	496,700				
18		356,300	380,700	431,000	447,800	473,400	500,800				
19		359,400	384,900	435,700	452,400	478,200	505,200				
20		362,400	388,800	440,300	456,900	482,200	510,200				
21		365,100	391,600	444,600	460,800	486,000	512,200				
22		367,800	448,800	464,500							
23		370,200	452,500								
24			453,100								

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 公安職俸給表(第六条関係)

イ 公安職俸給表(一)

号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	152,300	167,200	192,200	223,700	256,200	274,900	293,900	314,100	345,300	380,800	420,500
3	158,800	174,000	200,000	228,800	265,000	284,000	303,400	324,000	355,300	383,000	432,600
4	165,500	182,900	207,700	246,200	273,800	293,100	313,100	333,900	365,400	405,300	444,800
5	172,200	191,700	214,600	255,000	291,500	312,100	332,500	353,800	386,000	416,800	457,000
6	180,300	199,100	221,100	263,800	300,000	321,800	342,200	363,800	386,300	428,500	481,800
7	189,000	208,000	227,600	272,600	308,700	331,500	351,900	373,900	405,800	448,900	497,400
8	196,400	212,800	234,000	281,400	317,000	341,200	361,900	384,300	417,200	459,200	513,200
9	203,300	219,000	241,800	290,100	325,600	350,900	372,000	394,600	427,600	468,600	528,700
10	210,100	225,100	249,400	295,100	334,100	360,800	382,200	405,100	437,900	479,900	544,100
11	216,300	231,400	257,100	306,200	342,600	370,900	392,400	415,500	448,200	490,200	556,200
12	222,400	237,900	264,800	314,400	351,100	381,100	402,600	425,800	458,200	500,500	564,100
13	228,700	245,400	272,600	322,600	359,500	391,500	412,900	436,000	468,200	510,600	571,700
14	235,200	252,800	280,100	330,800	367,900	401,500	421,000	446,200	478,000	518,400	577,900
15	242,700	260,400	287,600	338,600	376,300	411,400	429,000	455,400	487,300	522,800	582,700
16	250,100	267,900	295,500	346,500	384,400	418,500	436,200	463,500	492,300	520,800	588,700
17	257,200	274,800	303,600	354,400	392,400	425,300	442,100	469,500	496,700	534,800	602,700
18	263,800	281,700	311,800	362,300	399,500	431,000	447,800	473,400	500,800	537,900	605,700
19	270,000	288,800	320,000	370,100	406,000	435,700	452,400	478,200	504,900	542,800	612,700
20	276,400	295,700	327,700	377,500	410,500	440,300	456,900	482,200	514,900	552,800	622,700
21	282,900	302,600	335,600	384,900	414,700	444,600	469,800	496,000	523,800	561,900	630,700
22	289,300	309,400	343,400	392,000	418,600	446,800	474,500	501,800	529,900	568,800	638,700
23	295,900	316,100	351,300	398,400	422,400	452,500	480,200	508,900	537,800	576,900	646,700
24	302,200	322,800	359,100	402,700	426,100	456,100	482,200	510,900	539,800	577,900	654,700
25	308,200	329,600	366,500	406,600	429,300	456,000	483,800	511,900	540,800	579,900	662,700
26	314,400	336,500	373,900	410,300	432,500	459,800	486,500	514,200	541,900	579,800	670,700
27	320,300	343,500	381,000	414,000	439,800	467,500	494,200	521,900	549,800	587,900	678,700
28	325,900	349,800	387,400	417,700	442,400	470,100	497,800	525,500	553,200	591,900	686,700
29	330,400	355,400	391,700	423,700	446,100	476,800	503,500	531,200	559,900	597,800	694,700
30	334,700	360,400	395,600	406,600	429,300	456,000	483,800	511,900	540,800	579,900	662,700
31	339,200	365,400	399,300	418,600	446,800	474,500	501,800	529,900	561,900	599,800	670,700
32	343,600	368,800	402,900	422,400	446,800	474,500	501,800	529,900	561,900	599,800	670,700
33	346,200	372,100	406,600	426,100	446,800	474,500	501,800	529,900	561,900	599,800	670,700
34	347,400	375,400	406,600	426,100	446,800	474,500	501,800	529,900	561,900	599,800	670,700
35	348,700	378,800	406,600	426,100	446,800	474,500	501,800	529,900	561,900	599,800	670,700
36	381,500										

備考 この表は、警察官、皇室護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

外 報 (号)

口 公安職俸給表(二)

俸給の級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
俸給月額 円											
1	—	—	206,100	237,200	255,700	274,900	293,900	314,100	345,300	380,800	420,500
2	146,000	187,400	212,200	245,600	264,400	284,000	303,400	324,000	355,300	393,000	432,600
3	152,300	194,300	218,600	254,300	273,100	293,100	313,100	333,900	365,400	405,300	444,800
4	159,600	201,000	224,900	263,000	281,900	302,500	322,800	343,800	375,600	416,800	457,000
5	167,100	206,400	231,200	271,700	290,500	312,100	332,500	353,800	386,000	428,000	469,500
6	174,600	211,500	238,300	280,400	289,000	321,800	342,200	363,800	395,300	438,500	481,800
7	181,100	216,200	245,300	288,900	307,700	331,500	351,900	373,900	406,800	448,900	497,400
8	187,500	220,800	251,800	297,200	316,400	341,200	361,900	384,300	417,200	459,200	513,200
9	191,900	225,100	258,000	305,500	324,800	350,900	372,000	394,600	427,600	469,600	528,700
10	195,300	229,400	264,200	313,500	383,200	360,800	382,200	405,100	437,900	479,900	544,100
11	199,800	234,100	270,300	321,500	341,300	370,900	392,400	411,500	448,200	490,200	556,200
12	203,700	239,200	276,000	329,400	348,900	381,100	402,800	425,800	458,200	500,500	564,100
13	207,400	244,400	281,700	336,300	356,400	391,300	412,900	436,000	468,200	510,600	571,700
14	210,700	249,400	287,400	342,200	363,900	401,500	421,000	446,200	476,000	518,400	577,900
15	214,000	253,900	293,200	347,800	370,500	411,400	429,000	455,400	487,300	522,800	582,700
16	217,200	258,100	298,100	352,900	376,800	418,500	438,200	463,500	492,300	523,000	584,500
17	220,300	261,800	303,000	357,000	382,700	425,300	442,100	468,500	496,700	526,000	591,200
18	222,900	265,500	307,400	360,500	387,300	431,000	447,800	473,400	500,800	530,000	598,500
19	225,400	267,600	311,100	364,000	391,800	435,700	452,400	478,200	505,800	536,000	605,500
20	227,600	313,700	367,300	385,800	440,300	456,900	482,200	510,800	536,000	563,000	613,500
21	229,600	316,300	370,500	399,400	444,600	460,800	486,000	512,800	538,000	565,000	621,500
22	318,000	373,400	402,200	448,800	464,500	486,000	512,800	538,000	565,000	592,000	621,500
23	321,600	376,100	424,300	452,500	470,100	497,800	524,500	551,200	578,000	605,500	633,000
24	324,300	378,500	426,900	456,100	478,800	505,500	532,200	559,000	586,000	613,500	641,000
25	326,900	382,100	430,500	460,800	486,000	512,800	538,000	565,000	592,000	619,500	647,000
26	329,100	385,800	434,200	464,500	486,000	512,800	538,000	565,000	592,000	619,500	647,000

備考 この表は、検察官、公安調査官、少年院、海上保安官等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(外) 報 告

別表第五 海事職俸給表(第六条関係)

1 海事職俸給表(一)

職級の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	俸給月額 円						
1	—	—	241,600	281,600	315,200	351,100	434,400
2	156,900	207,100	249,600	292,500	326,000	363,900	447,500
3	166,000	215,500	257,800	303,300	336,900	376,800	460,500
4	175,200	223,800	267,600	314,100	347,600	389,600	473,500
5	184,500	231,100	277,300	324,600	358,300	402,300	486,300
6	194,400	238,000	286,900	335,000	369,000	414,900	498,800
7	203,600	244,200	296,200	345,100	379,400	427,400	511,300
8	210,000	250,600	305,200	354,700	389,700	439,900	523,200
9	215,900	257,900	313,400	364,300	398,700	452,000	534,200
10	220,200	264,700	321,500	373,300	409,600	463,500	543,400
11	223,500	271,400	329,600	381,900	419,400	474,900	552,500
12	226,700	277,400	337,400	391,200	429,000	486,200	560,800
13	228,900	283,000	345,200	400,400	438,200	496,200	568,400
14	233,100	288,400	352,900	409,400	447,200	505,000	574,200
15	236,200	293,200	360,600	417,300	454,600	513,000	578,800
16	239,400	297,800	368,000	425,200	461,100	520,600	581,700
17	242,600	302,400	375,300	433,000	467,200	527,400	588,800
18	245,800	305,700	382,000	438,900	472,900	532,600	597,600
19	247,900	308,100	383,600	443,500	476,500	537,600	605,100
20	—	—	390,000	448,300	483,900	541,800	612,700
21	—	—	393,900	452,900	488,500	545,900	612,700
22	—	—	397,700	457,300	492,600	550,400	612,700
23	—	—	401,500	461,600	496,500	550,400	612,700
24	—	—	405,200	465,800	496,500	550,400	612,700
25	—	—	408,800	469,600	500,400	—	—
26	—	—	412,200	473,300	500,400	—	—
27	—	—	415,600	477,000	500,400	—	—
28	—	—	419,000	—	—	—	—

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域とする船舶その他の人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

2 海事職俸給表(二)

職級の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	—	—	195,500	220,300	250,200	281,400
2	133,000	166,500	201,800	227,000	258,000	289,100
3	136,700	174,000	207,500	234,100	266,000	296,900
4	141,300	182,100	213,700	241,900	273,500	304,700
5	146,700	189,000	220,200	249,800	280,400	312,600
6	152,500	195,000	226,900	257,500	286,900	320,800
7	159,100	201,000	234,000	265,000	293,200	329,200
8	166,200	205,900	241,700	271,500	298,400	337,600
9	173,100	211,500	249,400	277,800	305,400	346,000
10	180,800	217,100	256,900	284,000	311,400	354,400
11	187,700	222,900	264,100	289,900	317,500	362,800
12	193,600	228,800	270,300	295,500	323,600	371,500
13	199,400	234,400	276,400	300,700	328,600	379,800
14	204,300	240,200	282,500	305,800	335,500	387,800
15	209,100	246,000	288,000	310,700	341,400	395,100
16	213,800	251,700	283,400	315,500	346,900	402,200
17	218,500	257,200	288,200	319,800	352,000	408,900
18	222,800	262,400	303,000	324,000	358,800	415,300
19	227,500	267,600	307,600	328,100	360,300	421,400
20	231,600	272,200	311,500	331,700	363,800	427,100
21	234,500	276,100	315,100	335,300	367,300	432,300
22	237,400	279,300	318,200	338,400	370,700	436,800
23	239,400	282,400	321,300	341,200	374,100	440,500
24	—	285,100	324,100	344,000	377,500	—
25	—	287,600	326,500	346,700	380,500	—
26	—	290,000	329,000	349,200	383,400	—
27	—	292,400	331,600	351,700	386,300	—
28	—	294,500	334,100	354,200	389,500	—
29	—	336,600	336,600	—	—	—
30	—	338,800	338,800	—	—	—

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一))の適用を受ける者を除く。)で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 教育職俸給表(第六条関係)

イ 教育職俸給表(一)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	—	—	240,000	273,700	343,900
2	156,200	196,100	248,800	284,500	355,700
3	163,800	204,400	257,800	295,300	367,600
4	173,300	212,800	266,600	306,100	379,600
5	183,100	221,400	276,200	317,000	391,800
6	190,600	230,100	285,900	328,100	403,700
7	197,800	238,800	296,000	339,000	415,600
8	205,000	247,400	306,200	349,900	427,500
9	212,600	256,000	316,000	360,800	439,400
10	221,000	264,700	325,700	371,600	451,300
11	227,700	273,600	335,300	382,200	463,300
12	235,800	282,400	344,900	391,700	475,600
13	243,600	291,100	354,600	401,000	488,000
14	251,100	298,700	364,300	410,200	500,500
15	258,000	306,300	373,800	419,100	513,300
16	264,800	313,100	382,900	427,600	525,700
17	271,100	319,700	391,800	435,800	536,800
18	277,400	326,300	400,200	443,900	547,800
19	283,600	332,800	408,400	451,700	558,500
20	289,500	339,100	416,400	459,300	568,600
21	295,300	345,400	424,100	466,900	577,700
22	303,800	351,700	431,700	474,400	584,700
23	305,900	357,900	438,500	481,200	589,800
24	311,000	364,000	445,200	487,900	594,600
25	315,100	370,000	450,000	494,000	
26	319,200	375,300	453,800	498,300	
27	323,000	379,400	457,800	501,900	
28	326,700	383,100	461,700	505,400	
29	329,500	386,700	465,000		
30	332,200	390,300	468,200		
31	334,900	393,900			
32	337,600	397,500			
33	340,200	401,000			
34	342,800	404,200			
35	345,400	407,300			
36	347,900				
37	350,300				
38	352,700				
	410,300				

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	—	—	294,100	326,300	392,300
2	143,100	184,700	303,900	402,400	
3	148,400	191,400	313,700	412,600	
4	156,200	198,000	323,500	422,700	
5	163,700	204,900	333,300	432,900	
6	172,300	211,900	343,100	443,200	
7	181,300	219,200	352,900	453,500	
8	187,800	226,600	362,700	463,800	
9	194,300	234,300	372,500	474,300	
10	200,700	242,400	382,500	485,000	
11	207,200	250,700	392,400	495,600	
12	215,800	260,000	402,300	505,300	
13	220,700	269,300	411,800	513,900	
14	227,900	278,600	421,200	521,600	
15	235,200	288,000	430,600		
16	242,700	297,400	439,900		
17	250,000	306,800	449,200		
18	257,300	316,500	458,500		
19	264,500	326,100	467,800		
20	271,000	335,700	476,400		
21	277,400	345,100	484,800		
22	283,500	354,500	492,900		
23	289,500	363,900	499,900		
24	295,500	373,300	504,100		
25	301,500	382,200			
26	307,500	390,500			
27	313,400	398,800			
28	318,300	407,200			
29	324,900	415,500			
30	329,100	422,600			
31	333,100	429,600			
32	336,900	435,400			
33	340,400	440,600			
34	343,200	445,500			
35	345,900	450,000			
36	348,500	453,000			
37	351,000				
38	353,500				
39	355,700				
40	357,900				

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(外) 報 告

八 教育職俸給表(三)

職務の品	1 級	2 級	3 級	4 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	—	—	255,000	388,000
2	143,100	158,300	264,700	397,000
3	148,400	166,200	274,500	406,000
4	156,200	174,800	284,300	415,000
5	163,700	184,700	294,100	424,100
6	172,300	191,400	303,900	433,300
7	181,300	198,000	313,700	442,600
8	187,800	204,900	323,500	451,500
9	194,200	211,900	333,300	459,700
10	200,500	219,200	343,000	467,700
11	206,600	226,600	352,700	475,400
12	212,800	234,300	361,700	483,000
13	219,100	242,400	370,500	490,600
14	225,900	250,700	379,300	494,900
15	232,400	260,000	388,100	499,000
16	238,900	269,300	396,600	495,400
17	245,100	278,600	405,000	505,300
18	251,300	288,000	413,500	514,800
19	257,400	297,400	421,900	524,200
20	263,200	306,800	430,300	533,600
21	268,600	316,500	438,200	543,200
22	273,900	326,000	445,100	551,100
23	278,800	335,500	451,600	559,400
24	283,500	344,300	456,900	567,300
25	287,300	353,300	461,400	575,200
26	291,100	361,700	465,200	583,100
27	294,500	369,900	468,400	591,300
28	297,500	377,800	471,400	599,400
29	300,100	385,500	476,400	607,300
30	302,600	392,500	481,400	615,200
31	304,900	399,500	485,200	623,100
32	307,300	406,300	488,400	631,300
33	309,400	412,500	491,400	639,400
34	418,600	423,900	496,400	647,300
35	423,900	434,600	499,400	655,200
36	428,500	435,600	503,400	663,100
37	432,900	440,000	507,400	671,300
38	436,700	445,700	511,400	679,400
39	439,300	450,300	515,400	687,300

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、助教諭、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

二 教育職俸給表(四)

職務の品	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	—	197,100	240,200	295,300	439,300
2	184,700	205,000	248,800	306,100	451,200
3	175,000	213,100	257,600	317,000	463,100
4	185,700	221,600	266,600	328,100	475,200
5	196,100	230,200	276,200	339,000	487,500
6	202,700	238,800	285,900	349,900	500,100
7	209,600	247,400	296,400	360,800	512,900
8	216,700	256,000	307,000	371,600	525,400
9	224,000	264,700	318,000	382,200	536,500
10	231,300	273,600	328,900	392,900	547,500
11	238,600	282,600	339,800	403,700	558,200
12	246,700	292,100	350,600	415,600	568,300
13	254,300	301,700	361,300	427,500	577,400
14	261,600	311,400	371,800	439,400	584,500
15	268,800	320,800	382,100	451,300	594,600
16	275,900	330,100	392,000	463,200	602,200
17	282,700	339,200	401,500	475,300	610,300
18	286,200	348,000	410,500	487,600	619,300
19	295,400	356,900	419,300	500,200	627,200
20	301,100	365,500	427,600	511,400	635,100
21	306,400	374,100	435,500	518,800	643,200
22	311,900	382,700	443,200	526,000	653,100
23	317,300	391,200	450,400	533,100	661,300
24	322,200	398,600	457,600	540,100	669,400
25	326,800	407,700	464,500	546,300	677,300
26	331,300	415,600	470,500	551,200	685,200
27	334,600	423,300	476,500	555,500	693,100
28	338,000	430,500	480,900	562,200	701,300
29	341,200	437,600	484,700	569,400	709,400
30	344,700	443,900	488,200	577,300	717,300
31	348,100	449,800	496,400	584,200	725,100
32	351,100	455,700	503,400	591,100	733,300
33	354,100	459,700	507,600	595,400	739,400
34	357,000	463,100	511,400	602,200	747,300
35	359,900	466,400	515,500	609,100	755,200

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 研究職俸給表(第六条関係)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	—	—	244,100	284,200	328,300
2	130,800	177,100	253,600	294,000	340,300
3	135,000	186,700	263,100	304,200	352,300
4	140,000	195,000	272,800	314,500	364,400
5	146,000	203,400	282,400	325,000	376,500
6	153,500	212,100	292,100	335,300	389,600
7	161,400	220,100	302,100	345,300	402,900
8	169,300	228,000	312,200	355,100	416,700
9	177,200	236,000	322,300	364,800	430,500
10	184,300	243,900	332,100	374,500	444,400
11	191,300	251,300	341,200	384,100	458,300
12	198,300	258,500	349,900	393,700	472,100
13	205,300	265,600	358,200	403,200	485,900
14	212,400	272,600	365,600	412,700	499,400
15	220,300	279,500	372,700	422,200	512,700
16	228,100	286,200	379,700	431,700	525,900
17	234,100	293,000	386,500	441,100	539,300
18	240,100	299,800	393,300	450,400	550,800
19	245,800	306,800	400,000	459,500	559,400
20	251,400	313,800	406,200	467,200	566,900
21	257,000	320,700	412,000	474,900	573,100
22	262,600	327,600	417,500	480,400	578,500
23	268,000	334,500	422,600	485,100	582,700
24	273,300	340,000	427,200	489,100	586,100
25	278,400	345,300	431,500		
26	282,600	349,400	435,100		
27	286,600	353,300	438,600		
28	290,700	357,200			
29	292,800	361,000			
30	295,700	364,800			
31	298,400	368,000			
32	300,900				

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に從事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 医療職俸給表(第六条関係)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	—	284,100	321,400	411,600
2	227,600	295,800	333,300	424,200
3	237,000	307,500	345,400	436,400
4	247,400	319,300	357,600	448,400
5	257,800	331,100	369,600	460,400
6	269,100	343,100	381,600	472,400
7	280,700	355,100	394,000	484,000
8	292,300	367,100	406,800	495,500
9	303,800	379,100	419,300	506,800
10	315,100	391,400	431,500	518,100
11	324,800	402,500	443,500	539,400
12	334,000	413,000	455,100	540,200
13	343,200	423,100	466,600	551,000
14	352,300	432,900	477,900	561,700
15	361,400	442,700	489,100	571,700
16	370,300	452,300	500,100	581,200
17	379,200	461,900	510,800	590,000
18	387,300	471,500	521,500	597,100
19	392,700	479,100	532,100	602,300
20	398,100	486,300	540,300	607,100
21	401,200	492,800	548,300	
22		497,600	553,800	
23		502,300	559,100	
24		506,800	564,200	
25		511,300	568,700	
26		515,000	573,000	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

(外) 報 告

□ 医療職俸給表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号 俸	俸給月額							
1	—	—	197,700	219,600	254,700	294,300	329,100	394,900
2	185,100	170,000	204,100	227,400	263,800	304,600	340,800	407,600
3	140,500	176,200	210,900	235,500	272,900	314,400	352,600	420,400
4	147,000	182,500	218,500	243,700	282,100	324,200	364,500	433,600
5	153,500	188,700	226,200	251,900	291,300	334,000	376,400	446,900
6	160,500	194,700	234,200	260,100	300,500	343,900	388,500	460,200
7	167,600	200,700	242,200	268,300	309,900	353,900	401,000	474,200
8	173,500	206,700	250,200	276,700	319,500	364,000	413,600	488,500
9	179,400	213,200	258,300	285,000	329,100	374,300	425,800	502,400
10	184,300	220,300	266,300	283,500	338,800	384,700	437,600	516,000
11	189,200	227,200	274,300	302,000	348,600	394,900	449,200	524,200
12	193,900	233,600	282,300	310,300	357,500	405,100	458,100	531,700
13	198,400	239,800	290,200	318,600	367,000	414,900	467,000	538,700
14	202,500	246,000	298,100	326,700	375,500	422,800	474,600	545,400
15	206,800	251,800	305,900	334,700	382,700	430,200	482,300	550,800
16	211,200	257,400	313,600	341,100	389,600	435,200	486,800	555,300
17	215,500	262,700	320,800	347,100	395,500	439,800	491,100	565,300
18	219,800	267,900	327,600	353,000	401,200	444,200	498,100	575,900
19	223,200	272,800	332,700	357,300	406,000	448,100	498,100	586,900
20	226,300	277,500	337,400	361,500	410,400	451,900	498,100	596,600
21	229,300	281,100	341,400	365,600	414,700	458,100	506,600	605,300
22	231,700	283,900	344,600	369,300	418,400	462,000	510,700	615,300
23	233,700	286,700	347,600	372,800	422,000	465,000	514,700	625,300
24	234,000	289,300	350,500	376,000	426,000	468,000	518,700	635,300
25	234,000	291,800	353,400	378,900	428,000	471,000	521,700	645,300
26	234,000	294,000	356,200	381,700	431,000	474,000	524,700	655,300
27	234,000	296,200	359,000	384,500	433,800	477,000	527,700	665,300
28	234,000	301,500	361,300	387,300	436,800	480,000	530,700	675,300
29	234,000	303,800	363,900	389,300	439,800	482,000	533,700	685,300
30	234,000	306,100	366,600	391,300	442,800	485,000	536,700	695,300
31	234,000	308,200	368,900	393,300	445,800	488,000	540,700	705,300
32	234,000	310,400	370,600	395,300	450,800	491,000	543,700	715,300
33	234,000	312,600	373,300	398,300	454,800	494,000	546,700	725,300
34	234,000	314,800	375,900	401,300	458,800	497,000	549,700	735,300
35	234,000	317,000	378,600	404,300	462,800	500,000	552,700	745,300
36	234,000	319,200	380,300	407,300	466,800	503,000	555,700	755,300
37	234,000	321,400	382,900	410,300	470,800	506,000	558,700	765,300
38	234,000	323,600	384,600	413,300	474,800	509,000	561,700	775,300
39	234,000	325,800	386,300	416,300	478,800	512,000	564,700	785,300

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

八 医療職俸給表(三)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号 俸	俸給月額							
1	—	—	213,000	233,600	263,500	293,500	331,100	390,900
2	147,800	173,800	219,000	240,600	271,700	308,000	342,900	403,500
3	153,200	181,800	226,200	247,700	280,000	317,700	354,700	415,800
4	158,000	190,000	233,300	254,800	288,100	327,700	366,500	428,000
5	164,800	195,700	240,300	261,900	296,200	337,700	378,500	440,100
6	172,800	201,300	247,300	269,200	304,500	347,700	390,900	452,200
7	178,000	206,900	254,300	276,500	312,700	357,800	406,200	463,200
8	188,700	212,700	261,300	283,800	320,900	368,000	420,400	472,600
9	193,500	218,700	266,300	291,200	328,800	378,900	430,300	481,800
10	198,300	225,500	275,400	298,900	336,800	389,000	440,200	490,400
11	203,100	232,500	282,500	306,600	344,900	399,800	452,200	507,200
12	208,000	239,500	286,700	314,200	353,000	410,200	463,200	517,200
13	213,100	246,500	295,900	321,700	361,100	420,400	473,700	527,200
14	218,000	253,500	304,300	329,200	369,400	436,300	486,300	537,200
15	223,400	260,400	311,600	336,700	377,700	440,200	490,400	547,200
16	228,900	267,200	318,700	343,900	386,200	449,900	497,900	557,200
17	234,300	273,900	325,600	351,200	394,100	458,900	502,900	567,200
18	239,700	280,500	332,500	358,400	401,100	466,300	507,200	577,200
19	245,000	286,700	339,200	371,900	416,800	473,700	511,200	587,200
20	250,300	292,800	345,900	377,800	421,800	478,600	516,200	597,200
21	255,300	298,900	352,600	377,800	416,800	482,800	521,200	607,200
22	260,300	305,000	358,900	383,600	420,800	486,500	527,200	617,200
23	264,800	311,100	364,500	388,100	424,400	490,400	533,200	627,200
24	269,200	317,200	369,800	392,300	427,100	494,400	539,200	637,200
25	273,500	322,800	374,600	396,000	430,800	500,000	545,200	647,200
26	277,700	327,900	378,500	399,600	436,800	506,000	551,200	657,200
27	281,500	332,300	382,300	402,600	440,800	510,000	557,200	667,200
28	285,100	336,600	385,500	405,200	443,800	513,000	563,200	677,200
29	288,000	340,700	388,500	408,000	446,800	516,000	569,200	687,200
30	290,800	343,400	391,300	410,000	449,800	518,000	573,200	697,200
31	293,500	346,100	394,800	412,000	452,800	521,000	581,200	707,200
32	296,200	348,700	397,500	414,000	455,800	524,000	584,200	717,200
33	298,800	351,300	400,200	416,000	458,800	527,000	587,200	727,200
34	301,300	353,900	303,700	356,300	359,300	362,000	365,200	375,200
35	303,700	356,300	306,000	361,000	364,000	367,000	378,200	388,200
36	306,000	358,700	308,200	363,100	366,000	370,000	381,200	392,200
37	308,200	361,100	310,400	368,300	371,000	373,000	384,200	396,200
38	310,400	363,500	312,600	374,600	376,300	375,000	387,200	399,200

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健康婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

外) 号報官

平成五年十一月四日 参議院議長 謹啓 三般								
別表第一 參事官等俸給表(第四条—第六条関係)								
号 備	俸給月額	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	号 備	指定期
1	230,000	313,200	350,200	392,200	446,000	568,000	1	円
2	236,700	323,700	363,100	405,900	462,300	629,000	2	円
3	248,700	334,500	376,100	419,700	478,800	699,000	3	円
4	258,000	345,700	389,100	433,500	495,400	776,000	4	円
5	270,100	356,900	402,100	447,600	512,100	836,000	5	円
6	279,700	368,000	415,300	461,600	528,900	698,000	6	円
7	290,700	379,100	428,800	475,600	546,000	780,000	7	円
8	300,600	390,200	442,300	489,600	563,400	850,000	8	円
9	310,600	401,300	455,800	503,500	580,400	918,000	9	円
10	320,700	412,400	468,700	517,300	597,300	1,018,000	10	円
11	331,100	423,400	481,200	529,600	610,600	1,190,000	11	円
12	341,600	434,400	493,500	541,000	619,300	1,290,000	12	円
13	352,400	445,400	504,000	550,600	627,500	1,390,000	13	円
14	363,200	455,900	512,700	558,600	634,400	1,490,000	14	円
15	374,000	464,400	521,200	563,700	641,700	1,590,000	15	円

別表第一 參事官等俸給表(第四条—第六条関係)								
号 備	俸給月額	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	号 備	指定期
16	384,800	472,400	527,000	582,200	640,000	708,000	16	円
17	395,400	477,800	532,200	587,200	645,000	713,000	17	円
18	405,700	482,700	537,200	592,700	650,000	718,000	18	円
19	415,700	487,500	542,700	597,200	655,000	723,000	19	円
20	424,600	491,800	547,200	602,700	660,000	728,000	20	円
21	432,400	496,300	552,200	607,700	665,000	733,000	21	円
22	439,600	500,000	557,200	612,700	670,000	738,000	22	円
23	445,800	504,300	562,200	617,700	675,000	743,000	23	円
24	451,200	508,000	567,200	622,700	680,000	748,000	24	円
25	455,500	511,300	572,200	627,700	685,000	753,000	25	円

参考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官そ
の他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

審査報告書
防衛厅の職員の給与等に関する法律の一項を
改正する法律案

右は多數をもって可決すべきものと認決した。
よって要領書を添えて報告する。

官 報 (号 外)

別表第二百四十六条の三、第五条、第六条、第二十七条の三、第二十八条の三の三関係官俸給付表(第四条、第五条、第六条、第七条の三、第二十九条の三の三関係官俸給付表)

び空符補の(二)欄に走める類の操作を支給するものとする。

(三) この表の 1 等陸佐、1 等海佐及び 1 等空佐の(一)欄又は(二)欄に定める額の俸給の支給を受ける戦員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定めるものとする。

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定（一等陸士、一等海士及び一等空士の欄五号俸に係る部分並びに二等陸士、二等海士及び二等空士の欄二号俸及び三号俸に係る部分に限る。）及び附則第十一項の規定は、平成六年四月一日から施行する。

2 この法律（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第六項において同じ。）による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律（以下「新法」という。）の規定は、平成五年四月一日から適用する。

（俸給の切替え）

3 平成五年四月一日（以下「切替日」という。）における職員の俸給月額は、附則第五項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の級又は階級（当該階級が陸士、海将又は空将である場合にあっては防衛庁の職員の給与等に関する法律（次項において「法」という。）別表第一の陸将補、海将補及び空将補の欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は二等空佐である場合にあっては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の〔〕欄、〔〕欄又は〔〕欄をいう。以下同じ。）における者が受けていた俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）に対する号俸による額とする。

4 前項の規定により切替日における俸給月額（以下「新俸給月額」という。）を定められる職員に対する切替日以後における最初の法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）第八条第六項の規定の適用については、旧俸給月額を受けていた期間（総理府令で定める職員にとっては、総理府令で定める期間）を新俸給月額を受ける期間に通算する。

（最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等）

5 切替日の前日において職務の級又は階級の最高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けていた職員の新俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。

（切替日からの異動者の俸給月額等）

6 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、この法律による改正前の防衛庁の職員の給与等に関する法律（以下「旧法」という。）の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成五年法律第一号）による改正前の一般職給与法別表第一（以下「新法」とい

7 切替日から平成六年三月三十一日までの間ににおいては、新法第十四条第三項において準用する一般職給与法第十二条の三第二項中「次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる割合」とあるのは、新法第十四条第三項後段及び

8 附則第三項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級又は階級及びその者が受けた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従って定められたものでなければならぬ。

（調整手当に関する暫定措置）

9 切替日から平成六年三月三十一日までの間に右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

10 新法の規定を適用する場合においては、旧法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内訳とみなす。

11 附則第五項、第七項及び第八項の規定は、平成六年三月三十一日において一等陸士、一等海士若しくは二等空士である自衛官として在職している者の同年四月一日における俸給月額の切替え等について適用する。

12 附則第三項から前項までに定めるものはか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

審査報告書

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

13 右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成五年十一月四日

法務委員長 猪瀬 重一
参議院議長 原 文兵衛殿

（旧俸給月額を受けていた期間の通算）

14 前項の規定により切替日における俸給月額

ある職員の新法の規定による当該適用の日又はある職員の新法の規定による当該適用の日又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。

（給与の内訳）

15 新法の規定を適用する場合においては、旧法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内訳とみなす。

（三・五）と読み替えるものとする。

16 及び官署の区分に応じ、百分の二・五又は百分

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額の改定を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴い、平成五年度に必要な経費は、約三億三千八百万円である。

平成五年十月二十八日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 原 文兵衛殿

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「百二十八万二千円」を「百三十万七千円」に、「百四万円」を「百六万円」に改める。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

区 分	報 酬 月 額
最 高 裁 判 所 長 官	二、二〇八、〇〇〇円
最 高 裁 判 所 判 事	一、六二一、〇〇〇円
東 京 高 等 裁 判 所 長 官	一、五四三、〇〇〇円
そ の 他 の 高 等 裁 判 所 長 官	一、四三〇、〇〇〇円
一 号	一、二九〇、〇〇〇円
二 号	一、二三八、〇〇〇円
三 号	一、〇六〇、〇〇〇円
四 号	八九八、〇〇〇円
五 号	七七六、〇〇〇円
六 号	六九九、〇〇〇円
七 号	六二九、〇〇〇円
八 号	四七三、三〇〇円
九 号	四五一、四〇〇円
十 号	三八三、五〇〇円
十一号	三五七、四〇〇円
十二号	三一九、七〇〇円
十三号	二九一、七〇〇円
四 号	五六八、〇〇〇円

簡易裁判所判事

一 号	四五二、四〇〇円
二 号	四一三、二〇〇円
三 号	三八三、五〇〇円
四 号	三五七、四〇〇円
五 号	三三〇、七〇〇円
六 号	二九一、七〇〇円
七 号	二八〇、八〇〇円
八 号	二七九、七〇〇円
九 号	二六九、六〇〇円
十 号	二五九、五〇〇円
十一号	二四九、四〇〇円
十二号	二三九、三〇〇円
十三号	二二九、二〇〇円

判 事 补

官報(号外)

十四号	一一五五、四〇〇円	区	分	俸給月額
十五号	一一五六、一〇〇円	事	總長	一、六一、〇〇〇円
十六号	一一一一、五〇〇円	次長	檢事	一、三一七、〇〇〇円
十七号	一一一一、八〇〇円	東京高等檢察廳檢事長		一、四三〇、〇〇〇円
		その他の檢事長		一、三一七、〇〇〇円
		一 号		一、二九〇、〇〇〇円
		二 号		一、一三八、〇〇〇円
		三 号		一、〇六〇、〇〇〇円
		四 号		八九八、〇〇〇円
		五 号		七七六、〇〇〇円
		六 号		六九九、〇〇〇円
		七 号		六二九、〇〇〇円
		八 号		五六八、〇〇〇円
		九 号		四五二、四〇〇円
		十 号		四一三、二〇〇円
		十一号		三八三、五〇〇円
		十二号		三五七、四〇〇円
		十三号		三三〇、七〇〇円
		十四号		三一二、七〇〇円
		十五号		二九一、七〇〇円
		十六号		二八〇、八〇〇円
		十七号		二五五、四〇〇円
		十八号		二四六、一〇〇円

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、平成五年四月一日から適用する。

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与とみなす。

のであって、妥当な措置と認める。
一、費用
本法施行に伴い、平成五年度に必要な経費は、約三億三千三百万円である。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成五年十月二十八日

衆議院議長 土井たか子

檢

事

官	檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案	參議院議長 原 文兵衛殿	衆議院議長 土井たか子	檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案	參議院議長 原 文兵衛殿	檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案	參議院議長 原 文兵衛殿
要領書							
一、委員会の決定の理由	検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。						
本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額の改定を行おうとするも	第九条中「六十八万六千円」を「六十九万九千円」に改める。						
別表を次のように改める。							

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成五年十一月五日

参議院議長 原 文兵衛殿 大森 昭

平成五年十月二十八日
右の本院提出案をここに送付する。
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部
を改正する法律案

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書に適用される別表第一及び別表第二の給料表の全部改定等を行おうとするものであって、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に要する経費は、平成五年度にお

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部
を改正する法律

年法律第四十九号の一部を次のように改訂する。
別表第一及び別表第二を次のように改める。

事	副	検	附	則
十 九 号	二 十 号	二 十一 号	二 十二 号	二 十三 号
二 〇〇円	一 八〇〇円	一 九〇〇円	一 九〇〇円	一 九〇〇円
六 一九、〇〇〇円	四 七三、三〇〇円	四 五二、四〇〇円	四 一三、一〇〇円	四 一三、一〇〇円
三 号	四 号	五 号	六 号	七 号
四 五二、四〇〇円	四 一三、一〇〇円	三 八三、五〇〇円	三 五七、四〇〇円	三 五〇、七〇〇円
四 〇〇円	四 〇〇円	四 〇〇円	三 五〇、七〇〇円	三 一一、七〇〇円
九 号	十 号	十 一 号	十 二 号	十 三 号
一 九一、七〇〇円	二 八〇、八〇〇円	二 五五、四〇〇円	二 四六、一〇〇円	二 三一、五〇〇円
一 九〇、五〇〇円	一 九七、四〇〇円	一 九七、四〇〇円	一 九六、一〇〇円	一 九五、八〇〇円
十 六 号				

別表第一(第三条関係)

級	号	給	給	料	月	額
一	一	三	三	五	四	三五四、六〇〇円
二	二	四	四	六	五	四三四、九〇〇円

- 1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、平成五年四月一日から適用する。

- 2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律

律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部
を改正する法律案

審査報告書

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部

五三七、六〇〇円
五四九、九〇〇円
五五八、一〇〇円

三

二一

八七六五四三一

別表第一(第三条関係)

級	号	給	給 料 月 額
一	一	二	二六五、六〇〇円 二七五、六〇〇円
二	一	二	三一四、三〇〇円 三二二、五〇〇円 三三〇、六〇〇円
三	一	二三四五	三七六、四〇〇円 三八五、四〇〇円 三九四、四〇〇円 三四六、九〇〇円
四	一	二三四	四〇三、四〇〇円 四〇九、五〇〇円

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定は、平成五年四月一日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の国会議員の秘書の給与等に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

(期末手当の額の特例)

3 平成五年六月一日から一般職の職員の給与等

うに改正する。

附則に次の一項を加える。

平成五年六月一日から一般職の職員の給与等に関する法律(平成五年法律第号)による改正前的一般職の職員の給与等に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十九条の四

号)による改正する法律(平成五年法律第四十号)による改正前的一般職の職員の給与等に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十九条の四

号)による改正する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十九条の四

別表第一中「八 五〇九、九〇〇円」を「九 五〇九、九〇〇円」に、

別表第一中「三 五五八、一〇〇円」を「四 五六六、三〇〇円」に改める。

別表第一中「八 五〇九、九〇〇円」を「九 五二七、四〇〇円」に、

別表第一中「三 五五八、一〇〇円」を「四 五六六、三〇〇円」に改める。

4 国会議員の秘書の給与等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のよう

官 報 (号 外)

平成五年十一月五日 参議院会議録第五号(その一)

一四

明治十五年三月三十日

所
行
發
元一〇五 東京都港区
虎ノ門二丁目二番四号

電 話
—
03
(3587)
4294

定価
本号一部
(税一二円を含む)
四一二円
(配送料別)